

農業・食品産業競争力強化支援事業実施要領の制定について

16生産第8266号
平成17年4月1日
総合食料局長
生産局長 通知
経営局長

改正 平成17年 9月 1日 17生産第2953号

最終改正 平成18年 3月31日 17生産第8572号

農業・食品産業競争力強化支援事業については、先に農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8264号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その細部について、農業・食品産業競争力強化支援事業実施要領を別紙のとおり定めたので、御了知の上、本事業の実施につき、適切な御指導をお願いします。

おって、貴局管内の県知事及び地方農政事務所長には、貴職から通知されたい。

農業・食品産業競争力強化支援事業実施要領

第1 共通事項

1 事業の実施

(1) 事業の実施計画の作成

農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8264号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第4の1に定める事業実施計画は、第2に掲げる事業ごとに作成するものとする。

(2) 事業の実施計画の重要な変更

要綱第4の4の生産局長等が別に定める事業の実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。

- ア 事業の中止又は廃止
- イ 成果目標の変更
- ウ 事業実施主体の変更
- エ 事業実施期間の変更
- オ 施行箇所及び設置場所の変更
- カ 補助事業費又は事業量の3割を超える変更
- キ 施設等の新設又は廃止

2 事業実施状況の報告等

要綱第8の事業実施状況の報告については、第2に掲げる事業ごとに行うものとする。

3 事業の評価

要綱第9の事業評価については、第2に掲げる事業ごとに行うものとする。

第2 事業別事項

- 1 広域連携等産地競争力強化支援事業：別記1
- 2 広域連携アグリビジネスモデル支援事業：別記2

(別記1)

広域連携等産地競争力強化支援事業

第1 事業の取組等

1 事業の取組

広域連携等産地競争力強化支援事業(以下「広域競争力強化事業」という。)のうち推進事業及び整備事業で実施する取組は以下に掲げるとおりとする。

- (1) 競争力強化生産総合タイプ(要綱第2の1から4までのいずれかを目標とする取組をいう。)
- (2) 輸入急増戦略的対応特別タイプ(ねぎ、トマト、ピーマン、たまねぎ、にんにく、なす、にんじん、はくさい、ほうれんそう、さといも及びこれらの品目からの転換品目(以下「輸入急増野菜」という。)又はいぐさ・畳表を対象とし、要綱第2の4を目標とする取組をいう。)

2 事業の成果目標

要綱第3の1の生産局長等が定める成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、別表1に掲げるとおりとする。

3 目標年度

要綱第3の1の生産局長等が別に定める目標年度は、原則として、推進事業(要綱別表第1の事業種類の欄の(以下「要綱別表第1の」という。)の事業内容の欄の1に定める事業をいう。以下同じ。)及び知識集約型産業創造対策事業(要綱別表第1の事業種類の欄のの事業内容の欄に定める事業をいう。以下同じ。)にあっては事業実施年度(複数年度の事業にあっては事業完了年度とすることができる。)とし、整備事業(要綱別表第1のの事業内容の欄の2に定める事業をいう。以下同じ。)にあっては事業実施年度(複数年にわたる事業にあっては、事業完了年度。)の翌々年度とする。

ただし、次に掲げる事業はこの限りではない。

(1) 整備事業の(1)の工

ア 果樹・・・事業実施年度から8年後

イ 茶・・・事業実施年度から7年後

(2) 整備事業の(4)のウ及びエ・・・事業実施年度から6年以内

4 事業実施主体

(1) 要綱別表第1の事業実施主体の欄の8の生産局長等が別に定めるその他農業者の組織する団体は、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体とする。

(2) 要綱別表第1の事業実施主体の欄の11の生産局長等が別に定める市場関係者とは次に掲げるものとする。

ア 中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者であって、地方公共団体又は第3セクターによって構成されているもの。

イ 卸売業者、仲卸業者、売買参加者、農業者団体で構成する団体又は協議会(会則等の定めがあるものに限る。)であって、営利を目的としないもの。

(3) 要綱別表第1の事業実施主体の欄の12の特認団体となりうる団体は、次のとおりとする。

ア 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、これらの者が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの。

イ その他事業実施を希望する団体が、地域農業の核となる者で事業目的に資するもの。

(4) 要綱別表第1の の事業実施主体の欄の生産局長等が別に定める民間団体等とは、次に掲げる者とする。

ア 本事業を行う意志及び具体的計画を有し、かつ、事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。

イ 本事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であること。

5 事業の対象地域

(1) 整備事業の主たる受益地は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農業振興地域の農用地区域及び生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条に基づく生産緑地地区（以下「生産緑地」という。）とする。

ただし、要綱別表第1の整備事業の（4）の畜産物共同利用施設のうちアからウまで、才及び力の施設並びに（5）の共同利用機械（家畜ふん尿の処理利用機械に限る。）は、上記の区域以外を主たる受益地とすることができる。

(2) 整備事業のうち野菜、果樹及び花きを事業対象とする場合においては、市街化区域（生産緑地を含む。）内においても実施できるものとし、この場合の事業の内容については、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 耕種作物小規模土地基盤整備（以下「小規模土地基盤整備」という。）は、補助対象としないものとする。

イ 市街化区域（生産緑地を除く。）で実施できる事業の内容は、耐用年数が10年以内のものに限ることとする。

6 補助対象上限事業費

要綱第3の3の生産局長等が別に定める機械及び施設等の上限額は、別表2に掲げるとおりとする。

7 費用対効果分析

要綱別表第1の の整備事業の採択要件の欄の5の「すべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること」の判断にあたっては、投資が過剰とならないよう、整備する施設・機械等の導入効果について、「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業における費用対効果分析の実施について」（平成17年4月1日付け16生産第8452号農林水産省総合食料局長、経営局長、生産局長通知。以下「費用対効果分析通知」という。）により費用対効果分析を実施し、投資効果等を十分検討するものとする。

8 不正行為等に対する措置

国は、広域競争力強化事業の事業実施主体の代表者、理事又は職員等が、広域競争力強化事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

9 環境と調和のとれた農業生産活動の促進

整備事業の事業実施主体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号生産局長通知。)に基づき、原則として、以下の施設等については、事業実施状況報告の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する農業者から、点検シートの提出を受け、点検を実施した旨を確認するものとする。

ただし、施設等を利用する農業者が不特定多数である等、点検シートの提出を受ける農業者の特定が困難な場合は、この限りではない。

(1) 整備事業の(1)

(2) 整備事業の(2)のうち飼料増産又は耕種作物活用型飼料増産に係るもの

(3) 整備事業の(3)

(4) 整備事業の(4)のうち畜産生産基盤育成強化及び飼料増産並びに耕種作物活用型飼料増産に係るもの

(5) 整備事業の(5)のうち耕種作物及び飼料増産並びに耕種作物活用型飼料増産に係るもの

10 農業共済等の積極的活用

国は、広域競争力強化事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業実施地区及び事業の受益者に対し、「農業災害補償法」(昭和22年法律第185号)に基づく農業共済(以下「農業共済」という。)への積極的な加入を指導するものとする。

11 園芸用使用済プラスチック等の適正処理

園芸用使用済プラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、広域競争力強化事業の事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」(平成13年3月23日付け環産第116号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)、「園芸用使用済プラスチック適正処理に関する指導について」(平成7年10月23日付け7食流第4208号農林水産省食品流通局長通知)等に基づき、園芸用使用済プラスチック等の適正処理を推進するための組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

12 周辺景観との調和

本事業により、共同利用施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

第2 事業の実施期間

要綱第6の生産局長等が別に定める事業は、次に定めるものとする。

(1) 整備事業の(4)のアの畜産物処理加工施設(産地食肉センターの整備に限る。)とし、その実施期間については、2年又は3年とすることができるものとする。

(2) 知識集約型産業創造対策事業については、2年とすることができるものとする。

第3 事業の実施等の手続

1 事業実施計画の作成内容及び提出手続

(1) 事業実施主体は、別記様式第1号及び第2号により、要綱第4の事業の実施計画を作成し、原則として事業実施主体が所在する都道府県の地方農政事務所（北海道にあっては北海道農政事務所、当該府県に地方農政事務所が存在しない場合は地方農政局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下同じ。）を經由（知識集約型産業創造対策事業を除く。以下同じ。）し、地方農政局長（北海道及び知識集約型産業創造対策事業にあっては農林水産省総合食料局長（以下「総合食料局長」という。）農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）及び農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）（以下「生産局長等」という。）沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出するものとする。

なお、知識集約型産業創出対策事業にあっては、別に定める公募要領により提案公募の実施後、提出するものとする。

(2) 事業実施期間が複数年にわたる事業にあっては、事業実施計画と併せ全体計画を作成の上、提出するものとする。

(3) 事業実施主体（知識集約型産業創造対策事業を除く。）は、(1) の提出を行う場合、予め関係する市町村及び都道府県と調整を図ることとする。

(4) 国は、事業実施主体に対し、(3) の調整の結果について、必要に応じ提出を求めることができるものとする。

(5) 要綱別表第1の における推進事業及び整備事業の特認事業及び事業実施主体の欄の特認団体の協議は、別記様式第3号により(1) の事業の実施計画を提出する際に併せて行うものとする。

2 事業計画の承認基準

(1) 推進事業及び整備事業

地方農政局長は、要綱別表第1の の採択要件の欄に定める採択要件及び事業実施計画が、別表3に定める事項等の確認により、次に掲げるすべての項目を満たす場合限り、事業計画の承認を行うものとする。

ア 取組の内容が広域競争力強化事業の目標に沿っていること。

イ 事業実施計画の内容が、安心・安全な食料の安定供給が図られ、国産農畜産物の競争力の強化等に寄与すると認められること。

ウ 整備を予定している機械及び施設等が、成果目標達成に直結するものであること。

エ 利用計画に基づく機械及び施設の適正な利用が確実であると認められ、かつ、機械及び施設の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれること。

オ 機械及び施設等の能力及び規模が、受益者数、受益地域の範囲等からみて適正であり、かつ、過大なものではないこと。

カ 整備を予定している施設のうち、処理・加工、販売、食材供給等の機能を有する施設については、当該施設で取り扱う農畜産物の仕入・販売等に関する計画が明らかになっていること。

キ 機械及び施設等の管理及び運営に当たり、収支計画が明らかになっており、収支の均衡がとれていると認められること。

ク 機械及び施設等別の投資費用及び規模が、上限事業費等の範囲内で、必要最小限のものと認められること。

ケ 事業実施主体において事業実施主体負担分の適正な資金調達と償還計画及び維持管理計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれること。

コ 米、麦、大豆、てん菜又はでん粉原料用ばれいしょを対象とする推進事業及び整備事業については、担い手への集中化・重点化に向け、次に掲げる全ての要件を満たした集落ごとのマップ又はリストを作成すること等により、新たな経営安定対策の導入に向けた担い手の確保に取り組んでいる地域に所在する事業実施主体において実施するものとする。

(ア) 新たな経営安定対策の対象者を確保するため、働きかけの対象者や組織が明らかにされていること。

(イ) (ア)の働きかけの対象者や組織が、現時点で新たな経営安定対策の対象者要件を満たしているか否かが明らかにされていること。

サ 整備事業を実施する事業実施主体は、「地産地消の実践的な計画の策定について」(平成17年6月15日付け17生産第1432号農林水産省生産局長通知。)に基づき、主たる受益地の市町村又は事業実施主体が地域における地産地消の実践的な計画(以下「地産地消推進計画」という。)を策定していること、又は事業実施期間中に策定することが確実と見込まれることとする。

なお、都道府県域等の広域的な範囲を受益地としている事業にあっては、都道府県が地産地消推進計画を策定していること、又は事業実施期間中に策定することが確実と見込まれることとすることができる。

ただし、平成17年度以前に事業が採択され、平成18年度以降も継続して実施する整備事業にあっては、策定を必要としない。

シ 農山漁村における女性の参画の促進

本対策において、事業実施主体が、農業協同組合又は農業協同組合連合会である場合は、次に掲げる女性の参画に関する事項を設定していること、又は事業実施期間中に設定することが確実であると見込まれることとする。

なお、平成17年度以前に事業が採択され、平成18年度以降も継続して実施する整備事業にあっては、これを適用しない。

(ア) 事業実施主体が農業協同組合である場合は、当該組織における女性の選出枠の設定その他女性の参画に関する数値目標

(イ) 事業実施主体が農業協同組合連合会である場合は、都道府県内の農業協同組合における女性の選出枠の設定その他女性の参画に関する数値目標

ス 飼料自給率の向上

乳用牛及び肉用牛を対象として、畜産振興に係る整備事業(畜産環境及び畜産物の処理・加工・流通関連施設を除く。)を実施する事業実施主体は、「畜産関連事業における飼料自給率向上計画の策定について」(平成18年3月31日付け17生

畜第2867号生産局長通知)」に基づく飼料自給率向上計画を策定していること又は事業実施期間中に策定することが確実であると見込まれるものとする。

セ 耕作放棄地対策の推進

地方農政局長等は、事業実施計画の承認に当たり、原則として、「農業経営基盤強化促進法に基づく都道府県基本方針及び市町村基本構想の見直し等について」(平成17年9月1日付け17経営第3348号農林水産省経営局長通知)に定めるところにより、当該市町村の基本構想において、遊休農地の農業上の利用の増進に関する事項及び特定法人貸付事業に関する事項を定める等の見直しが行われている市町村若しくは事業実施期間中に行われることが確実と見込まれる市町村に所在する事業実施主体又はこれらの市町村を主たる受益地とする事業実施主体の事業実施計画を優先するよう配慮するものとする。

(2) 知識集約型産業創造対策事業

生産局長は、次に掲げるすべての項目を満たす場合に限り、事業計画の承認を行うものとする。

ア 別に定める公募要領による要件を満たしていること。

イ 取組の内容が広域連携等産地競争力強化支援事業の目標に沿っていること。

ウ 事業実施計画の内容が、安心・安全な食料の安定供給が図られ、国産農畜産物の競争力の強化等に寄与すると認められること。

3 事業の着工

事業の着工(機械の発注を含む。)は、原則として、補助金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急、かつ、やむを得ない事情がある場合には、「農業・食品産業競争力強化支援補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて」(平成17年4月1日付け16生産8267号農林水産省総合食料局長、経営局長、生産局長通知)により、交付決定前に着工することができるものとする。

4 管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、本事業により整備した整備事業の(1)から(6)までの共同利用機械・施設等(以下(2)及び(3)において「施設等」という。)について、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が本事業により整備した施設等の管理運営を直接行い難しい場合には、「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)等に定めのある場合を除き、原則と

して、本事業の実施地域に係る団体であって、地方農政局長が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営させることができるものとする。

(3) 指導監督

地方農政局長は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

5 事業名等の表示

事業実施主体は、広域競争力強化事業により整備した共同利用機械・施設等には、事業名等を表示するものとする。

第4 融資措置

事業の推進に必要な資金については、農林漁業金融公庫資金（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫資金）及び農業近代化資金の融通を別に定めるところにより受けることができるものとする。

第5 事業実施状況の報告

1 事業実施状況の報告

要綱第8の1の生産局長等が別に定める事業の実施状況の報告は、事業実施主体が、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、当該年度における事業の実施状況を、別記様式4号により翌年度の7月末日までに地方農政事務所を經由して、地方農政局長に報告するものとする。

2 事業の実施状況に対する指導

地方農政局長は、1の規定による事業の実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が立ち遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し改善の指導を行うなど必要な措置を講じるものとする。

3 収益納付

(1) 知識集約型産業創造対策事業を実施する場合にあっては、事業実施主体は、別紙様式第8号により、補助事業の成果による年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間、事業年度末から90日以内に生産局長に報告するものとする。

ただし、生産局長が特に必要と認める場合にあっては、5年以降も報告するものとする。

(2) 生産局長は、(1)の報告書に基づき、事業の実施により事業実施主体に相当の収益が生じたと認める場合、次により、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額について、事業実施主体に納付を命ずることができるものとする。

ア 補助事業に係る工業所有権の譲渡若しくは実施権の設定又は種苗法（平成10年法律第83号）に基づく登録品種に係る許諾により収益が生じた場合の納付すべき金額は、毎会計年度の当該収益額に、当該成果を取得したとき（発明又は考案に

あってはそれらの工業所有権出願をしたとき、登録品種にあってはそれらの品種の登録出願をしたとき)までに事業の実施に要する経費として交付された補助金総額を、それまでに補助事業に関連して支出された技術開発費総額で除して得た値を乗じて得た額とする。

イ 補助事業の成果の企業化により相当の収益が生じた場合の納付すべき額は、毎会計年度の補助事業の成果の企業化による収益額に、当該成果に係る技術が企業化されるまでに事業の実施に要する経費として交付された補助金総額をそれまでに支出された企業化に係る総費用で除して得た値を乗じ、さらに、当該成果が企業化事業において利用される割合を乗じて得た額とする。

(3) 収益を納付すべき期間は、補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間とする。なお、(1)のただし書きの場合にあっては、報告の期間に応じ、収益を納付すべき期間を定めるものとする。

第6 事業の評価

1 事業評価の実施

(1) 事業実施主体は要綱第9の1の定めにより、別記様式5号に定める事業評価シートにより自ら事業評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の9月末日までに地方農政事務所を經由して、地方農政局長に報告するものとする。

なお、知識集約型産業創造対策事業の事業実施主体にあっては、別紙様式9号により作成した成果報告書を、事業実施後の翌年度7月末日までに提出するものとする。

(2) 目標年度が、第1の3の(1)及び(2)に該当する事業については、原則として、事業終了後3年目に中間的な事業評価(以下「中間評価」とする。)を(1)に準じて実施するものとする。

2 地方農政局等による事業評価

(1) 点検評価

ア 地方農政局長は、報告を受けた事業評価、中間評価又は成果報告書(以下「事業評価」という。)の結果について、関係部局で構成する検討会を開催し、当該事業評価が事業実施計画に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を点検するものとする。点検に当たっては、必要に応じて事業実施計画、事業実施設計書等との整合等を確認するものとする。

イ 地方農政局長は、アの点検の結果、事業実施計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。

ウ 地方農政局長は天災等外的な要因により、事業計画で定めた方法では事業評価が困難と判断される場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体を指導するものとする。

エ 地方農政局長から評価方法を変更して評価を行うよう指導を受けた事業実施主体は、変更した方法で事業評価を実施し、すみやかに地方農政局長に報告するものとする。

(2) 総合評価

地方農政局長は、(1) の点検評価の実施に当たっては、地域農業、社会環境の変化を踏まえ、目標の達成度に加え、費用対効果分析、担い手育成効果、事業計画の適正性等も含めた総合的な評価を行うものとする。

(3) 評価結果に基づく指導等

ア 地方農政局長は、整備事業について、事業計画に掲げた成果目標が達成されていない場合や、施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが計画に対し70%未満の状況が3年間継続している場合（処理加工施設においては、収支率が計画に対し80%未満の状況が3年間継続している場合）等、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合においては、事業効果が十分に発揮されるよう、当該事業実施主体に対し、別記様式6号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、事業の実績を報告させ、強力に指導するものとする。

イ 地方農政局長は、報告を受けた事業評価及び評価方法を変更して実施した事業評価（知識集約型産業創造対策事業を除く。）をとりまとめ、目標年度の翌年の10月末日までに生産局長に報告するものとする。

3 事業評価検討委員会

(1) 生産局長は広域競争力強化事業の事業評価を適切に実施するため、第三者で構成する事業評価検討委員会を設置し、関係者以外の者の意見を聴取し、その意見を事業評価の方法等に反映させるものとする。

(2) 2の(3)のイ（知識集約型産業創造対策事業については2の(2)）の報告を受けた生産局長は事業評価検討委員会に報告内容を説明し、委員会の意見を聴取するものとする。

(3) 事業評価検討委員会は、事業評価の実施方法、評価結果等について検討を行い、意見を述べることができる。

(4) 生産局長は事業評価委員会の意見を踏まえ、事業評価の結果を公表するものとする。

第7 他の施策等との関連

本事業の実施に当たっては、「農山漁村の男女共同参画社会の形成に関する総合的な推進について」（平成11年11月1日付け11農産第6825号農林水産省経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官通知）に基づく男女共同参画社会の形成に向けた施策の着実な推進に配慮するものとする。

第8 事業の実施基準

1 推進事業・整備事業共通事項

- (1) 事業実施主体が自力若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業を広域競争力強化事業の補助対象とすることは、認めないものとする。
- (2) 事業実施主体が農業者等の組織する団体である場合において、次のいずれかの要件を満たす場合については、5戸未満であっても事業実施主体として認めるものとする。この場合にあつては、事業実施主体は、事業の実施計画に別記様式7号-1及び7号-2の事業実施主体要件適合確約書(特定農業法人用又は農業生産法人用)を添付するものとする。

ア 事業の実施計画策定時に、特定農業法人(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。以下同じ。)第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。)であつて、次の要件をすべて満たすものであること。

なお、(ウ)及び(エ)の目標年は、事業実施年度からおおむね3年後とする。

- (ア) 本事業終了後5年間特定農業法人であるか、基盤強化法第23条第4項の農用地の利用の集積を行うことが確実であると見込まれること。
- (イ) 特定農用地利用規程(基盤強化法第23条第4項に規定する農用地利用規程をいう。以下同じ。)の農用地の利用の集積目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
- (ウ) 特定農用地利用規程の区域で生産する農畜産物の取扱高が当該法人の農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
- (エ) 当該法人の行う農業に常時従事する者を5人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

イ 事業の実施計画策定時に、地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会が構成員となつており、かつ、これらの者が議決権又は出資総額の過半を占めている農業生産法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。)であつて、次の要件をすべて満たすものであること。

なお、(イ)及び(ウ)の目標年は、事業実施年度からおおむね3年後とする。

- (ア) 離農希望者又は営農を中止する者からその所有する農用地、機械、施設等の経営資産を継承して欲しい旨の申出があつた場合に、当該法人がその経営資産を継承すること。
- (イ) 当該法人の受益区域で生産する農畜産物の取扱高が当該法人の農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
- (ウ) 当該法人の行う農業に常時従事する者を5人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

- (3) 事業参加者が、事業開始後にやむを得ず5戸に満たなくなつた場合は、新たに参加者を募ること等により、5戸以上となるように努めるものとする。

(4) 農事組合法人(「農業協同組合法」(昭和22年法律第132号)第72条の3に規定する農事組合法人をいう。以下同じ。)農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第23条第4項に基づく特定農業団体をいう。以下同じ。)及びその他農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならないものとする。

(5) 補助対象事業費は、当該事業実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、機械施設等の整備の規模については、それぞれの事業目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」(昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知)及び「過大積算等の不当事態の防止について」(昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知)によるものとする。

(6) 整備事業の実施にあつては、各取組における方針、計画等が地域において策定されており、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとする。

(7) 推進事業及び整備事業の採択要件の欄の1の(4)及び2の(4)の生産局長等が別に定める担い手への集約化の取決めを策定していることにあつては、次に掲げるものを除く。

ア 土地利用型作物のうち主要農作物種子に係る整備事業

イ 畜産生産基盤育成強化を目的とした新生産システムの実践・普及に係る家畜飼養管理施設

ウ 飼料増産を目的とした傾斜地等活用放牧整備

エ 食肉等流通体制整備を目的とした畜産物処理加工施設及び家畜市場

2 推進事業の実施基準

(1) 推進事業

ア 推進事業の採択要件の欄の1の(3)の生産局長等が別に定める要件及び基準等は、次に掲げるものとする。

(ア) 販売促進のために実施するPR活動としての、ポスター・リーフレット等の作成、新聞・ラジオ・テレビ・インターネット等マスメディアによる宣伝・広告、展示会、交流会等に係る経費は、補助の対象外とする。(なお、輸入急増農産物(輸入急増野菜(ねぎ、トマト、ピーマン、たまねぎ、にんにく、なす、にんじん、はくさい、ほうれんそう、さといも及びこれらの転換品目をいう。以下同じ。)及びいぐさ・畳表をいう。以下同じ。)の取組にあつては、この限りではない。)

(イ) 事業実施主体は、推進事業の「実証、試験の実施」、「技術の普及」、「啓発活動」にあつては、必要最小限の施設・機械等を借り上げることができるもの

とする。

- (ウ) 事業実施主体は、推進事業の実施において、地方農政局長等が適当と認める事業又は専門的な知見を要する事業を、必要に応じて一部委託することができるものとする。
- (エ) 土地利用型作物（種子用は除く。）の取組を実施する場合には、次に掲げるすべての要件に適合すること。
 - a 原則として、土地利用型作物のうち2作物以上を事業対象作物として取組みを行っていること。
 - b 事業対象作物の作付地目に水田がある場合には、地域水田農業ビジョン（「水田農業構造改革対策実施要綱」（平成16年4月1日付け15生産第7999農林水産事務次官依命通知）第3の2に基づくものをいう。以下同じ。）が策定されていること。
- (オ) 主要農作物種子については、原原種ほ及び原種ほの設置及び管理運営、ほ場及び生産物の審査、地域条件に適した優良な品種を決定するための試験等に要する経費は補助の対象外とする。
- (カ) 畑作物の取組のうち、てん菜を事業対象とする場合にあっては、事業実施地区がてん菜生産振興地域（甘味資源特別措置法（昭和39年法律第41号）第4条により指定された地域をいう。）内であり、また、さとうきびを事業対象とする場合にあっては、事業実施地区がさとうきび生産振興地域（甘味資源特別措置法第4条により指定された地域をいう。）内であることとする。
- (キ) 畑作物・地域特産物の取組のうち、繭を対象とする場合にあっては、生産局長等が別に定める通知により指定された養蚕文化継承地域を受益地に含めることとする。
- (ク) 畜産生産基盤育成強化の取組にあっては、都道府県酪肉近代化基本計画等に基づく経営支援対象及び内容、各支援機関の連携、支援活動の成果指標と工程表等を明記したアクションプランを都道府県等が策定し、事業を推進するものとする。
- (ケ) 飼料増産及び耕種作物活用型飼料増産の取組については、農作物種子に係る経費を、補助対象とできるものとする。

イ 協議会の開催

推進事業の「協議会の開催」は、都道府県、市町村、農業協同組合、消費者、実需者、流通業者、地域内のリーダー的立場にある農業者等で構成された協議会及び検討会等を実施することができるものとする。

ウ 行動計画の作成

推進事業の「行動計画の策定」は、行動計画、生産振興目標、研修プログラム等の策定を実施することができるものとする。

エ 調査の実施

推進事業の「調査の実施」は、農畜産物の生産状況及び消費動向調査、生産・経営技術指導等に係る調査・分析及び診断、生産資材等の実態調査、土壌・水質の調査等を実施することができるものとする。

(ア) 調査の実施に当たり現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。

(イ) 調査対象が海外に及ぶ現地調査については、補助の対象外とする。(なお、輸入急増農産物の取組にあっては、この限りではない。)

オ 実証、試験の実施

推進事業の「実証、試験の実施」は、新技術の実証、新品種の導入等の実証、試験を実施することができるものとする。

(ア) 農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合、実証、試験については、飼料増産及び耕種作物活用型飼料増産及び輸入急増農産物の取組を除き補助の対象外とするものとする。

(イ) 実証、試験の実施に係る作業の実施経費、営農技術等の記帳手当、機械・機器の一時借上料金、資材(事業実施地区において一般に生産に摘要されている肥料等は除く。)の購入費、機器等の試作経費、ほ場借り上げ料、土壌診断、管理記録に要する費用及び別に定める費用は、経費に含むことができるものとする。

(ウ) 実証、試験として加工品の開発及び改良を行う場合、新製品又は改良製品の包装容器及び包装デザインの開発及び改良については、補助の対象外とする(なお、輸入急増農産物の取組にあっては、この限りではない。)

(エ) 実証、試験に係る廃棄物処理経費は補助の対象外とする(なお、輸入急増農産物の取組にあっては、この限りではない。)

カ 技術の普及

推進事業の「技術の普及」は、技術指導、生産基盤の改善、生産・経営技術研修、生産・経営情報システムの整備、原種ほ等の設置、販売体制の確立に向けた人材育成、相談窓口の設置等により技術の普及を実施することができるものとする。

キ 啓発活動

推進事業の「啓発活動」は、普及啓発、情報提供活動及び情報提供システムの整備等により啓発活動を実施できるものとする。

3 整備事業の実施基準

(1) 共同利用機械・施設整備の一般基準は以下のとおりとする。

ア 補助対象

補助対象とする共同利用機械・施設の扱いについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)、「農業用機械施設の補助対象範囲の基準について」(昭和57年4月5日付け57農蚕第2503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長及び林野庁長官連名通知)及び「補助事業により導入する農業機械に係る審査の適正化等について」(昭和60年4月5日付け60農蚕第1947号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長及び林野庁長官連名通知)の定めるところによるものとする。

イ 補助の対象とする共同利用機械・施設は、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らし適当と認められる場合については、増築、併設等、合体施行若しくは直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古材については、新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものに限るものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」(平成13年10月26日)の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

ウ 共同利用機械・施設の導入に対する補助は、新たな技術体系の普及や高度な産地の育成等を図ることを目的にモデル的に実施するものであり、既存共同利用機械・施設の代替として、同種・同能力のものを再度導入すること(いわゆる更新。)及び共同利用施設の附帯施設のみの整備は、補助の対象としないものとする。

エ 共同利用機械・施設の能力及び規模は、産地の栽培面積、飼養頭数、生産数量、出荷計画等を勘案して決定するものとし、整備のための計画策定に当たっては、アンケート調査等により、農業者の共同利用機械・施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況、利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより適切な能力・規模の決定を行うものとする。

また、コスト低減を積極的に推進し、複数の作物に利用が可能な共同利用機械については、清掃の励行等により、利用が可能な複数の作物への活用を推進するものとする。

さらに、生産コストの低減を図る観点から、農地利用の合理化及び共同利用機械・施設の利用を十分推進し、担い手への集中等を通じた効率的な生産体制の確立に資するよう配慮するものとする。

オ 共同利用機械・施設の整備に当たっては、産地の実情及び担い手動向に即し、認定農業者(基盤強化法第12条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。)又はこれを目指す農家及び生産組織の育成に資するよう最適な運営の方式及び規模とするよう次に掲げる事項に留意するものとする。

(ア) 認定農業者又はこれを目指す農家及び生産組織の計画と十分調整を行うとともに、運営については、これらの意向が反映されるよう、これらが積極的に参画し、又は運営の主体となるよう努めるものとする。

(イ) 必要に応じ、共同利用機械・施設の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう適正な品種の組合せ、作期の分散等に配慮するとともに、農産物の処理加工に当たっては、農産物の処理・加工技術、製品の商品性を含み市場調査、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。

カ 共同利用施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費は、補助の対象としないものとする。

キ 環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意して整備を講ずるものとする。

- (2) 水田における麦及び大豆の生産及び流通の合理化等のための共同利用機械・施設の整備及び小規模土地基盤整備については、水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号事務次官依命通知）に基づき、原則として、地域水田農業ビジョンの実現に積極的に取り組む市町村において、重点的に実施するものとする。
- (3) 中晩かん（いよかん、なつみかん、はっさく及びネーブルオレンジ）の需給不均衡の早急な解消については、総合的園地再編整備計画策定地区において都道府県が定める計画に即し、中晩かんを他の果樹へ転換する小規模土地基盤整備及び農作物被害防止施設整備を実施できるものとし、その受益面積については、おおむね50アールとする。
- (4) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として共同利用機械・施設を整備する場合については、次によるものとする。
- ア 貸付の方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。
- イ 事業実施主体は、原則として、農業協同組合連合会、農業協同組合、公社及び土地改良区に限るものとする。
- ウ 当該機械及び施設の受益戸数は、原則として、5戸以上とする。
- エ 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費 - 補助金） / 当該機械又は施設の耐用年数 + 年間管理費」により算出される額以内であることとする。
- オ 貸借契約は、文書によって行うこととする。
- なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることの無いよう留意するものとする。
- (5) 土地利用型作物（種子用を除く。）について、受益地区内に水田がある場合は、以下のア又はイを満たすこと。
- なお、受益地区が複数の地域水田農業ビジョンを策定する地区を含む場合は、5割以上の地区においてア又はイを満たしていること。
- ア 受益地区内の水田において生産される事業対象作物の作付面積の3分の2以上が1ヘクタール以上に団地化されることが確実であること。
- イ 事業の受益地区が事業対象作物の2以上の主要作業を3ヘクタール以上実施している担い手が存在する地区であって、さらに、地区内のおおむね5割以上の事業対象作物の主要作業が集積されることが確実であること。
- (6) 果樹の取組のうち、うんしゅうみかん又はりんごを対象とする場合については、「果実等生産出荷安定対策実施要綱」（平成13年4月11日付け12生産第2774号農林水産事務次官依命通知）、「果実等生産出荷安定対策実施要領」（平成13年4月11日

付け12生産第2775号農林水産省生産局長通知)に基づき、指定果実の需給調整の適切な推進のため、原則として計画的生産出荷を達成している者又はその達成が確実と認められる者を受益とする地域に優先的に配慮するものとする。

なお、原則として「果樹産地構造改革計画について」(平成17年3月25日付け16生産第8112号生産局長通知)に基づき果樹産地構造改革計画(以下「産地計画」という。)を策定した地域において実施するものとする(受益地区となる産地の特定が困難な場合等産地計画の策定になじまない場合を除く。)

その他、当該都道府県において、対象品目に係る果樹収穫共済の引き受けが行われている場合にあつては、受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入率が当該都道府県平均以上であること又は当該都道府県平均以上となることが確実と見込まれることとする。

(7) 野菜の取組については、「野菜の産地強化計画の策定について」(平成13年11月16日付け13生産第6379号生産局長通知)に基づき産地強化計画を策定し、都道府県知事に認定を受けた又は受けることが確実と見込まれる地域において実施するものとする。

また、野菜については、生産技術高度化施設を整備する場合にあつては園芸施設共済への加入が確実と見込まれることとする。

(8) 補助率の欄の(2)のアの生産局長等が別に定める地域(以下「中山間地域等」という。以下同じ。))とは、次に掲げる地域とする。

ア 山村振興法(昭和40年法律64号)第7条第1項に基づき、振興山村に指定された地域

イ 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項の規定に基づき、公示された過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)

ウ 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項に基づき、離島振興対策実施地域として指定された地域

エ 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項に基づき、半島振興対策実施地域に指定された地域

オ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号。以下「特定農山村法」という。)第2条第1項に規定する特定農山村地域として公示された地域

カ 「農林統計に用いる地域区分の改定について」において、中間農業地域及び山間農業地域に分類されている地域

(9) 要綱別表第1の の採択要件の欄の2の(3)の生産局長等が定める面積要件は、おおむね次に掲げる規模以上であることとする。

なお、輸入急増野菜の取組にあつては、この限りではない。

ア 土地利用型作物

(ア) 稲・・・50ヘクタール

(イ) 麦・・・北海道：60ヘクタール、都府県：30ヘクタール

(ウ) 大豆・・・20ヘクタール

ただし、原則として、受益地区の水田面積の2分の1以上において、基本的な土地基盤整備が行われていること又は行われることが確実と見込まれること。

(エ) 主要農作物種子(主要農作物種子法(昭和27年法律第131号、以下「種子法」という。)第2条に規定された作物(稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆)の種子をいう。以下同じ。)

a 稲・・・指定種子生産ほ場(種子法第3条第1項の規定により指定された指定種子生産ほ場をいう。以下同じ。)の面積が25ヘクタール

b 麦・・・指定種子生産ほ場の面積が15ヘクタール

c 大豆・・・指定種子生産ほ場の面積が5ヘクタール

イ 畑作物

(ア) いも類・・・北海道：50ヘクタール(複数市町村にまたがる広域的な産地の場合は500ヘクタール)、都府県：25ヘクタール(複数市町村にまたがる広域的な産地の場合は250ヘクタール)

ただし、種子種苗生産関連施設を整備する場合にあっては、以下のとおりとする。

a ばれいしょ・・・北海道：25ヘクタール、都府県：10ヘクタール

b かんしょ・・・50ヘクタール

(イ) 雑豆・落花生・・・北海道：25ヘクタール、都府県：10ヘクタール

(ウ) 茶・・・10ヘクタール(ただし、事業を効果的に実施できる程度にほ場が集団化されていること又は集団化されることが確実と見込まれること。)

(エ) てん菜・・・50ヘクタール(ただし、事業実施地区がてん菜生産振興地域(甘味資源特別措置法第4条により指定された地域をいう。)内にあること。)

(オ) さとうきび・・・10ヘクタール(ただし、事業実施地区がさとうきび生産振興地域(甘味資源特別措置法第4条により指定された地域をいう。)内にあること。)

ウ 果樹・・・10ヘクタール

ただし、種子種苗生産関連施設を整備する場合にあっては、かんきつ類で100ヘクタール、落葉果樹で50ヘクタールとする。

エ 野菜

(ア) 露地野菜・・・10ヘクタール(沖縄県にあっては5ヘクタール)

(イ) 施設野菜・・・5ヘクタール

オ 花き

(ア) 露地花き・・・5ヘクタール

(イ) 施設花き・・・3ヘクタール

カ 地域特産物

(ア) こんにゃく・・・10ヘクタール(種苗用については30ヘクタール)

(イ) そば・・・5ヘクタール

(ウ) ハトムギ・・・10ヘクタール(1ヘクタール以上の団地の合計面積が地区内作付面積のおおむね50パーセント以上であること又はそのための計画が策定されていること。)

(エ) たばこ、なたね、ホップ・・・10ヘクタール

(オ) 染料作物・・・5ヘクタール

(カ) その他地域特産物・・・2ヘクタール

ただし、(ア)から(カ)までについては、地域特産物の栽培ほ場が事業を効率的に実施できる程度に集団化していること又は集団化することが確実と見込まれること。

キ 蚕・・・効率的な養蚕文化継承地域内であり、集団化かつ使用している桑園(以下「集団使用桑園」という。)が2ヘクタール以上、かつ、当該集団桑園に近接する使用桑園を含めて10ヘクタール以上のまとまりがあること。なお、クヌギ等桑以外の飼料樹園地にあつては、1ヘクタール以上であることとする。

ク 中山間地域等において事業を実施する場合にあつては、アからカまでにかかわらず、事業対象作物の作付(栽培)面積がおおむね次に掲げる規模以上であることとする。

(ア) 土地利用型作物

a 稲・・・10ヘクタール(原則として、受益地区の水田面積の2分の1以上において、おおむね10a以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時において、水田の都道府県営ほ場整備事業、団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている計画が樹立されているものとする。)

b 大豆・・・10ヘクタール(ただし、付加価値の高い大豆生産を実施していること又は実施することが確実と見込まれること。)

c 主要農作物種子(稲)・・・指定種子生産ほ場の面積が10ヘクタール

(イ) 畑作物

a ばれいしょ、雑豆・落花生・・・北海道・・・25ヘクタール、都府県：10ヘクタール

b かんしょ・・・10ヘクタール

c 茶・・・5ヘクタール

d てん菜・・・20ヘクタール

e 付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる畑作物の栽培面積がおおむね次に掲げる規模以上であることとする。

(a) 豆類・・・2ヘクタール(大豆を除く。)

(b) ばれいしょ・・・北海道：10ヘクタール、都府県：5ヘクタール

(c) かんしょ・・・5ヘクタール

(ウ) 果樹

a 果樹農業振興特別措置法施行令(昭和36年政令第145号)第2条に定める果樹・・・10ヘクタール

b a以外の果樹・・・3ヘクタール

(エ) 野菜

a 露地野菜・・・5ヘクタール

b 施設野菜・・・3ヘクタール

(オ) 花き

a 露地花き・・・3ヘクタール

b 施設花き・・・2ヘクタール

(カ) 地域特産物

aなたね、こんにゃく、ホップ・・・5ヘクタール

b 染料作物・・・3ヘクタール

ケ 都市近郊地域(「農林統計に用いる地域区分の改訂について」の農業地域類型区分別基準指標において、都市的地域に分類されている地域を含む市町村)において野菜を対象に事業を実施する場合にあっては、エ及びクの(エ)にかかわらず、作付(栽培)面積がおおむね次に掲げる規模以上であることとする。

(ア) 露地野菜・・・2ヘクタール

(イ) 施設野菜・・・5,000平方メートル

ただし、野菜の種類を問わず生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が500平方メートル以上であることとする。

コ 環境保全の取組を対象に共同利用機械・施設を導入する場合にあっては、導入が見込まれる農地面積がおおむね5ヘクタール以上であることとする。

(10) 海外への販路拡大に向けた整備事業を実施する場合にあっては、事業実施主体は海外に向けた販路拡大に係る情報収集、マーケティング調査、テスト輸出等を行い、海外に向けた販路拡大が確実と見込まれることを要件とする。

(11) 飼料の増産に向けた事業を実施する場合には、事業実施地域において、飼料増産に係る推進計画が作成されているか、又は作成されることが見込まれる市町村の区域内であることとする。

4 耕種作物小規模土地基盤整備

整備事業の耕種作物小規模土地基盤整備（以下「小規模土地基盤整備」という。）については、次のとおりとする。

（１）一般基準

ア 小規模土地基盤整備を実施する場合は、市町村又は事業実施地区全体の土地基盤整備の計画に留意しつつ、事前に土地改良事業を実施する土地基盤関係部局との調整を十分に行うものとする。

また、小規模土地基盤整備の受益面積は、原則として１ヘクタール以上５ヘクタール未満とする。

イ 小規模土地基盤整備の受益面積の規定は、果樹において担い手育成リース園地の設置と一体的に整備を行う場合にあっては、おおむね１０アール以上とする。

ウ 小規模土地基盤整備については、地域の実情等に応じ、事業費の低減を図るため適切と認める場合には、直営施工を推進するものとする。

エ 小規模土地基盤整備に係る用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費については、「土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱について」（昭和38年３月23日付け38農地第251号（設）農林省農地局長通知）を準用するものとする。

オ 水田農業構造改革対策実施要綱に基づく水田農業構造改革対策の円滑な推進を図るため、極力、通年施行方式（水田農業構造改革対策実施要綱別紙１の第５の１の（３）の土地改良通年施行をいう。以下同じ。）により行うものとする。

カ 果樹の取組のうち、土地改良事業（元気な地域づくり交付金実施要綱（平成17年４月１日付け16農振第2364号事務次官依命通知）別紙の２の基盤整備促進）において、助成対象とならない優良品種系統等への改植・高接及びこれと一体的に行う園地改良にあっては、アに定める事業規模以上についても実施できるものとする。

キ 環境保全の取組を対象として、ほ場整備、農道整備、暗きょ施工、土壌土層改良を対象として事業を実施する場合にあっては、土壌機能の増進に係る次の要件を満たす地域であることとする。

なお、土壌土層改良のうち、土地改良事業において、助成対象とならない石れき除去、地域水田農業ビジョンに基づき施策を実施する場合以外の浅層排水及び心土肥培にあっては、aに定める事業規模以上についても実施できるものとする。

（ア）「地力増進法」（昭和59年法律34号）第４条に基づく地力増進地域内又は地力増進地域に準ずる地域にあること

（イ）地力増進法第３条に基づく地力増進基本指針の 第１の１、同第２の１及び第３の１において定められている「土壌の性質の基本的な改善目標」又は都道府県が地域の実情に応じて定めている土壌の性質の改善目標を満たしていない農地面積がおおむね次の規模以上であること。

ただし、離島（離島振興法第２条の規定により指定された離島振興対策実施地域及びこれに準ずる地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第１条に規定する奄美群島並びに小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和4

4年法律第79号)第2条第1項に規定する小笠原諸島及び沖縄県)及び山間へき地(山村振興法(昭和40年法律第64号)第7に基づき指定された振興山村及びこれに準ずる地域)内にあり、かつ、地形等の自然条件によってまとまった農用地が確保できない地域にあつては、おおむね1ヘクタール以上とする。

- a 都府県の場合 10ヘクタール
- b 北海道の場合 20ヘクタール

(2) 園地改良

茶の場合にあつては、作業の機械化による省力化及び低コスト化を前提とし、既存園の整理に伴う処理、うね向き変更等をいうものとする。

(3) 農道整備

全幅員が、支線道路にあつては、おおむね3メートル以上、耕作道にあつては、おおむね2メートル以上のものとする。

なお、小規模土地基盤整備に係る事業内容のうち、かんきつ産地の農道整備については、「かんきつ産地緊急対策事業に係る農道整備について」(平成元年7月7日付け元農蚕第4392号農林水産省農蚕園芸局長通知)に準ずるものとする。

(4) 優良品種系統等への改植・高接

ア 茶及び桑の場合にあつては、園地改良等と一体的に実施する場合(総合的園地再編整備計画に即した事業による基盤整備園へ植栽する場合を含む。)、病虫害の伝染源となるおそれがあると認められる場合、品種構成の適正化を推進する場合その他の特に必要が認められる場合に限るものとする。

イ 果樹の場合にあつては、改植又は高接の農業経営上の得失を踏まえ、当該地域の品種構成、対象となる園地の樹齢及び樹勢等を勘案し、長期的にみてどちらの手法がより効果的であるかを十分検討の上、次に掲げる(ア)から(オ)までに定めるところにより実施するものとする。

(ア) 改植・高接の実施に当たっては、傾斜地に立地することが多い果樹産地の実情にかんがみ、労働生産性の向上による中長期的な産地の維持及び発展を図る観点から、園地改良又は農道整備との一体的な実施(総合的園地再編整備計画に即した事業による基盤整備園へ植栽する場合を含む。)について、特に留意するものとする。

(イ) 補助対象とする「優良品種系統等」は、「果樹農業振興基本方針(平成17年3月30日公表)」及びその関連通知並びに都道府県が定める計画に即したものとする。

なお、当該地域の自然的条件並びに極早生みかん対策に係る計画の策定及びその取組状況等から、高品質果実生産が確実に行われると認められる場合を除き、「優良品種系統等」には極早生みかん系統を含まないものとする。

(ウ) 園地の移動を伴う場合は、移動元の園地に該当する面積のみを補助対象とす

るものとする。

(エ) 補助対象とする事業は、防除、選果、出荷等の作業又は販売が、受益農業者によって共同で行われるものに限るものとする。

(オ) 事業実施主体は、改植・高接の対象となった園地の管理状況の把握に努め、受益農業者又はその後継者等により、継続的な営農及び適正な管理が行われるよう、継続的に指導を実施するものとする。

(5) 土壌土層改良

浅層排水、心土破碎、石れき除去、客土、心土肥培等をいうものとする。なお、水稻のカドミウムの吸収抑制のための土壌改良資材の散布については事業対象としない。

5 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備

整備事業の飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備については、次のとおりとする。

(1) 飼料作物作付条件整備については、次のものが行えるものとする。

- ア 耕作道整備
- イ 雑用水施設整備
- ウ 飼料生産ほ場整備
- エ 牧草地及び飼料畑等造成整備（ただし、牧草地の整備については、当該牧草地が造成は種後5年以上経過しているものを対象とする。）
- オ 排水施設等整備
- カ 隔障物整備

(2) 家畜放牧等条件整備については、次のものが行えるものとする。

- ア 耕作・放牧道整備
- イ 雑用水施設整備
- ウ 隔障物整備
- エ 放牧地・放牧林地の整備
- オ 放牧拡大整備（集約放牧等の技術を導入するモデル経営の実証展示等に必要な利用条件整備等）
- カ 野草地整備（野草地における産草量の維持増進のために行う立木等の伐採及び牧草導入等による整備）
- キ 公共牧場運営基盤整備事業（公共牧場の効率的及び広域的利用、公共牧場間の業務分担等による再編整備を推進するためのもの）
 - (ア) 耕作・放牧道整備
 - (イ) 雑用水施設整備
 - (ウ) 隔障物整備
 - (エ) 放牧地・放牧林地の整備
 - (オ) 放牧拡大整備（集約放牧等の技術を導入するモデル経営の実証展示等に必要な利用条件整備等）
 - (カ) 野草地整備（野草地における産草量の維持増進のために行う立木等の伐採及び牧草導入等による整備）

(3) 水田飼料作物作付条件整備については、次のものが行えるものとする。

- ア 排水対策
- イ 土壌改良・診断
- ウ ほ場区画拡大
- エ 高収量草種・品種の導入
- オ 障害物除去

6 耕種作物共同利用施設整備

整備事業の耕種作物共同利用施設整備については、次のとおりとする。

(1) 一般基準

ア 温室については、「施設園芸の省エネルギー対策の推進について」(昭和54年6月15日付け54食流第3240号農林水産省経済局長、構造改善局長、農蚕園芸局長、食品流通局長通知)によるものとする。

イ 野菜を対象として市場関係者が産地管理施設を整備する場合については、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

(ア) 事業の実施に向けて、関係機関・団体の連携体制が整備されていること。

(イ) 事業の実施に向けて、事業実施主体の体制・規模が整備されていること。

ウ 次に掲げるものは、補助の対象としないものとする。

(ア) フォークリフト(回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。)

(イ) パレット

(ウ) コンテナ(プラスチック製通い容器又は荷受け調整用のものに限る。)

ただし、輸入急増野菜の取組におけるプラスチック製通い容器については、この限りではない。

(エ) 可搬式コンベヤ(当該施設の稼働期間中常時設置されるものであり、かつ、据付方式のものとは比べて同等以上の性能を有するものを除く。)

(オ) 作業台(土壌分析用等に用いる実験台を除く。)

(カ) 育芽箱

(キ) 運搬台車

(ク) 可搬式計量器(電子天秤を除く。)

(ケ) ざ桑機

(コ) 自動毛羽巢取機

(2) 個別事項

ア 共同育苗施設

(ア) 共同育苗施設については、育苗等に必要な以下の施設とする。

a 床土及び種もみ処理施設

b 播種プラント

c 出芽施設

d 接ぎ木装置

e 幼苗活着促進装置

f 緑化及び硬化温室

g 稚蚕共同飼育施設

h 特定蚕品種供給施設

i aからhまでの附帯施設

(イ)(ア)のgの「稚蚕共同飼育施設」については、以下のとおりとする。

a 飼育能力は、おおむね400箱以上とする。

- b 清浄生育環境施設であるものとし、人工飼料育稚蚕共同飼育施設に限るものとする。

イ 乾燥調製施設

(ア) 乾燥調製施設とは、土地利用型作物(米、麦、豆類及び主要農作物種子)、地域特産物等に係る以下の施設とする。

- a 荷受施設
- b 乾燥施設
- c 調製施設
- d 出荷施設
- e 集排じん設備
- f 処理加工施設(精米施設、もみがら処理加工施設を含む。)
- g aからfまでの附帯施設

なお、整備には、既存の施設に集排じん設備、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び通気貯留ビンを増設すること並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。

(イ) 豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等大豆交付金制度の対象外で販売される大豆及び雑豆・落花生は、この限りでない。

ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設

(ア) 穀類乾燥調製貯蔵施設とは、土地利用型作物(米、麦、豆類及び主要農作物種子)に係る以下の施設とする。

なお、その整備に当たっては、「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」(平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知)等によるものとする。

- a 荷受施設
- b 一時貯留施設
- c 乾燥施設
- d 調製施設
- e 貯蔵施設
- f 均質化施設
- g 出荷施設
- h 集排じん設備
- i 処理加工施設(もみがら処理加工施設を含む。)
- j aからiまでの附帯施設

なお、整備には、既存の施設に集排じん設備、均質化施設、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び貯蔵乾燥ビン(通気貯留ビンを含む。)を増設すること並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。

(イ) 豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等

大豆交付金制度の対象外で販売される大豆及び雑豆・落花生は、この限りではない。

エ 農産物処理加工施設

(ア) 農産物処理加工施設については、農作物の処理加工に必要な以下の施設とする。

なお、建物を新設する場合の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。

- a 加工施設
- b 荷受及び貯蔵施設
- c 乾燥及び選別・調製施設
- d 精選及び貯留施設
- e 搬送施設
- f 計量施設
- g 出荷及び包装施設
- h 残さ等処理施設
- i aからhまでの附帯施設

なお、bからhまでの施設については、aと一体的に整備するものとする。

(輸入急増野菜の取組にあっては、この限りではない。)

(イ) 農産物処理加工施設の整備に当たっては、原則として、事業実施地区内の当該作物を処理加工するものとする。

なお、施設の規模及び能力の決定に当たっては、あらかじめ、市場調査や実需者との契約の調整等及び原料の安定確保のための生産体制の整備を行い、これら需要及び原料供給に見合った適切な施設規模とする。

また、原料の仕入れ等に関しては、事前に当該地区の関係行政機関との調整を図るとともに、必要な許認可等の手続きを図るものとするが、施設の効率的な利用等を図るため、品質及び規格の統一並びに計画的な出荷の促進の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区の周辺地域において生産された生産物を事業対象に含めることができるものとする。

(ウ)(ア)のaの「加工施設」とは、精米機、製粉機、製パン機、製麺機、ビール醸造機、豆腐製造機、みそ製造機、コロツケ製造機、甘しょパウダー製造機、荒茶加工機、仕上茶加工機、搾汁機、トリミング用機械、食品加工機、焙煎機、脱葉機、脱皮機、豆洗機、浸漬機、脱莢機、加圧機、冷凍機、水煮機、乾燥機、繰糸機、洋装用幅広織機、薫蒸処理機、攪拌機、花束等加工機、繭等加工機、シルク加工機、桑葉粉末加工機(地域特産物)、洗浄機、高機能成分等を抽出する等高度な加工を行う機械等をいうものとする。

(エ)(ア)のiの「附帯施設」については、処理加工品の現地における試験的販売を目的としている場合に限り直販施設を整備できることとし、農産物自動販売機も整備できるものとする。

なお、麦、大豆、野菜及びこれらの加工品については、これらを利用した料

理の紹介及び料理法の普及等に必要な設備も整備できるものとする。

オ 集出荷貯蔵施設

(ア) 集出荷貯蔵施設については、農作物の集出荷及び貯蔵に必要な以下の施設とする。

なお、建物の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。

- a 集出荷施設
- b 予冷施設
- c 貯蔵施設
- d 選別、調製及び包装施設
- e 品質向上物流合理化施設
- f 穀類広域流通拠点施設
- g 農産物取引斡旋施設
- h 青果物流通拠点施設
- i 残さ等処理施設
- j 通い容器関連施設
- k 直売施設(輸入急増野菜の取組に限る。)
- l aからhまでの附帯施設

なお、bからd及びiの施設については、aと一体的に整備するものとし(輸入急増野菜の取組にあっては、この限りではない。)、対象作物には、米及び麦は含まないものとする。

(イ) 集出荷貯蔵施設のうち、市場の動向等に対応して出荷を行うための交通の拠点等に設置する2次集出荷のストックポイントについては、農業振興地域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項により指定された地域とする。以下同じ。)以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。

(ウ) 集出荷貯蔵施設の整備に当たっては、花き又は輸入急増野菜の集出荷用専用ハードコンテナを整備することができるものとする。

なお、保冷車及び冷凍車については、補助対象は、コンテナ部分のみとし、トラック本体は、補助対象としないものとする。

(エ) 集出荷貯蔵施設については、消費者に直接販売する施設を設置できるものとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、販売されるものは、原則として農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。

(オ)(ア)のaからfまでの施設における豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等大豆交付金制度の対象外で販売される大豆及び雑豆・落花生は、この限りでない。

(カ)(ア)のaの「集出荷施設」の整備に当たり、糖度及び酸度等の青果物の内部の品質を測定して選別する選果施設を整備する場合にあっては、農業者負担

の軽減を図る観点から、事業コストの低減について特に留意するものとし、また、選果により得られた内部品質データ等は、農業者に還元するとともに、栽培管理に関する指導に活用し、一層の高品質化及び均質化並びに生産技術の高度化を図るものとする。

(キ)(ア)のcの「貯蔵施設」は、品質低下を抑制しつつ、計画的かつ安定的に出荷する観点から予措保管施設、定温貯蔵施設、低温貯蔵施設、CA貯蔵施設及びこれらの施設と同等以上の鮮度保持効果があると認められる施設を整備することができるものとする。

また、球根の調製、乾燥及び貯蔵に資する施設も含むものとする。

(ク)(ア)のdの「選別、調製及び包装施設」については、消費者及び実需者に生産情報を提供するためにIDコードや2次元コード等を品物に添付する施設を整備することができるものとする。

(ケ)(ア)のeの「品質向上物流合理化施設」とは、米又は麦の荷受調製検査機械施設、ばら保管機械施設、補助乾燥施設及びこれらの附帯施設並びに麦の容器(容量1トン未満のもの及びフレキシブルコンテナを除く。)とする。なお、整備に当たっては、受益地区内の共同乾燥調製施設(新設のもの及び増設又は増強を計画中のものを含む。)との十分な利用調整を行い、既設倉庫の有効利用について考慮するとともに、米又は麦の生産、集出荷、流通等の実態を踏まえ、最も効率的なばら出荷方式を採用するものとする。

(コ)(ア)のfの「穀類広域流通拠点施設」とは、複数の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の連携による穀類の広域的なばら出荷及び製品出荷の拠点となる以下の施設とする。

- a 品質向上物流合理化施設
- b 集出荷施設及び貯蔵施設(大豆を対象作物とする場合に限り。)
- c 精米施設

なお、広域的な出荷体制を構築するため、aの「品質向上物流合理化施設」と併せ、連携する既存の乾燥調製施設、乾燥調製貯蔵施設等の整備が必要となる場合には、(ア)の1として取り扱い、一体的に整備できるものとする。

(サ)(ア)のfの「穀類広域流通拠点施設」の整備は、産地間の連携が図られ実需者ニーズに対応した品質の穀類を大口ロットで確保する体制が整備されている場合に限り行えるものとする。

(シ)(ア)のfの「穀類広域流通拠点施設」として、精米施設を整備する場合には、農業協同組合連合会等以外の精米業者への影響等を考慮する観点から、次に定めるすべての要件を満たすものとする。

- a 当該施設で取り扱う米は、地域内から出荷された米であること。
- b 加工出荷計画について、事前に各都道府県内の精米業者及び関係行政機関等との調整が図られていること。
- c 事業実施主体と米穀の卸売業者等との間に精米出荷を前提とした契約がなされていること。
- d 当該施設からの米の出荷先については、事業実施主体による運営の主体性、

整備施設の公益性及び安定的な出荷を確保する観点から、特定の者への出荷量が過半を占めないこと。

(ス)(ア)のgの「農産物取引斡旋施設」とは、茶、こんにゃく等の取引及び貯蔵のための施設とし、以下のとおりとする。

a この施設は、交通の拠点等に設置する2次集荷のストックポイントであるので、農業振興地域以外の地域でも設置できるものとする。ただし、この場合であっても、当該施設において取引及び貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。

b 原則として、次の栽培面積の3分の1以上の面積に係る生産量に相当する特産農産物等が、当該流通施設を經由して流通することが確実と見込まれる場合に限るものとする。

(a) 茶・・・・・・・・・・・・・・・・・・1,000ヘクタール

(b) こんにゃく・・・・・・・・・・・・・・・・・・600ヘクタール

(c) 特認農作物・・・・・・・・・・地方農政局長が別に定める面積

(セ)(ア)のhの「青果物流通拠点施設」とは、青果物の集荷に加え、加工、貯蔵及び分配の全て又はいずれかを組み合わせた複合的機能を兼ね備える拠点施設とする。

また、契約取引推進のために実需者の動向等に対応して集荷分配等を効率的に行うための交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、この場合であっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。

(ソ) 集出荷貯蔵施設の整備において、流通経費の低減等に資する通い容器については、輸入急増野菜の取組であって、(ア)のaの集出荷施設又は(ア)のjの「通い容器関連施設」(通い容器の洗浄・保管等に必要な施設をいう。)と一体的に整備し、かつ、通い容器の適正な保管を含めた運営体制、台帳等により一元的な管理が確保される場合に限り対象とするものとする。

(タ)(ア)のkの「直売施設」は、消費者の動向等に対応して運営上効率的な拠点到に設置することとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあっても、当該施設で販売されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものが対象となるようにする。

なお、施設の効率的な運営を図る観点から、他の区域分及び他の品目等を含めて対象として整備することができるものとし、「直売施設」の附帯施設として、農産物自動販売機等必要な設備を一体的に整備できるものとする。

カ 産地管理施設

(ア) 産地管理施設については、産地の維持管理及び発展に必要な品質、土壌、気象、環境、消費者ニーズ等の収集及び分析や栽培管理を支援するために必要な以下の施設とする。

a 分析診断施設

b aの附帯施設

(イ)(ア)のaの「分析診断施設」では、土壌診断、水質分析、作物生育診断、病虫害診断、品質分析(食味分析、残留農薬分析並びに有害微生物及び有害物質の検査を含む。)、気象情報等の分析、生産管理、生産情報の消費者及び実需者への提供、市場分析、集出荷管理、清算事務等を行えるものとし、併せてこれらの情報管理もできるものとする。

なお、この場合にあつては、生産者、消費者等への積極的な情報提供を行うこととし、消費者への農産物の情報を提供する観点から、試験的販売を目的としている場合に限り、農産物自動販売機も整備できるものとする。

また、米の品質を分析する機器として色彩選別機等を穀類乾燥調製貯蔵施設等に整備する場合には、設置する機器から得られた情報を基に産地全体の防除技術の向上を図る等、産地の栽培管理体制が整備されることが確実な場合に限るものとする。

キ 用土等供給施設

(ア)用土等供給施設については、共同育苗施設、耕種農家等に良質な用土の供給を行うのに必要な以下の施設とする。

- a 用土供給施設
- b 土壌機能増進資材製造施設
- c a及びbの附帯施設

(イ)(ア)のaの「用土供給施設」については、共同育苗施設及び耕種農家に良質な育苗床土又は用土の供給を行う施設とする。

(ウ)(ア)のbの「土壌機能増進資材製造施設」とは、土壌の物理的性質等の人為的改良を行うために必要な資材を製造する施設とする。

ク 農作物被害防止施設

(ア)農作物被害防止施設については、農業生産における被害を軽減するために必要な以下の施設とする。

- a 防霜施設
- b 防風施設
- c 病虫害防除施設
- d 鳥獣害防止施設
- e 土壌浸食防止施設
- f aからeの附帯施設

(イ)(ア)のaからeまでの施設整備については、事業を実施することによる効果が高く、かつ、共同利用効率の優れた地区について認めることとし、1団地の受益面積は、おおむね2ヘクタール以上とする。ただし、中山間地域等を事業実施地区とする場合並びに野菜、果樹及び花きを事業対象とする場合にあつては、おおむね1ヘクタール以上とする。

なお、果樹において、担い手育成リース園地の設置と一体的に整備する場合

の受益面積は、おおむね10アール以上とする。

(ウ)(ア)のaの「防霜施設」、bの「防風施設」及びdの「鳥獣害防止施設」については、受電施設は含まないものとする。

(エ)(ア)のaの「防霜施設」については、試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。

(オ)(ア)のcの「病虫害防除施設」については、害虫誘引施設(防蛾灯等)、防虫施設、土壌消毒施設、薬剤散布施設等とするものとする。

(カ)(ア)のdの「鳥獣害防止施設」については、市町村域を超えた広域的な整備計画等との整合について配慮するものとする。

なお、「鳥獣害防止施設」には、有害鳥獣の捕獲に要する施設を含むものとする。

ケ 農業廃棄物処理施設

(ア) 農業廃棄物処理施設については、農業生産活動に由来する廃棄物等の処理を行うための以下の施設とする。

- a 農業廃棄物処理施設
- b 農薬廃液処理施設
- c a及びbの附帯施設

(イ)(ア)のbの「農薬廃液処理施設」は、養液栽培廃液処理施設も含むものとし、設置に当たっては、組織的な回収処理体制の整備等に積極的に取り組むものとする。

コ 生産技術高度化施設

(ア) 生産技術高度化施設については、農作物の栽培等生産の高度化を支援するのに必要な以下の施設とする。

- a 技術実証施設
- b 省エネルギーモデル温室
- c 低コスト耐候性ハウス
- d 高度環境制御栽培施設
- e 高度技術導入施設
- f 栽培管理支援施設
- g 株分施設
- h aからgまでの附帯施設

(イ)(ア)のaの「技術実証施設」とは、先進的な新技術の実証に必要な共同栽培施設、モデル壮蚕用蚕室(自動給桑装置を装備した壮蚕用共同飼育装置を設置した蚕室)等とする。

また、果樹においては、担い手育成リース園地の設置と一体的に整備を行う場合にあっては、先進的な新技術又は新品種導入のための実証及び研修、基盤整備実施中の農家の経営安定、新品種等の種苗供給等のうち、複数の機能を有

するものとし、施設本体、温風暖房機、換気扇及び灌水施設並びにこれらの附帯施設を整備することができるものとする。

- (ウ)(ア)のbの「省エネルギーモデル温室」の設置については、「施設園芸の省エネルギー対策の推進について」(昭和54年6月15日付け54食流第3240号農林水産省経済局長、構造改善局長、農蚕園芸局長、食品流通局長通知)に基づいて行うものとし、その規模は、1棟概ね500平方メートル以上とし、全設置面積は、概ね5,000平方メートル以上とする。

また、地下水及び地熱水利用設備、太陽熱利用設備、廃棄物等燃焼熱利用設備等熱交換設備、複合環境制御装置、水源施設、受変電施設、集中管理棟、養液栽培装置、自動保温カーテン装置、自動かん水兼施肥施設、自動換気装置、自動炭酸ガス発生装置、自動除湿装置及び土壌消毒施設を現地の実態等に依じて装備するものとするが、自動換気装置は、必ず装備するものとする。

なお、設置に当たっては、あらかじめ、地下水、地熱水、太陽熱、廃棄物等燃焼熱等の地域資源の賦存状況、利用可能熱量、権利関係及び導入作物の必要熱量等について十分検討するとともに、長期にわたって地域資源の利用が可能であることを確認し、低コスト生産の推進に留意するものとする。

- (エ)(ア)のcの「低コスト耐候性ハウス」については、50m/s以上の風速(過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域にあっては、当該風速とすることが出来る。)に耐えることができる強度を有するもの又は50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの若しくは構造計算上これに準ずる機能を有するものであって、かつ、単位面積当たりの価格が同等の耐候性を備えた鉄骨温室の平均的単価のおおむね70%以下の価格であり、その規模は、設置実面積が500平方メートル以上とする。

なお、必要に応じて、養液栽培装置、複合環境制御装置、変電施設、集中管理棟、自動カーテン装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、地中暖房兼土壌消毒装置、多目的細霧冷房施設等を整備することができるものとする。

当該施設の導入に当たっては、必要に応じて土壌調査及び構造診断を行うものとする。

また、事業実施主体は、当該施設内の栽培・管理運営について、第三者に委託できることとする。この場合において、文書をもって受託者の責任範囲を明確にするものとする。

- (オ)(ア)のdの「高度環境制御栽培施設」とは、作物の生育環境を最適に保つため、光環境までを含み高度に環境制御が可能なシステム本体及びシステムを収容する施設をいうものとし、次のとおりとするものとする。

なお、当該施設を導入する場合は、1の(15)に定める面積にかかわらず、以下に定める面積を満たす地区とする。

- a 当該施設の規模は、作付実面積が概ね500平方メートル以上、概ね10,000平方メートル以下とする。
- b 完全人工光方式の施設を整備できるものとし、複合環境制御装置、照明装

置、養液栽培装置、水源施設、変電施設、集中管理棟、空調施設、自動かん水施肥装置及び自動炭酸ガス発生装置を整備するものとする。

空調施設とは、冷房装置等により1年を通じて夏場でも気温を一定に制御可能な設備とする。

なお、複合環境制御装置、照明装置、養液栽培装置及び空調装置は、必ず装備するものとする。

- c 次に掲げるいずれかの新技术を用いた施設とする。
- (a) 設置コスト又は施設の運営コストのいずれかが既存施設のおおむね70%以下とする施設
 - (b) レタス、リーフレタス、サラダ菜等の葉茎菜類以外の新たな品目を栽培する施設
 - (c) 閉鎖循環型養液栽培装置等の環境負荷軽減に資する装置が装備された施設
 - (d) 発電装置等運営経費削減のための装置が装備された施設
 - (e) 特殊波長の照明装置や高効率な空調装置等の新技术を用いた装置を装備した施設
 - (f) その他新技术を用いた施設

d 当該施設の整備に当たっては、多額の初期投資及び維持管理費を要するため、施設費、光熱動力費、資材費等のコスト並びに生産物の販売価格、販売先及び採算性を十分精査し、経営として十分成立し得るものであるかを確認するものとする。

特に、販売については、安定した販売先との契約等による販売が行われると見込まれ、これに基づく販売計画が策定されていることを確認することとする。

(カ)(ア)のeの「高度技術導入施設」は、施設園芸栽培技術高度化施設、直播用水稲種子処理施設(種子コーティング施設)、水稻自動水管理施設、有益昆虫増殖貯蔵施設、菌類栽培施設等とする。

a 「施設園芸栽培技術高度化施設」は、鉄骨(アルミ骨を含む)ハウス内に設置するものとし、複合環境制御装置、自動カーテン装置、養液栽培装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、無人防除機、地中暖房兼土壌消毒装置、多目的細霧冷房施設、収穫、搬送及び調製の省力化等に資する装置とする。

なお、「施設園芸栽培技術高度化施設」の規模は、設置実面積がおおむね5,000平方メートル以上とする。

b 「有益昆虫増殖貯蔵施設」は、建物、幼虫保存用冷蔵庫、幼虫飼育用環境調節機器、飼料調製用器具等、幼虫及び成虫の飼育保存機器並びにこれらに準ずるものとする。施設の能力は、原則として、当該地域の対象果樹の受粉及び受精並びに対象害虫の駆除に必要な昆虫量を供給できる水準のものとする。

c 「菌類栽培施設」は、マッシュルームを対象とし、その規模は、栽培床が

おおむね2,000平方メートル以上とする。

(キ)(ア)のfの「栽培管理支援施設」は、作業の軽労化や品質向上を図るため、園地管理軌道施設、花粉開葯貯蔵施設、冷蔵貯桑施設、パインアップル品質向上生産施設、用排水施設、かん水施設及び土壌環境制御施設とする。

a 「園地管理軌道施設」の整備について、茶については、茶園複合管理機械と一体的に導入し、かつ、茶園複合管理機械が効率的に稼働できるように団地化しているものとするとともに、その施設面積は、1団地当たり、おおむね2ヘクタール以上とする。

b 「花粉開葯貯蔵施設」は、建物、葯落とし機、開葯装置、花粉貯蔵施用冷蔵庫、花粉検査用器具及びこれらの附帯施設とし、その能力は、原則として、当該地域の対象果樹の人工授粉に必要な花粉の総量（自家自給分を除く。）を供給できる水準のものとする。

c 「用排水施設」とは、揚水施設、遮水施設、送水施設、薬液混合施設、明きょ等配水施設整備とし、「かん水施設」の整備については、スプリンクラー（立ち上がり部分）は、補助の対象としないものとする。

d 「パインアップル品質向上生産施設」の整備に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(a)事業実施主体が農業協同組合である場合には、当該施設を農事組合法人、農事組合以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体に利用させることができるものとする。この場合において、事業実施主体は、共同利用規程を作成し、その適切な管理及び運営を図るものとする。

(b)事業実施主体又は(a)により施設を利用する営農集団は、施設の共同利用計画を作成し、その適正な管理及び運営を図るものとする。また、当該計画に合わせて施設の効率的利用を図るために必要な場合に限り、当該施設を移動させることができるものとする。

(ク)上記の(ア)のa及びcの施設を設置する場合に当たっては、共同利用を確保するために以下の内容を全て実施することとする。

なお、aからcまでを実施するに当たっては、共同利用台帳を作成することとし、aについては作業日、作業種類、作業者、作業時間等を、bについては購入日、資材名、数量、価額、購入者等を、cについては出荷日、出荷作物、数量、従事者等を明記することとする。

a 栽培管理作業の共同化

育苗、は種、定植、施肥、薬剤散布、収穫等の主要な作業のいずれかを共同で行うこととする。

b 資材の共同購入

肥料や農業薬剤等の資材のいずれかを共同で購入することとする。

c 共同出荷

出荷に際しては、共同で行うこととする。

d 所有の明確化

当該温室は、事業実施主体の所有であるということが規約又は登記簿により明らかであること。

e 管理運営

当該温室が共同で管理運営（利用料金の徴収及び一体的維持管理）されていること。

なお、低コスト耐候性ハウスの設置に当たっては、地域の立地条件等を考慮して、共同利用が確保される場合に限り、地域内において当該施設を分けて設置することができる。

サ 種子種苗生産関連施設

(ア) 種子種苗生産関連施設については、優良な農作物種子種苗の生産を支援するのに必要な以下の施設とする。

- a 種子種苗生産供給施設
- b 種子種苗処理調製施設
- c 種子備蓄施設
- d aからcまでの附帯施設

(イ)(ア)のaの「種子種苗生産供給施設」は、優良種子種苗の管理、生産及び増殖を目的とした施設であり、セル成型苗生産施設、接ぎ木施設、組織培養施設、温室、網室、ほ場及びこれらに附帯する施設を整備することができるものとする。

なお、野菜については、栄養繁殖性野菜と種子繁殖性の地域特産野菜を対象とし、原原種苗、原種苗等の生産及び増殖を行い、農業者団体、採種農家等に供給するための種子種苗生産増殖施設並びに種子種苗を大量に生産し農業者に供給するための種子種苗大量生産施設を整備できるものとする。

(ウ)(ア)のbの「種子種苗処理調製施設」は、地域における種子種苗の品質向上を図るための拠点となる種子品質向上施設及び調製後の種子に消毒を行う種子消毒施設を整備できるものとし、種子品質向上施設については、種子の発芽率等を検査する自主検査装置、種子の生産行程の管理や品質改善のための診断指導に必要な機器及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。

(エ)(ア)のcの「種子備蓄施設」は、気象災害等の不測の事態に備え、種子の品質を維持しつつ長期間備蓄するための温湿度調節機能を有する品質維持施設、備蓄種子の発芽率等を検査する自主検査装置及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。

シ 有機物処理・利用施設

(ア) 有機物処理・利用施設については、たい肥等の製造に必要な次のaからdまでに掲げる施設とする。

- a たい肥等生産施設
- b たい肥流通施設
- c たい肥発酵熱等利用施設
- d aからcまでの附帯施設

(イ) 最適な発酵条件の設定が短期間では困難であること等の理由により、1年間では発酵施設等を適正に配置することが困難である場合には、2年間実施できるものとする。

(ウ)(ア)のaの「たい肥等生産施設」は、ぼかし肥の生産施設、微生物培養施設等を整備することができるものとし、食品産業、林業等から排出される未利用資源をたい肥の原料として調製する原料製造用の施設も含むものとする。

また、耕種農家、畜産農家、食品産業（製糖業者を含む）等から排出される収穫残さ、家畜ふん尿、生ゴミ等未利用有機性資源（原料）の調達方法、生産されたたい肥の需要のほか、既存のたい肥生産施設の設置位置、生産能力、稼働状況等を十分に考慮するものとする。

なお、たい肥の原料として生ゴミ等農業系外未利用有機性資源を利用する場合は、たい肥化に適さないプラスチック、ガラス類等の異物の混入を防ぐため、分別収集されたものを使用する。

また、農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げる事項について留意するものとする。

a 製造されたたい肥は、肥料取締法（昭和25年法律第127号）に基づく昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）に規定する基準に適合するものとする。

b 製造されたたい肥の施用に当たっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）及び「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」（昭和59年11月8日付け環水土第149号環境庁水質保全局長通知）（土壌1Kgにつき亜鉛120mg以下）に留意し、施用地区において品質・土壌分析を実施しながら施設を運営するものとする。

(エ)(ア)のbの「たい肥流通施設」は、たい肥の流通を促進するための袋詰、貯蔵等の設備を備えた施設とし、既存のたい肥舎等の有効活用若しくはたい肥の円滑な流通や安定供給を目的として設置されるものであり、設置に当たっては、既存のたい肥舎等の設置位置、生産能力、稼働状況、たい肥の需要等を十分に考慮するものとする。

(オ) たい肥の原料収集・運搬の効率等を考慮して、事業実施地区内に同時に(ア)のaの「たい肥等生産施設」と(ア)のbの「たい肥流通施設」を設置しても差し支えないものとする。

(カ)(ア)のcの「たい肥発酵熱等利用施設」は、有機物供給施設より排出される熱、ガス等の農業用温室等への有効活用を図るための施設であり、併せて省エネルギーモデル温室についても整備できるものとする。

7 畜産物共同利用施設整備

整備事業の畜産物共同利用施設整備については、次のとおりとする。

(1) 一般基準

事業の実施に当たっては、家畜排せつ物及び施設排水について適切な処理が行われるよう特に留意するものとする。

(2) 個別事項

ア 畜産物処理加工施設

(ア) 畜産物処理加工施設については、次のものが行えるものとする。

- a 産地食肉センター
- b 食鳥処理施設
- c 鶏卵処理施設

(イ) 産地食肉センター

a 産地食肉センターの対象施設は、以下の施設とする。

- (a) けい留施設（生体検査場所を含む）
- (b) と畜解体・内臓処理施設
- (c) 懸肉施設
- (d) 冷蔵冷凍施設（保管を目的としない食肉等急冷設備は除く。）
- (e) 部分肉加工施設
- (f) 輸送施設
- (g) 給排水施設
- (h) 安心安全モデル施設（自主衛生管理施設及び情報管理提供施設）
- (i) その他の施設・機械
- (j) 副生物等処理施設
- (k) 衛生管理施設
- (l) 環境保全施設
- (m) BSE対応施設

b aの(b)の「と畜解体・内臓処理施設」においては、と畜場法（昭和28年法律第114号）第4条第1項の規定により都道府県知事等が許可し、又は許可する見込みのあるものであること。

c aの(d)の「冷蔵冷凍施設」においては、全部又は一部に枝肉の急速冷却能力（牛及び馬の枝肉にあつては24時間以内、豚、めん羊及び山羊の枝肉にあつては12時間以内に枝肉の中心温度を5℃以下に冷却する能力とする。）を持つ冷却施設を有する冷蔵庫であつて、枝肉又は部分肉の冷蔵保存能力がおおむね1日当たりのと畜解体処理能力の5日分以上で枝肉懸吊装置等を備えていること。

d aの(k)の「衛生管理施設」においては、次の基準のうち、(a)又は(b)のいずれか、及び(c)に適合すること。

(a) と畜場法施行令（昭和28年政令第216号）と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）、「食肉処理業に関する衛生管理について」（平成9年

3月31日付け衛乳第104号厚生省生活衛生局長通知)又は「と畜場の施設及び設備に関するガイドラインについて」(平成6年6月23日付け衛乳第97号厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知)を順守するために、都道府県知事(保健所を設置する市にあっては市長)が事業実施主体に文書で改善又は新設を指摘した機械施設であること。

(b) 外国政府の食肉衛生担当機関が事業実施主体に文書で改善又は新設を指摘した機械施設であること。

(c) 食肉等の衛生的処理及び品質向上を促進し、かつ、設計図等から衛生管理施設以外の部分と区分できると地方農政局長が認めた機械施設であること。

e aの(1)の「環境保全施設」において污水处理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条第1項の規定に定められた排水基準以下に処理し得る能力を有すること。

f 産地食肉センターを整備する場合には、次に定めるすべての要件に適合するものであること。

(a) 当該施設は、原則として都道府県が策定した食肉の流通合理化計画に基づくものであること。

(b) 当該施設の整備について、食肉及び家畜の流通合理化対策要綱(平成6年6月23日付け6畜A第1463号農林水産事務次官依命通知。以下「流通合理化要綱」という。)第4の1の食肉センターの施設整備計画の承認を受けていること。

(c) 当該施設を新設する場合にあっては、その1日当たりの処理能力がおおむね1,400頭(肥育豚換算;牛又は馬1頭につき豚4頭に換算)以上の規模であること。増設の場合にあっては、増設の結果1日当たりの処理能力がおおむね1,400頭(肥育豚換算)以上の規模となること。

(d) 当該施設から発生する特定部位(と畜場法施行規則別表第1に掲げるものをいう。)の適切な処理及び畜産副生物の区分管理等牛海綿状脳症に対応した体制が確立していること又は確立することが見込まれること。

(e) 食肉の効率的な出荷が可能で、出荷形態は主として部分肉又は部分肉以上に加工度の高い商品であること。

(ウ) 食鳥処理施設

a 食鳥処理施設の対象施設は、以下の施設とする。

(a) 生体受入施設

(b) 放血脱羽、中抜き及び冷却施設

(c) 冷蔵冷凍施設

(d) 食鳥肉加工施設

(e) 輸送施設

(f) 給排水施設

(g) その他の施設・機械

(h) 副生物等処理施設

(i) 衛生管理施設

(j) 環境保全施設

b aの(b)の「放血脱羽、中抜き及び冷却施設」においては、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)第3条の規定により都道府県知事が許可し、又は許可する見込みのあるものであること。

c aの(c)の「冷蔵冷凍施設」においては、冷蔵保存の場合にあっては5以下、冷凍保存の場合にあってはマイナス20以下で保存ができる能力を有すること。

d aの(i)の「衛生管理施設」においては、次の基準のうち、(a)又は(b)のいずれか及び(c)に適合すること。

(a)「食肉処理業に関する衛生管理について」又は「と畜場の施設及び設備に関するガイドラインについて」、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令(平成3年政令第52号)、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成2年厚生省令第40号)を順守するために、都道府県知事(保健所を設置する市にあっては市長)が事業実施主体に文書で改善又は新設を指摘した機械施設であること。

(b)外国政府の食肉衛生担当機関が事業実施主体に文書で改善又は新設を指摘した機械施設であること。

(c)食肉等の衛生的処理及び品質向上を促進し、かつ、設計図等から衛生管理施設以外の部分と区分できると地方農政局長が認めた機械施設であること。

e aの(j)の「環境保全施設」において汚水処理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条第1項の規定に定められた排水基準以下に処理し得る能力を有すること。

f 食鳥処理施設を整備する場合、新設する場合にあっては、その1日当たりの処理能力がブロイラーの場合はおおむね24,000羽以上、成鶏の場合はおおむね8,000羽以上の規模であること。増設の場合にあっては、増設の結果1日当たりの処理能力がブロイラーの場合はおおむね24,000羽以上、成鶏の場合はおおむね8,000羽以上の規模となること。

(工) 鶏卵処理施設

a 鶏卵処理施設の対象施設は、以下の施設とする。

(a) 洗卵選別包装室

(b) 冷蔵庫室

(c) 冷凍庫室

(d) 殺菌装置

(e) 洗浄装置

(f) 貯蔵タンク

(g) 洗卵選別機

(h) 検卵装置

(i) その他の機械器具

b 鶏卵処理施設を整備する場合には、当該施設の 1 日当たりの取扱量がおおむね 13 トン以上であること。

イ 家畜市場

(ア) 家畜市場については、次のものが行えるものとする。

a 基本施設

b 環境対策施設

c 衛生対策施設

d 機能高度化施設

(イ)(ア)の施設については次の条件を満たすものとする。

a 家畜市場の再編整備を実施する場合の家畜市場の設置場所は、家畜取引法（昭和31年法律第123号）第20条の地域家畜市場再編整備計画、広域営農団地整備計画又は広域営農団地関連施設計画（広域営農団地育成対策要綱（昭和46年6月10日付け46農政第2741号農林事務次官依命通知）第3の1又は第4の1に基づき作成されるものをいう。）を定めている地域であること。また、家畜市場の再配置のための移転又は家畜市場の環境対策、衛生対策若しくは機能強化対策のための施設整備を行う場合は、流通合理化要綱第4の1の家畜市場の施設整備計画の承認を受けていること。

b 当該家畜市場の1年間における家畜取引頭数がおおむね10,000頭（牛換算：馬1頭につき1頭、豚、めん羊又は山羊1頭につき0.2頭に換算）以上あること、又は整備後においておおむね10,000頭（牛換算）以上確保されることが見込まれること。

(ウ)(ア)のbの「環境対策施設」において処理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁法（昭和45年法律第138号第3条第1項の規定に基づいて定められた排水基準以下に処理できる能力を有すること。

ウ 家畜飼養管理施設

(ア) 家畜飼養管理施設については、次のものが行えるものとする。

a 共同利用畜舎（肉用牛生産、養豚生産経営及び牛のほ育育成を行うためのもの。以下同じ。）

b 共同利用フリーストール牛舎

c 共同利用ミルクングパーラー

d 共同利用ウインドレス鶏舎

e 放牧利用施設

f 共同利用畜舎と一体的に整備する設備

g 共同利用畜舎と一体的に整備する家畜排せつ物処理利用施設

- h 飼料作物作付条件整備、家畜放牧等条件整備及び水田飼料作物作付条件整備と一体的に整備する牛舎等
- (イ)(ア)のaからdの施設整備については、建設基準法施行令等関係法令、構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、1棟がおおむね500㎡以下の施設について、少なくとも建造物の構造部分(柱、梁)について木材を利用することを原則とし、1棟が500㎡を超える畜舎についても、コスト等の観点から木材利用が可能な場合は積極的に利用するものとする
- (ウ)(ア)のaからd、f及びgに係る条件整備について、事業実施地域は、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年第182号。以下「酪肉振興法」という。)第2条の4第1項の規定に基づく計画(以下「市町村計画」という。)を作成した市町村の区域内(作成が確実な市町村の区域内を含む)とする。
- (エ)(ア)のaからdの施設については、施設の管理について次の条件を満たすものとする。
- a 当該施設は、次の条件を満たしている場合には、1施設用地(地形又は地物によって画される地続きの土地であって、一体的に施設用地に供されるものを含む。)を2棟以上に分けて整備することができるものとする。
- (a) 同一施設用地における当該施設の複数の各施設の規模(建物面積、収容頭数等)は、原則として同一であること。
- (b) 当該畜舎で飼養されている家畜の種類及び飼養管理体系が同一であること。
- (c) 事業参加者において、家畜排せつ物の共同処理、飲雑用水等の共同利用等が図られること。
- b 当該施設のうち畜舎等に附帯する放飼場及び飼料調製等施設は、畜舎等に近接して整備することが望ましいが、土地の権利調整、自然条件等からこれが困難な場合は、日常の飼養管理に支障を来さない範囲内で、一定の距離をおいて整備することは差し支えないものとする。
- c 畜舎の共同利用及び家畜の管理のための事務所、管理人室等を畜舎とは別棟として整備する必要がある場合には、その整備を次の基準により行うものとし、経営面から見て過大な施設とならないよう、特に留意するものとする。
- (a) 場所
- 原則として、当該施設の敷地内又は隣接地に整備することとする。ただし、地形等自然条件からみて敷地内又は隣接地に整備することが困難な場合にあっては、家畜管理上支障を来さない範囲内でその他の土地に整備することができるものとする。
- (b) 規模
- 管理舎1棟当たりの規模は、次の方法により算出した面積の範囲内とする。
- 面積 = 40㎡(共用部分) + 10㎡(管理人1人当たり専用部分)
× 管理人等人数
- の共用部分は、事務室、炊事場、浴室等とし、管理人等人数は、家

畜の飼養計画頭数及び飼養形態からみて必要最小限とする。

(オ)(ア)のaの「共同利用畜舎」においては、次のとおりとする。

a 当該施設は、肉用牛生産、養豚生産及び牛のほ育育成における新生産システムの実践・普及のためのものであること。

b 当該施設をaの目的に用いるには、次の条件を満たすこととする。

(a) このメニューでいう新生産システムとは、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産体系全体として改善（生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮を活用することによる生産性の向上等）がなされるものをいうこととする。

(b) 要綱別表第1の事業実施主体の欄の8の「その他農業者の組織する団体」以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。

当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。

事業実施主体は、新生産システムをモデル的に実践させること（以下「モデル実践活動」という。）を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。

事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動を行うものとする。

(カ)(ア)のbの「共同利用フリーストール牛舎」及びcの「共同利用ミルクパーラー」においては、以下のとおりとする。

a 当該施設は、新生産システムの実践・普及のためのものであること。

b 当該施設をaの目的に用いるにあたっては、(オ)のbに準じるものとする。

(キ)(ア)のdの「共同利用ウインドレス鶏舎」においては、以下のとおりとする。

a 対象となる施設は、閉鎖型で無窓構造の、高病原性鳥インフルエンザ等に対する防疫のためのものに限る。

b 事業実施主体は農業者で構成され、農業協同組合連合会、農業協同組合若しくはこれらが有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体以外の者との間に経営上の上下関係がないこと。

c その他、(オ)のbに準じるものとする。ただし、(オ)のbの(b)の規定するモデル実践活動を行う畜産経営は5戸以上で構成されるものとする。

(ク)(ア)のfの「共同利用畜舎と一体的に整備する設備」については、以下の

とおりとする。

a (ア)のaからdの施設と合わせて措置するものとする。

b 対象となる設備は、生産行程に直接に関わり、かつ、共同利用畜舎等に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか若しくは共同利用畜舎等で行われる生産行程のあり方の本質に関わるものとする。

c bの規定にかかわらず、生産物を一時的に保管する設備については対象としないものとする。

(ケ)(ア)のgの「共同利用畜舎と一体的に整備する家畜排せつ物処理利用施設」については、以下のとおりとする。

a (ア)のaからdの施設と合わせて措置するものとする。

b この施設に係る事業の実施に当たっては、家畜排せつ物及び施設排水((ア)のcに係るものを含む)について適切な処理が行われるよう特に留意する。

(コ)(ア)のhの「飼料作物作付、放牧利用条件整備及び水田飼料作物作付条件整備と一体的に整備する牛舎等」については、以下のとおりとする。

a この施設に係る事業の実施にあたっての、施設の管理等については、(エ)に準じて行うものとする。

b 家畜放牧利用条件整備と一体的に整備する牛舎等については、新築に伴う不要施設の撤去、構造変更に伴う改修及び飼料規模の拡大に対応した増築を含むことができるものとする。

エ 飼料作物関連施設

(ア)飼料作物関連施設については、次のものが行えるものとする。

a 混合飼料調製・供給施設(施設用地の造成整備を含む。以下bからiに同じ。)

b 混合飼料貯蔵・保管庫

c 飼料作物収穫調製貯蔵施設

d 単味飼料貯蔵施設

e 地域未利用資源調製貯蔵施設

f 家畜排せつ物処理施設

g 飼料生産・調製・保管施設

h 農機具格納庫

j 飼料給与設計用電算施設(自給飼料を基本とした合理的な飼料給与システムを確立する場合に限る。)

i 管理棟

(イ)(ア)のaの「混合飼料調製・供給施設」及び同bの「混合飼料貯蔵・保管庫」においては、混合飼料等利用畜産経営及び混合飼料等原料供給者との間で供給利用計画を作成するものとする。

(ウ)この施設に係る事業の実施にあたっての、施設の管理等については、ウの(エ)に準じて行うものとする。

オ 飼料化施設

(ア) 飼料化施設については次のものを行えるものとする。

- a 加工利用施設（分別及び収集施設、原料保管施設、製品保管施設、クッカー、調製装置、乾燥装置、加熱殺菌装置等）
- b 公害防止施設
- c 附帯施設

(イ)(ア)のaにおいては、原則として、飼料化施設（経営主体）と原料供給者との間で供給利用計画を作成するものとする。

8 共同利用機械整備

整備事業の5の共同利用機械整備については、次のとおりとする。

(1) 一般基準

ア 共同利用機械の格納庫については、「農業機械施設の補助対象範囲の基準について」(昭和57年4月5日付け57農蚕第2503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長、林野庁長官通知)の記の1のなお書きによるものとする。

イ 共同利用機械整備に当たっては、必要に応じてオペレーターの養成、生産の組織化、作業受委託の促進等の対策を講ずること等により、効率的な利用となるよう配慮するものとする。

ウ 事業の実施に当たっては、今後の農作物生産の機械化を推進する観点から、農林水産省に設置された「栽培様式標準化推進会議」で決定された「機械化のための標準的栽培様式」の活用を努めるものとする。

エ 無人ヘリコプターについては、「無人ヘリコプター利用技術指導指針」(平成3年4月22日付け3農蚕第1974号農林水産省農蚕園芸局長通知)によるものとし、事業実施主体は、同通知第9の(1)に定める者を1人以上擁するものとする。
なお、事業実施主体等は、本対策の各事業の事業目的に沿って、同通知第11の(1)の研修等によって操作要員の技術向上を図ることができるものとする。

(2) 共同利用機械の整備に当たっては、基盤強化法第4条第2項に規定する法人(以下「農地保有合理化法人」という。)が補助対象となる機械について整備し、当該機械を利用する者(以下「利用者」という。)にリースすることができるものとする。ただし、経営構造改革緊急加速リース支援事業実施要領(平成16年4月1日付け15経営第7174号農林水産事務次官依命通知)に定める農業機械特別リース事業と一体的に実施する場合に限るものであって、次の要件を満たすものであるものとする。

ア 補助対象となる共同利用機械は、補助率が3分の1以内のものに限る。また、農地の利用集積による経営面積の規模拡大等に直接関連する共同利用機械とすること。

イ 目標年次における受益地の面積が事業開始時の受益地の面積よりおおむね1割以上増加すること。

ウ 利用者は、新規就農者、認定農業者及び認定志向農業者(農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定に基づく市町村の認定を受けようとする者。)となることが見込まれる者であること。

エ 受益戸数は、原則として、5戸以上であること。

オ リース料は、事業実施主体負担額(事業費 - 補助金) / リース期間 + 年間管理費以下であること。

(3) 要綱別表第1の補助率の欄の「生産局長等が別に定める機械」は、水稻直播機、細断型ロールベラー、稲発酵粗飼料用ロールベラー及び家畜ふん尿の処理利用並びに輸入急増野菜に係る機械とする。

9 知識集約型産業創造対策事業

要綱別表第1に定める知識集約型産業創造対策事業については、次のとおりとする。

(1) 事業の対象

知識集約型産業創出事業にあつては、公募要領に定める取組課題等を実施する事業を補助の対象とする。

ただし、次に掲げるものにあつては補助の対象としない。

ア 他の国、地方公共団体又は公金を財源とした公益法人その他団体からの補助金等の交付を受けている、又は受ける予定の取組事業実施主体が自力若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業

イ 本事業による成果について、その利用を制限し、公益の利用に供しない取組

(2) 成果の普及

ア 事業実施主体は、成果を普及するため、新聞、図書、雑誌論文等などの印刷物やインターネット等で本事業における成果等を公表するものとする。

イ 事業実施主体は、生産局長が本事業による成果の普及を図ろうとするときは、これに協力しなければならない。

(3) 経費の範囲等

ア 本事業は、必要に応じて事業の一部を委託して行わせることができるものとする。

イ 本事業に関する経費にあつては、次に掲げるものを補助の対象とする。

区 分	内 容
設備備品費	設備（機械・装置）・物品等の購入費、開発・改良費、据付に必要な経費等
消耗品費	原材料、薬品、各種事務用品等の購入に必要な経費
旅費	資料収集、各種調査、打ち合わせ、成果発表等の実施に必要な経費
謝金	資料整理、補助、専門的知識の提供、資料収集等の協力者に対する謝礼に必要な経費
賃金	資料整理、補助、事業資料の収集等の業務のために雇用した者に対して支払う実働に応じた対価
役務費	器具機械等の修繕、各種保守、翻訳、鑑定、設計、分析、試験加工等に必要な経費

委託費	データ記帳、ソフトウェアプログラミング等定型的業務を他の民間団体等に委託するための経費
その他	文献購入費、光熱水料、印刷製本費、自動車等借上料等

ウ 次に掲げる経費にあつては、補助の対象としない。

(ア) 建物等施設の建設、不動産の取得に関する経費

(イ) 事業支援者等に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費

(ウ) 事業期間中に発生した事故・災害の処理のための経費

(エ) その他本事業の実施に関連のない経費

別表 1 (広域連携等産地競争力強化支援事業に係る成果目標一覧)

競争力強化生産総合タイプ		
目 標	内 容	達成すべき成果目標の基準
生産性向上	【土地利用型作物】 稲・麦・大豆の省力・低コスト 産地育成に関する目標	・107-ル当たり費用合計を稲は10%以上、麦は2.5%以上、大豆は5%以上削減
品質向上	【土地利用型作物】 稲・麦の省力・低コスト産地育 成に関する目標	・品質分析(米の食味値等(米の内部品質について2種類以上の指標を分析)又は麦のタンパク質含有量等)の実施生産者(又は受益面積)の割合が50%以上
生産性向上	【土地利用型作物】 麦産地生産性向上に関する目標	・単収が都道府県の平均単収を上回る。 基準となる単収は、事業開始年の直近5カ年中庸3カ年の平均単収
品質向上	【土地利用型作物】 麦産地品質向上に関する目標	いずれか1つを選択する。 契約生産奨励金のAランクの評価数量の割合が事業開始年の前年(前5中3)の割合を上回る。 契約生産奨励金のC及びDランクの評価数量の割合が事業開始年の前年(前5中3)の割合未滿 事業実施地区における麦の作付面積のうち、新品種(注)の占める割合が2%以上増加 (注)平成11年以降に育成された品種
生産性向上	【土地利用型作物】 大豆産地安定供給(生産性向上) に関する目標	・単収が所在する都道府県の平均単収を上回る。 基準となる単収は、事業開始年の直近5カ年中庸3カ年の平均単収
品質向上	【土地利用型作物】 大豆産地安定供給(品質向上) に関する目標	・上位等級比率(1・2等比率)が50%以上 基準となる上位等級比率は、事業開始年の直近5カ年中庸3カ年平均の上位等級比率
需要に応じた生産量の確保	【土地利用型作物】 大豆産地安定供給(需要に応じた生産量の確保)に関する目標	・契約栽培割合(面積割合)が40%以上
生産性向上	【土地利用型作物】 主要農作物種子の生産性向上に 関する目標	・主要農作物種子の生産に要する労働時間又は生産コストを10%以上削減
品質向上	【土地利用型作物】 主要農作物種子の品質向上に 関する目標	・主要農作物種子の合格率向上割合が105%以上 合格率向上割合 = 目標年度合格率 ÷ 現状合格率 × 100
需要に応じた生産量の確保	【土地利用型作物】 主要農作物種子の需要に応じた 生産量の確保に関する目標	・主要農作物種子の生産量を5%以上増加
生産性向上	【畑作物・地域特産物】 畑作物・地域特産物産地の育成 に関する目標	いずれか1つを選択する。 生産コスト(もしくは物流コスト)を5%以上削減

		労働時間を10%以上削減 単収を5%以上増加
品質向上	【畑作物・地域特産物】 畑作物・地域特産物の高品質・高機能性産品供給型産地の育成に関する目標	いずれか1つを選択する。 従来品種と異なる高品質もしくは高機能性品種の作付面積を5%以上増加 減農薬栽培等、高品質栽培技術に取り組む面積を10%以上増加 従来品種と異なる高品質もしくは高機能性品種又は減農薬栽培等、高品質栽培技術によって生産された作物の生産量のシェアを10%以上増加
需要に応じた生産量の確保	【畑作物・地域特産物】 畑作物・地域特産物の戦略的地域の育成に関する目標	いずれか1つを選択する。 生産数量を5%以上増加 販売金額を5%以上増加 全出荷量（又は全作付面積）のうち契約取引の割合が5%以上
生産性向上	【果樹】 果樹の生産性向上に関する目標	いずれか1つを選択する。 生産コストを5%以上削減 労働時間を5%以上削減
品質向上	【果樹】 果樹の品質向上に関する目標	いずれか1つを選択する。 全出荷量に占める秀品率割合を5%以上増加 高品質品種の栽培面積を5%以上増加
需要に応じた生産量の確保	【果樹】 果樹の需要に応じた生産量の確保に関する目標	いずれか1つを選択する。 全出荷量（又は全栽培面積）のうち5%以上を契約取引 販売単価を5%以上増加 全出荷量のうち内部品質に応じて出荷する割合が50%以上
生産性向上	【野菜】 野菜の低コスト化に関する目標	・生産・流通コスト又は10a当たり労働時間を5%以上削減
品質向上	【野菜】 野菜の高付加価値化に関する目標	・全出荷量（又は全作付面積）のうち高品質化割合が30%以上
需要に応じた生産量の確保	【野菜】 野菜の契約取引の推進に関する目標	・全出荷量（又は全作付面積）のうち契約取引の割合が5%以上
生産性向上	【花き】 花きの低コスト生産に関する目標	・担い手の10a当たり労働時間又は生産・流通コストを5%以上削減 （ただし、単収増による低コスト化を図る場合は、当

		該品目1本・1鉢当たりの労働時間又は生産・流通コストを5%以上削減)
品質向上	【花き】 高級花き等の生産(品質向上)に関する目標	<ul style="list-style-type: none"> 全出荷量(又は全作付面積)のうち高品質化に取り組む割合が30%以上 日持ちの良い花き供給に有効なバケツ流通に取り組む場合は、当該品目の全出荷量のうち20%以上バケツ流通に取り組む。
需要に応じた生産量の確保	【花き】 高級花き等の生産(需要に応じた生産量の確保)に関する目標	<ul style="list-style-type: none"> 全出荷量に占めるオリジナル品種の割合を5%以上向上
農畜産業の環境保全	【環境保全】 環境保全型農業に取り組む農業者の増加に関する目標	<ul style="list-style-type: none"> 販売農家のうち環境保全型農業に取り組む農業者の割合を増加 ただし、目標年度において、販売農家のうち環境保全型農業に取り組む農業者が10%以上を占めていること。
需要に応じた生産量の確保	【各作物共通】 農産物の海外に向けた販路拡大に関する目標	<ul style="list-style-type: none"> 海外を含む販路拡大のうち、海外に向けた販路拡大に係る出荷量又は出荷額を60%以上増加
生産性向上	【各作物共通】 風、霜等による農作物被害の防止に関する目標	<ul style="list-style-type: none"> 風・霜等による被害が軽減される面積の割合が事業実施地区全体の60%以上
生産性向上	【各作物共通】 病害虫による農作物被害の防止に関する目標	<ul style="list-style-type: none"> 対象病害虫の新規発生率が10%未満
生産性向上	【各作物共通】 鳥獣等による農作物被害の防止に関する目標	<ul style="list-style-type: none"> 対象とする鳥獣等による被害が軽減される面積の割合が60%以上
生産性向上	【畜産生産基盤育成強化】 共同利用畜舎の整備に関する目標	<ul style="list-style-type: none"> いずれか1つを選択する。 労働時間を10%以上削減 生産コストを5%以上削減
生産性向上	【飼料増産】 飼料の増産に関する目標	<ul style="list-style-type: none"> いずれか1つを選択する。 飼料作付面積を1%以上増加 飼料自給率を1%以上増加 飼料生産コストを1%以上削減 受益面積を1%以上増加 単収を1%以上増加 受託面積を1%以上増加 1年当たりの未利用資源処理量が概ね500トン以上
生産性向上	【飼料化施設】 飼料化施設の整備に関する目標	<ul style="list-style-type: none"> 1年当たりの未利用資源処理量が概ね500トン以上
生産性向上	【食肉等流通体制整備】 産地食肉センターの整備に関する目標	<ul style="list-style-type: none"> いずれか1つを選択する。

	る目標	と畜頭数又は部分肉処理頭数を増加 ただし、1日当たりの処理能力を概ね1,400頭（豚換算） B S E 規制に対応した整備を実施
生産性向上	【食肉等流通体制整備】 食鳥処理施設の整備に関する目標	・食鳥処理施設の年間処理羽数を増加 ただし、年間の処理能力をブロイラーの場合概ね600万羽以上、成鶏の場合概ね200万羽以上
生産性向上	【食肉等流通体制整備】 鶏卵処理施設の整備に関する目標	・1日当たり鶏卵処理量を増加 ただし、1日当たりの鶏卵処理量を概ね13トン以上
生産性向上	【食肉等流通体制整備】 家畜市場の整備に関する目標	・家畜市場の年間の家畜取引頭数を増加 ただし、1年間の家畜取引頭数を概ね10,000頭（牛換算）以上
生産性向上	【耕種作物活用型飼料増産】 耕種作物活用型飼料増産に関する目標	いずれか1つを選択する。 飼料作付面積を1%以上増加 飼料自給率を1%以上増加 飼料生産コストを1%以上削減 受益面積を1%以上増加 単収を1%以上増加
生産性向上	【搾乳関連排水処理施設整備】 搾乳関連排水処理施設の整備に関する目標	処理水のBODが120mg/以下となるものとし、次のいずれか1つを選択する。 家畜排せつ物の土地還元にかかる労働量を5%以上削減 搾乳関連排水の処理コストが10%以上削減 BODを5.0kg/日以上削減。
輸入急増戦略的対応特別タイプ		
輸入急増農産物における国産シェアの奪回	【いぐさ・豊表】 いぐさの生産数量の増加又は優良新品種の普及に関する目標	いずれか1つを選択する。 事業実施地区において、いぐさの生産数量を維持 産地全体において、優良新品種の普及面積割合50%を目指す。
	【輸入急増野菜】 輸入急増野菜の低コスト化に関する目標	・生産・流通コスト又は10a当たり労働時間を5%以上削減
	【輸入急増野菜】 輸入急増野菜の契約取引の推進に関する目標	・全出荷量（又は全作付面積）のうち契約取引割合が5%以上
	【輸入急増野菜】 輸入急増野菜の高付加価値化に関する目標	・全出荷量（又は全作付面積）のうち高品質化割合が30%以上

別表2 補助対象上限事業費

生産局長等が別に定める施設及び機械		生産局長等が別に定める額
共同育苗施設	水稻(種子用を除く。)共同育苗施設に限る。	育苗対象面積1ヘクタールにつき900千円、ただし、100ha未満の場合は1,600千円
乾燥調製施設	種子用を除く。	計画処理量1トンにつき450千円
穀類乾燥調製貯蔵施設	種子用を除く。	米にあつては計画処理量1トンにつき245千円、ただし、計画処理量2千トン未満の場合は315千円 麦にあつては計画処理量1トンにつき450千円
農産物処理加工施設	茶に限る。	原料の計画処理量1トンにつき1,600千円
集出荷貯蔵施設(りんご)	選果機(選果機のみを整備する場合を含む。) 建物	計画処理量1トンにつき380千円 計画処理量1トンにつき135千円 115千円/m ²
集出荷貯蔵施設(なし)		計画処理量1トンにつき270千円
集出荷貯蔵施設(かんきつ)	選果機(選果機のみを整備する場合を含む。) 建物	計画処理量1トンにつき170千円 計画処理量1トンにつき90千円 ただし、計画処理量5千トン未満の場合は135千円 70千円/m ²
集出荷貯蔵施設(野菜)	きゅうり、トマトに限る。	計画処理量1トンにつき270千円
農作物被害防止施設	防霜施設	6,400千円/ha
	防風施設	41,970千円/ha
有機物処理利用施設	たい肥等生産施設	480千円/t
農業用機械	施肥播種同時作業機	1,450千円/台
	無人ヘリコプター	10,820千円/台
	栽培管理ピークル	5,070千円/台
	レーザー式均平作業機	16,740千円/台
	紙マルチ田植機	3,260千円/台
	水稻直播機	3,760千円/台
	豆用ピッカーローダー	1,650千円/台
	弾丸暗きょ機	536千円/台
	ポテトハーベスター	15,210千円/台
	てん菜移植機	6,500千円/台
	ビートハーベスター	55,500千円/台
	茶複合管理機	7,030千円/台
	そば収穫機	10,110千円/台
	はとむぎ収穫機	10,110千円/台
	い植付機	2,730千円/台
	こんにゃく芋ハーベスター	9,380千円/台
	収穫作業機	6,210千円/台
	傾斜地用多目的管理機	1,610千円/台
	風筒式防除機	981千円/台
	無人作業機	2,030千円/台
桑用機械	3,200千円/台	

	野菜全自動移植機	3,640千円 / 台
	にんにく植付機	1,330千円 / 台
	スイートコーン収穫機	22,680千円 / 台
	にんじん収穫機	18,900千円 / 台
	だいこん収穫機	8,220千円 / 台
	結球性葉菜類収穫機	3,120千円 / 台
	ごぼう収穫機	10,400千円 / 台
	たまねぎ収穫機	8,980千円 / 台
	非結球性葉茎菜類収穫機	3,380千円 / 台
	重量野菜運搬作業車	2,240千円 / 台
	トマト収穫機	19,800千円 / 台
	野菜残さ収集機	5,200千円 / 台
	稲収穫用機械	10,110千円 / 台
	麦収穫用機械	10,110千円 / 台
	大豆収穫用機械	10,110千円 / 台
	雑穀収穫用機械	10,110千円 / 台
	馬鈴薯生産用播種機	2,470千円 / 台
	馬鈴薯生産用定植機	3,640千円 / 台
	馬鈴薯収穫用機械	15,210千円 / 台
	馬鈴薯茎葉処理機	2,000千円 / 台
	稲播種機	3,260千円 / 台
	稲定植機	3,170千円 / 台
	大豆生産用播種機	2,220千円 / 台
家畜飼養管理施設	肉用牛舎（ストール等附帯部分を除く。）	24千円 / m ²
	乳用牛舎（ストール等附帯部分を除く。）	成牛用36千円 / m ² 哺育育成牛用23千円 / m ²
	乳用牛舎（飼料基盤活用の促進の家畜保護施設整備の場合）	フリーストール 35（42）千円 / m ²
		つなぎ 50（60）千円 / m ²
	肉用牛舎（飼料基盤活用の促進の家畜保護施設の場合）	35（42）千円 / m ²
	一般豚舎（ストール等附帯部分を除く。）	45千円 / m ²
	分娩豚舎（ストール等附帯部分を除く。）	59千円 / m ²
	ウインドレス鶏舎（ストール等附帯部分を除く。）	48千円 / m ²
	家畜改良施設	216千円 / m ²
	畜産新技術に係る施設	225千円 / m ²
畜産物処理加工施設	産地食肉センター	6,000千円 × 1日当たりの処理能力(豚換算頭数)
	BSE対応施設	8,200千円 × 牛1日当たりの処理能力
	食鳥処理施設	200千円 × 1日当たりの処理能力
	鶏卵処理施設	100千円 × 1年当たりの処理能力
家畜市場		5,000千円 × 子牛市場の開催日1日当たりの取引頭数
家畜排せつ物処理利用施設機械	堆肥舎	35（40）千円 / m ²
	屋根掛け	21（24）千円 / m ²
	尿貯留施設	30（30）千円 / m ²

	スラリータンク	20(20) 千円 / m ³	
	家畜排せつ物運搬車	5,000千円 / 台	
	堆肥散布機(けん引式)	2,500千円 / 台	
	堆肥散布機(自走式)	9,370千円 / 台	
	切り返し機	7,140千円 / 台	
飼料作物関連施設機械	バンカーサイロ	7千円 / m ³	
	乾草舎	45千円 / m ²	
	牧草播種機	2,070千円 / 台	
	追播種機	3,780千円 / 台	
	とうもろこし播種機	5,780千円 / 台	
	モアコンディショナー	5,700千円 / 台	
	フォーレージハーベスター	北海道	39,410千円 / 台
		都府県	5,110千円 / 台
	テッターレーキ	1,350千円 / 台	
	ヘイレキ	1,800千円 / 台	
	ロールベラー(細断型ロールベラー、稲発酵粗飼料用ロールベラーを除く。)	5,400千円 / 台	
	細断型ロールベラー	3,450千円 / 台	
	稲発酵粗飼料用ロールベラー	8,500千円 / 台	
	ブロードキャスター(ライムソワー)	670千円 / 台	
	ブラウ	1,530千円 / 台	
	ディスクハロー	1,070千円 / 台	
	飼料調製施設	25千円 / m ²	
	優良種子増殖施設	57千円 / m ²	
	種子貯蔵庫	33千円 / m ²	
	飼料分析指導室	203千円 / m ²	
	種子精選機	16,560千円 / 台	
	脱粒剥皮機	2,610千円 / 台	
	種子乾燥機	18,090千円 / 台	
	栄養分析器	9,900千円 / 台	
	ミネラル分析器	1,170千円 / 台	
	土壌分析器	630千円 / 台	
	梱包解体機	2,640千円 / 台	
	運搬機	4,180千円 / 台	
	梱包格納用機械	2,380千円 / 台	
	サイレージ取出機	6,970千円 / 台	
	積込機	4,100千円 / 台	
稲わら収穫機	2,180千円 / 台		
家畜ふん尿土壌還元用機械	3,150千円 / 台		
飼料化施設	加工利用施設	計画処理量1トンにつき25,000千円	

注1:共同利用施設については施設本体の建設及び設置に必要な経費のみを対象とする。

2:選果機には荷受け、箱詰め、出荷に係る設備を含む。

3:() は、特別地域(豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定により指定された地域及び沖縄県)における額

別表 3

整備事業の実施における満たすべき事項

事 項
1 既存の機械・施設（以下、「施設等」という。）の利用状況、個人による選別・出荷状況、個人施設等の保有・使用状況、利用継続年数等を把握し調整していること。
2 都道府県が作成する「農業機械の導入に関する計画」の利用下限面積を満たしていること。
3 施設等への過大な投資を防ぎ稼働の効率化を図るため、作付品種の分散、収穫時期の調整により、特定の日に集中することのないよう検討されていること。
4 施設等の稼働期間、処理量、作業効率等が妥当であること。また、産地の作付面積、単収、生産数量、出荷計画等が実績及び作物を取り巻く状況から見て妥当であること。
5 施設内の管理室、休憩室、分析室、格納庫等の所要面積が、機能、利用計画等から見て妥当であること。
6 施設等の利用料金について、施設等の継続的活用を図りうるよう必要な資金の積立に努めるとともに、償却費等に基づき適正に設定されていること。
7 施設等の規模、利用料金等について、受益農家に対し説明を行っていること。また、総会等で合意を得ていること。
8 農家意向調査について、担い手農家の意向を把握していること。また、調査の精度等が適正であること。
9 投資効率（費用対効果）の算出プロセス、根拠が適切であること。また、1.0以上であること。
10 施設の整備について、施設整備費の上限額を超える部分に係る補助が行われていないこと。
11 国庫補助金が、対象となる補助率で正しく計算されていること。
12 奇抜なデザイン、必要以上の装備等により事業費が過大となっていないこと。
13 附帯施設について、不要なものがないこと。
14 古品及び古材の利用等事業費の低減に向けた取組が行われていること。
15 販売先との間で取引価格、取引数量、品質等についての合意が図られていること。
16 製品に関する需要の状況及び将来の見通しについて十分な事前調査が行われているとともに、施設の設置後も消費者ニーズの把握に努める体制が整備されていること。
17 需要に即した製品を安定的に供給するための加工技術の確立及び習得に対する十分な取組がされていること。
18 適正な収支計画となっていること（支出については、施設の維持・運営に必要な経費が適切に計上されていること。また、販売価格については、市場価格や支出等を勘案した適正な水準に設定されていること。）

19 独立行政法人等の試験研究機関や都道府県、市町村等関係機関の連携・支援体制が整備されていること。また、必要に応じ専門家等による経営診断等の指導が受けられる体制となっていること。
20 管理運営規程等により施設等が将来にわたり適正に管理運営ができる体制となっていること。
21 有機物処理利用施設又は農業廃棄物処理施設その他騒音、悪臭等発生施設を建設するに当たり周辺住民等との合意の形成がなされていること。
22 用地が確保されていること。農地法及び農業振興地域の整備に関する法律に定める基準等を満たしている又は認可等の見込みがあること。
23 施行方法の選択が適切になされていること。
24 入札の方法に関する知識を有していること。
25 事業実施体制が、十分なものとなっていること。
26 地元関係者との合意形成が図られていること。
27 その他、法律に定める基準等が満たされていること。

別記様式 1 - 1号

事業実施年度		平成	年度
継続事業の場合	開始年度	平成	年度
	最終予定年度		
推進事業	目標		
	事業種類		
	タイプ		
整備事業	目標		
	事業種類		
	タイプ		

農業・食品産業競争力強化支援事業実施計画書
(広域連携等産地競争力強化支援事業のうち推進事業及び整備事業)

事業実施主体名

都道府県・市町村名

地 区 名

- (注) 1. 推進事業の欄については以下の通りとする。
- a. 「目標」の欄については、「生産性の向上」、「品質の向上」、「需要に応じた生産量の確保」、「輸入急増農産物における国産シェアの奪回」のうち該当する目標を記入すること。
 - b. 「事業種類」の欄については、実施要綱別表第1のうち該当する事業種類を記入すること。
 - c. 「タイプ」の欄については、実施要綱別記1の第1の1の「競争力強化生産総合タイプ」及び「輸入急増戦略的対応特別タイプ」のうち、該当するタイプを記入すること。
2. 整備事業の欄については以下の通りとする。
- a. 「目標」の欄については、実施要綱別記1の別表1のうち該当する目標を記入すること。
 - b. 「事業種類」の欄については、実施要綱別表第1のうち該当する事業種類を記入すること。
 - c. 「タイプ」の欄については、実施要綱別記1の第1の1の「競争力強化生産総合タイプ」及び「輸入急増戦略的対応特別タイプ」のうち、該当するタイプを記入すること。

第1 事業計画総括表

農業・食品産業競争力強化支援事業の内容等

都道府県名 及び 市町村名	事業実施 主体名 及び 地区名	施設 の 所在地	取組名	目標	成果目標の具体的な 内容又は取組の内容 について	目標数値			対象作目・ 畜種等名 (作物・畜 種名)	受 益		事業内容 (工種、施 設区分、構 造、規格、 能力等)	事業量 (単価、回 数、基数、 台数、面積 等)	しゅん 工予定 又は完 了年月 日	事業費	負担区分			補助率	備考
						現状	目標	増減 (増減率 等)		戸数	面積、出 荷量、処 理量又は 頭羽数					国費	自己資金	その他		
県 市	農協 地区			(例) 生産性の 向上	(例) 水稻直播等の低コスト 技術の普及	(平成 年度) …	(平成 年度) …		(例) 土地利用型 作物 (麦・大豆)	戸	ha, t			年 月 日	円	円	円	円	%	
				(例) 生産性の 向上	(例) 生産コストの削減 (麦) %以上 (大豆) %以上	(平成 年度) …	(平成 年度) …		(例) 土地利用型 作物 (麦・大豆)					年 月 日						
					小計															

- (注) 1. 「目標」の欄については、推進事業は「生産性の向上」、「品質の向上」、「需要に応じた生産量の確保」、「輸入急増農産物における国産シェアの奪回」のうち該当する目標を記入すること。また、整備事業は実施要領別記1の別表1のうち該当する目標を記入すること。
2. 「成果目標の具体的な内容又は取組の内容について」の欄については、次に掲げるとおりとする。
 (1) 推進事業にあっては取組の内容を簡潔に記入すること。
 (2) 整備事業にあっては実施要領別記1の別表1のうち該当する目標を記入すること。
3. 「目標数値」の欄については、整備事業を実施する場合及び推進事業のみを実施する場合にあっては、目標に対応した具体的な成果目標及びその目標数値を記入すること。なお、推進事業を整備事業と合わせて実施する場合は、推進事業の目標数値の欄については記入は省略できるものとする。
4. 「対象作目等名(作物・畜種名)」の欄については、土地利用型作物、畑作物、野菜、果樹、花き、地域特産物、畜種別を記入し、()書で作物名を記入すること。なお、土地利用型作物で主要農作物種子を対象に事業を実施する場合は、作物名の後に種子と記入すること。また、複数作物を併記できることとする。
5. 「事業内容」の欄については、実施要綱別表第1に掲げる事業の内容を記入すること。
6. 備考欄には、事業区分ごと、事業実施主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額 円 うち国費 円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び総計の欄の備考の欄に合計額(「除税額 円 うち国費 円」)を記入すること。
7. 要領別記1の第3の2の(1)のロからセに定める基準にあっては、その内容を確認できる資料を参考に添付すること。

全体計画書（事業実施期間を2年以上とする事業に限る。）

事業区分		市町村	事業実施 主体名	全体計画			年次計画						負担区分			備考
事業種類	事業種目 (事業細目)			事業量	単価	事業費 千円	前年度まで 事業量	前年度まで 事業費 千円	当該年度 事業量	当該年度 事業費 千円	次年度以降 事業量	次年度以降 事業費 千円	国庫 交付金 千円	自己 資金 千円	その他 千円	
	小計															
	小計															
事業費		計														

(注)備考欄に事業実施期間(年度～ 年度)を記入すること。

第2 事業実施対象地区及びその地区のうちの受益地の状況

対象地区名： (うち受益地：)

区 分	各種指定等の状況								主要農作物の作付面積 (作付面積上位順) (ha)		主要農作物の作付面積 (販売額上位順) (ha)		事業対象農作物の作付面積 (ha)		事業対象作物と同じ作物区分内におけるその他作物の作付面積 (ha)		事業対象となる家畜飼養頭羽数等 (戸、頭、千羽)				備考
	全域指定の場合： 区分： 一部指定の場合： 割合： 指定無しの場合： x 割合：								(作物名)	(作物名)	(作物名)	(作物名)	(作物名)	(作物名)	(飼養形態)		(飼養形態)				
	特定農山村	振興山村	過疎地域	離島振興	半島振興	農用地区域	生産緑地	生産緑地以外市街化区域									戸数	頭羽数	戸数	頭羽数	
現 状 (平成 年度)	対象地区																				
	うち受益地																				
目 標 (平成 年度)	対象地区																				
	うち受益地																				

- (注) 1. 対象地区は、受益地を含む市町村等の出荷単位等とする。なお、市町村等が複数にわたる場合には、その合計を記入する。
 2. 受益地の範囲が対象地区の範囲と同じである場合は、「うち受益地」の欄は記入不要とする。
 3. 「各種指定等の状況」の欄において、「 (一部指定) 」であった場合は、その一部指定の占める割合 (%) を記述するとともに、指定、非指定の分かる資料 (字の一覧表、色分けした地図等) を添付すること。
 4. 「事業対象作物と同じ作物区分内におけるその他作物の作付面積」の欄における作物区分とは、土地利用型作物、地域特産物、果樹、野菜、花きの5つの区分とし、当該欄には、事業対象作物以外のその同一区分の作物の作付面積を記入すること。
 5. 「事業対象となる家畜飼養頭羽数等」の欄の飼養形態については、乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、ブロイラーのいずれかを記入するものとする。なお、頭羽数については、常時飼養頭羽数とし、成畜換算によることとする。
 6. 「事業対象となる家畜飼養頭羽数等」の欄にあっては畜産部門の受益がない場合にあっては記入不要とする。また、必要に応じて記入欄を追加等するものとする。
 7. その他、地域の立地条件 (気象、地形条件) 等で特に記述すべき事項があれば、添付等するものとする。

(その他、地域の立地条件)

第3 事業の実施方針

1. 事業実施地区における現状と課題

(注) 事業実施地区における現状を踏まえ、生産、経営、流通に係る課題を幅広く数値等も交えて、具体的に記述すること。

2. 課題を解決するための対応方針

(1) 総括方針

(注) 1の課題に対応させて記述すること。

(2) 強化支援事業の詳細とその具体的な成果目標及び取組

事業の種類	
事業の種類の詳細	どのような点が他に類を見ない高モデル・先進的な取組となっているのか、どの様に複数の都道府県をまたがる広域的な取組となっているのか、どの程度大規模な投資を必要とする取組か、どの点が産地が抱える共通課題を解決する取組か、を数値等も交え具体的に記述すること。
具体的な成果目標及び取組	
目標	(例)生産性向上
成果目標の具体的な内容	(例)土地利用型(麦産地品質向上加速対策) 事業実施地区の反収が目標基準値の1.2倍
具体的な取組の内容	
具体的な数値等	現状値： 目標値： 増減(増減率等)：
目標数値決定根拠	現状を明らかにし、どの様な取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記入すること。
事後評価の検証方法 (現状値及び目標値の算出方法)	客観的な手法(方法)により検証できることを原則とする。

- (注) 1. 「事業の種類」の欄は、要綱別表第1の事業種類の の欄のうち、「産地・消費者サイド広域連携事業」、「産地間広域連携・広域的流通拠点事業」、「高モデル・先進型事業」、「大規模モデル型事業」又は「地域共通課題解決型事業」のいずれか該当するものを記入すること。
2. 「具体的な成果目標」が複数ある場合は、「具体的な成果目標」の欄を適宜追加して記入すること。
3. 「具体的な数値等」の欄については、目標に対応した具体的な値を記入すること。なお、推進事業を整備事業と合わせて実施する場合は、推進事業の目標数値の欄については省略できるものとする。

(3) 事業実施主体の自発的な取組内容と目標
 具体的な取組内容と目標

現状及び課題	課題を解決するための目標	具体的な取組の内容 (課題への対応等)	備考
(例) 生産者個人により秀品率に 30%の差があり、市場から の改善要望	品質の向上・均一化に向け て秀品率の向上を図る。	技術に係る生産技術講習 会の開催(ヶ所×回)	

(注)(2)以外の事業実施主体自らの自発的な取組について記述するものとする。

(4) 担い手の育成について(整備事業)

取組項目	担い手の分類	現 在(年)	目 標(年)	備考
担い手の育成	認定農業者	人	人	
	市町村長が認める者	人	人	
	生産組織 構成員のうち認定農業者 構成員のうち市町村長が認める者	組織 人 人	組織 人 人	
【担い手育成のための具体的な取組内容】				

(注) 1.(2)で担い手の育成について掲げている場合は記入不要とする。

2. 「担い手の分類」の欄のうち市町村長が認める者及び生産組織の数を記入する場合には、「認定農業者の他に当該地域の農業の担い手として育成すべきとして市町村長が認める者(生産組織を含む。)の定義」を記述し、添付等するものとする。

(認定農業者の他に当該地域の農業の担い手として育成すべきとして市町村長が認める者(生産組織を含む。)の定義)

(5) 担い手への集約化の取組(整備事業)

集約化の基準:	現状集約率: %	目標集約率: %
集約化への取り組み及び取り決め(協定等)		
〔現状、目標、課題 等〕		
〔取組及び取り決め内容〕		

- (注) 1. 利用量、受益面積、出荷額、取扱数量 等のうち、どの事項を集約化の判断基準とするのか、また、現状集約率については、現時点における集約率、目標集約率については、目標年における集約率を記入すると共に集約化への取り組み内容及び部会や協議会等を通じての集約化の維持、増進を図るための具体的な取り決め(協定等)について記述するとともに、その協定等の資料を添付すること。
2. 要領別表1のうち、「土地利用型(主要農作物種子)」を目的として実施する施設等、並びに「畜産生産基盤育成強化」を目的とした新生産システムの実践・普及に係る要領別表第1の事業内容の欄の4の(3)の家畜飼養管理施設、「飼料増産」を目的として実施する要領別表第1の事業内容の欄の2の(2)のイにおける傾斜地等活用放牧整備、「食肉等流通体制整備」を目的として実施する要領別表第1の事業内容の欄の4の(1)の畜産物処理加工施設及び(2)の家畜市場 については、必要としない。

〔添付資料〕
受益農家一覧

番号	氏名	受益農家の種類	現時点における 〔受益量()〕 (年)	目標年における 〔受益量()〕 (年)	集約化分の内訳				備考
					自己〔受益量〕における増減	賃貸借等による〔受益量〕の増減	その他	計(増減)	
1									
2									
3									
		担い手分小計 それ以外小計							

- (注) 1. (5)の様式の添付資料として、添付すること。
2. 必要に応じて様式を加工すること。
3. 「受益農家の種類」の欄には、「認定農業者」、「市町村長が認める者」、「その他農業者」を記入するものとし、認定農業者と市町村長が認める者を合わせて「担い手分」として、その他の欄を「担い手分小計」と「それ以外小計」に分けて集計するものとする。
4. 「〔受益量()〕」については、利用量、受益面積、出荷額、取扱数量 等のうち、集約化の判断基準とした事項に置き換えるものとする。

第4 事業実施計画の詳細

1. 推進事業実施計画詳細

(1) 協議会等の開催

ア. 協議会等の構成

名称 (設立年月日)	構成員		備考
	氏名	所属・職名	

注：組織図を添付すること

イ. 協議会等の開催計画

開催時期	参集範囲	協議内容	備考

(2) 行動計画等の作成

先進的な技術を組み合わせる取組等のモデル的な取組に対し、その効果的な実施に必要な生産体制の構築、技術実証・普及等の活動のため、行動計画等の具体的な活動内容等を記述。
なお、行動計画等の推進体制図を添付すること。

(3) 調査等の実施計画（生産状況調査等の調査）

調査値	対象者	調査時期	調査目的及び内容	調査結果の活用方法	備考

(4) 実証、試験の実施

ア. 実証ほ・試験の概要

実証、試験等の名称	設置場所	対象作物及び作物名	面積(a)、供試量等	対象農家戸数	管理主体	実証、試験等の目的、課題及び取組内容	備考

イ．経費の内訳

経費の種類	金額	積算基礎	備考

ウ．試験ほ用機械・施設の借り上げ

機械・施設名	仕様・形式	対象作目及び作物名	利用面積 (ha)	能力 (a/時)	備考

(5) 技術の普及

ア．技術指導計画

対象地区・機関名	選定理由	実施者 (所属・氏名)	啓発活動及び指導内容	備考

イ．生産技術講習会の開催

講習会の名称	実施時期	実施機関	場所	参加予定人数	内容	備考

ウ．生産技術・経営の診断分析

診断分析の名称	実施時期	実施機関	場所	参加予定人員・対象	内容 (分析項目等)	備考

エ．生産技術マニュアルの作成

マニュアルの名称	作成時期	作成部数	配布対象	内容	備考

(6) 啓発活動

ア. 啓発活動計画 (実施時期・場所・参加予定人数・内容)

実施時期	場所	参加予定人数・対象	内容	備考

注：印刷物を配布する場合は、印刷物の内容、配布数量、配布回数を内容欄に記入すること

(7) 特認事業

実施時期	実施場所	参加予定人数・対象	内容	備考

2. 整備事業実施計画詳細

(1) 規模決定基礎等

ア. 規模決定基礎

整備事業の規模決定（小規模土地基盤整備等の規模、導入する機械の能力、台数、施設の規模、処理能力、附帯施設の能力、数量等）をした計算過程をその根拠となる栽培面積、生産量、処理・加工量、出荷量、育苗期間、植付期間、収穫期間、出荷期間、利用計画、機械・施設等の能力、既存の機械・施設の能力等の具体的な数値を用いて記載すること。

イ. 事業実施予定場所等

事業の内容（施設等名）	導入予定場所	面積	取得方法	取得時期	備考
	（市町村） （番地）	（㎡）		年 月	

（注）1 「取得方法」及び「取得時期」の欄については、共同利用施設整備及び共同利用機械整備を実施する場合に記入すること。

2 備考欄については、穀類等乾燥調製貯蔵施設（米麦）及び乾燥調製施設（米麦大豆）を整備する場合には、地耐力（t / ㎡）及びその調査方法（ボ - リング（m、点））を記入すること。また、廃液処理設備（共同育苗施設）、集排塵設備（穀類等乾燥調製貯蔵施設及び乾燥調製施設）、農業廃棄物処理施設等を整備する場合には、設備の周辺環境図を添付すること（住宅地、公共施設（病院、学校等）、工場、店舗等を明記するものとし、開発される可能性のものも含む。）。

(2) 機械・施設の整備状況及び利用計画等

ア. 既存の機械・施設の利用状況

実施年度	事業等名	事業の内容 （機械・施設名等）	事業実施 主体名	受益 農家 戸数	受益面積 処理量 (ha、t)	規模・ 能力	仕様	事業費	利用の状況に関する説明	
									利用率（%）	

（注）1 整備しようとする機械・施設に関連する既存施設・機械について記入する。

2 「事業等名」の欄には、具体的な事業名、資金名、自費等を記載する。

3 「利用率」の欄は計画時点の処理量に対する現況処理量で表す。

4 「利用の状況に関する説明」の欄には、既存の機械・施設がありながら新設の機械・施設を導入する理由を簡潔に記述する。（利用率 = 実際の使用 ÷ 計画目標）

5 施設整備においては、既存施設と新設施設の関係について概念図を添付する。

イ. 機械・施設の利用計画
 (ア) 機械・施設利用計画

施設・機械名	作目及び作物・畜種名	利用期間		利用日数		月別利用計画									年間処理・生産量	備考		
		現在	目標	現在	目標	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			1月	2月
		月旬 ~月	月旬 ~月	日	日													

(注) 月別利用計画の欄については以下の点に留意し、記載すること。

- 1 共同利用施設について
 - (1) 乾燥調製施設、穀類等乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、畜産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、農業廃棄物処理施設等については、原則としてその処理量 (t もしくは kg) を記載すること。
 - (2) 共同育苗施設については、原則としてその供給量 (箱 もしくは 本数) を記載すること。
 - (3) 用土等供給調製施設等については原料供給量 (t もしくは kg) 及び生産量 (t もしくは kg) を併記すること。
 - (4) 産地管理施設、農産物被害防止施設、生産技術高度化施設、種子種苗生産関連施設等については、その内容に応じた客観的指標 (単位は任意) もしくは具体的内容 (作業体系) を記述すること。
- 2 共同利用機械については、利用面積もしくは稼働面積 (ha) 等を記入し、必要に応じて、作業体系図等を添付すること。

(イ) 施設利用計画 (施設導入の際には以下も記入すること。)

施設の種類 (施設名、事業対象作物等名)		区分	当該施設の受益面積等 (現行)		当該施設の受益面積等 (目標)		当該施設の 当目標年度の 処理量 a	処理量の過去3カ年の実績						備考
			地区の カバー率	地区の カバー率	3年前 b	利用率 b/a		2年前 c	利用率 c/a	前年 度 d	利用率 d/a			
施設名	作物・畜種名	既存施設	ha	%	ha	%	t	t	%	t	%	t	%	
		本事業の導入施設												
計														

- (注)
- 1 新たに本事業で施設を導入する事業実施地区において、本事業で導入する施設・機械及びその他補助事業等で導入した同種の施設について、事業対象作物別に記入する。
 - 2 「既存施設」の欄は、現在まで各種補助事業等で導入した、作物別の施設とし、その施設が複数ある場合は、欄を適宜区分してすべて記入する。
 - 3 カバー率は、当該地区の作付面積 (若しくは頭羽数) に対する当該施設の受益面積 (若しくは受益の頭羽数) の比 (%) を記入する。
 - 4 なお、コスト低減、経費の節減等の観点から事業計画の外、当該施設を利用可能な他作物についての利用が図られているものについては、「備考」の欄に記入する。
 - 5 参考として、市町村又は農協管内の当該施設に係る施設設置状況及びカバー率がわかる資料を添付する。
 - 6 「共同利用機械」の場合は本様式を適宜変更し記入する。
 - 7 米麦のカントリーエレベーター又はライスセンターを整備する場合には、初又は麦の荷受体制づくりに関して、コンバインの利用状況及び計画として、(ウ)の機械利用計画を作成・添付すること。

(ウ) 機械利用計画 (機械導入の際には以下も記入すること。)

機械名:

		個人所有機械			共同所有機械			計			備考		
		規格	台数	利用面積等	利用農家数	規格	台数	利用面積等	利用農家数	利用面積		利用農家数	ハレーク-数
既存	個人利用		台	ha	戸		台	ha	戸	ha	戸		特定高性能農業機械導入計画の下限面積： ha
	共同利用												
	計												
目標年度	個人利用												
	共同利用												
	本事業で導入する機械												
	計												

- (注) 1 「個人所有機械」の欄は、所有形態が個人所有であるものを記入すること。
 2 「共同所有機械」の欄は、所有形態が共有又は組織有であり、複数の農家で所有するものを記入すること。
 3 「規格」の欄は、規格・能力別に段を分けて記入すること。
 4 「ハレーク-数」の欄は、当地区のハレーク-の確保状況を記入すること。
 5 「既存」の欄は、新たに本事業で機械を導入する事業実施地区について、同種で現在利用可能な機械のすべてについて、利用する作物ごとに記入すること。ただし、土壌土層改良機械については作物ごとに分ける必要はない。
 6 「目標年度」の欄は、「既存」の欄で記入した台数のうち、事業の目標年度まで利用せずに処分する台数を除いた値を記入すること。
 7 「個人利用」の欄は、利用形態が機械所有農家の農地(借地を含む)での利用だけに限るものを記入すること。
 8 「共同利用」の欄は、利用形態が作業受託により複数の農家において利用を行うものを記入すること。
 9 「本事業で導入する機械」の欄において、1台当たりの稼働能力(面積)は、原則として都道府県の特定高性能農業機械導入計画の下限面積を下回らないものとする。
 10 備考欄には、本事業で導入する機械の有効利用計画として、地区外からの受託等に係る利用面積及び地区内の事業対象作物以外の作物への利用がある場合、その作物名及び面積を記入すること。また、都道府県の特定高性能農業機械導入計画の下限面積を記入すること。
 11 本様式では事業実施地区における機械の所有形態及び利用形態を表すのが不可能な場合は、本様式に準じて様式を作成し、備考等にその内容を記載すること。

(エ) 機械・施設の貸付に関する計画

対策事業名	事業種目名	対象機械・施設名	受益農家戸数	貸付対象	貸付期間	管理の役割分担
				例 運営組合	例 年間通じて貸付 水稻収穫期間	例 通常の保管場所 整備点検の実施者

ウ．機械・施設の施行方法及び施工業者選定方法の計画

施行方法		
施工業者選定方法		
入札（競争見積）による場合	指名業者選定の考え方	
	指名候補業者名	
	入札立会予定者	
随意契約による場合	随意契約を選択する理由	
	価格の適正性の判断基準	
	候補業者名	

- (注) 1 記入にあたっては、「農業・食品産業競争力強化支援事業補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いの制定について」（平成17年4月1日付け16生産第8267号農林水産省総合食料局長、経営局長、生産局長通知）第1に注意すること。
- 2 工種毎（土木工事、建築工事、製造請負工事等）で施行方法が違う場合は、工種毎に区分して記入すること。
- 3 「施行方法」欄は、「直営施行」、「請負施行」、「委託施行」、「系統施行」のいずれかを記入する。
- 4 「施工業者選定方法」欄は、「一般競争入札」、「指名競争入札」、「系統施行における競争見積」、「随意契約」のいずれかを記入する。
- 5 「指名業者選定の考え方」欄は、指名競争入札又は系統施行による競争見積を予定する場合に、どのような基準及び条件によって業者を指名するのか、その考え方を記入する。
- 6 「指名候補業者名」欄は、当該事業の計画策定時点における指名候補業者名をすべて記入する。
- 7 「入札立会予定者」欄は、行政機関（都道府県及び市町村）から入札への立会が予定されている場合に入札立会予定者の所属及び役職名を記入する。
- 8 「随意契約を選択する理由」欄は、随意契約を選択する合理的な理由を記入する。
- 9 「価格の適正性の判断基準」欄は、随意契約価格が適正であることをどのように判断するのかを記入する。
- 10 「候補業者名」欄は、当該事業の計画策定時点における候補業者名を記入する。

エ．不動産取得税及び固定資産税の課税標準の特例措置の活用見込み

課税標準の特例措置の活用見込み	不動産取得税	固定資産税
-----------------	--------	-------

- (注) 1 活用する見込みのものを「」で囲むものとする。
- 2 不動産取得税の課税標準の特例措置とは地方税法附則第11条1項の特例措置であり、農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人等が政府の補助を受けて取得した農林漁業経営の近代化又は合理化のための農林漁業者の共同利用に供する保管、生産及び加工の用に供する施設が対象である。
- 3 固定資産税の課税標準の特例措置とは地方税法第349条の3第4項の特例措置であり、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人等が500万円以上の政府の補助を受けて取得した農林漁業者の共同利用に供する機械及び装置で1台又は1基の取得価額が330万円以上のものが対象である。

オ．各種制度資金の利用計画

1. 農業近代化資金	借入資金額	千円
2. 農林漁業金融公庫資金	借入資金額	千円
3. その他資金名（具体的な資金）	借入資金額	千円

(注) 国の補助及び都道府県、市町村の負担を除く事業実施主体の負担において、借入計画がある場合は資金別に記入する。

(3) 補助対象上限事業費計算表(実施要綱第3の4の機械・施設整備費の上限額との関係)

上限事業費対象 機械・施設名	作物名	事業費 A + B	上限事業費対象事業費 A (上限事業費)	上限事業費対象外事業費 B (上限事業費対象外事業内訳)	備考
		千円	千円	千円	
			上限事業費対象の単位当たり 事業費 千円		
			(上限事業費) 千円		

- (注) 1 要綱第3の4、要領別記1の第1の5及び別表2によって補助対象となる上限事業費が定められている機械・施設を整備する場合は、この表を作成し、事業実施計画書とともに提出するものとする。
 2 上限事業費対象機械・施設名は、別表2の「生産局長等が別に定める機械・施設」とする。
 3 上限事業費対象事業費Aの欄は、別表2の「生産局長等が別に定める額」との比較ができる内容とし、「上限事業費対象の単位当たり事業費」は、当該機械・施設の上限事業費に係る単位当たり事業費を記入する。
 4 上限事業費対象事業費Aの欄の下段(上限事業費)は、導入する機械・施設の別表2における「生産局長等が別に定める額」を記入する。
 5 上限事業費対象外事業費Bの欄は、補助対象外事業費、消費税、設計費、系統施行管理料等とする。

(4) 費用対効果分析(投資効率)

「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業における費用対効果分析の実施について」(平成17年4月1日付け16生産第8452号農林水産省総合食料局長、経営局長、生産局長通知)により算出し、それを添付するものとする。

(5) 添付資料

- (ア) 事業実施地区の位置図
- (イ) 機械・施設の規模決定根拠
- (ウ) 機械・施設等の配置図、平面図、事業費の積算(概略設計)、見積書(2社以上)、導入機械施設のカatalog
- (エ) 管理運営規定等
- (オ) 収支計画
- (カ) 農家意向調査結果
- (キ) 果樹の取組にあつては、産地計画(産地計画の策定になじまない場合を除く)
- (ク) 野菜の取組にあつては、産地強化計画(産地強化計画がない場合はそれに準ずる資料)
- (ケ) その他地方農政局長が特に必要と認めるもの

(6) 選択事項

ア 土地利用型作物必須

(ア) 事業実施地区における担い手の状況と目標

	現 状 (年)		目 標 (年)	
地区内農家戸数	戸		戸	
担い手農家戸数	戸		戸	
面積シェア	稲	約 割	約 割	
	麦	約 割	約 割	
	大豆	約 割	約 割	
	その他	約 割	約 割	
うち生産組織数	戸		戸	
うち認定農家数	戸		戸	

望ましい経営展望の姿

	個別経営		組織経営(集落営農等)	
経営展望	約 ha		約 ha	
稲 麦 大豆 その他	ha程度		ha程度	
	ha程度		ha程度	
	ha程度		ha程度	
	ha程度		ha程度	
目標所得	百万円程度		百万円程度	
労働力	基幹 名、補助 名		基幹 名、補助 名	
機械装備	トラクター(馬力級)×台、 コンバイン(条刈又はm幅) ×台、田植機(条植)× 台、.....		トラクター(馬力級)×台、 コンバイン(条刈又はm幅) ×台、田植機(条植)× 台、.....	

(注) 1 「面積シェア」は、作物の地区内作付面積に占める面積割合を記述する。なお、作物は稲、麦、大豆を必須とし、それら以外にもそれらを含めて作付面積の多い上位3作物を記入する。
2 面積のうち「その他」は、地域の水田輪作を支える重要作物(そば等)がある場合に記述する。

(イ) 導入する生産技術・新品種の内容

水 稲	
麦	
大 豆	
その他作物 ()	

(注) 作物は(ア)と合わせて記入する。

(ウ) 土地利用・作付体系の姿(作付け体系; 年 作)

			1年目	2年目	3年目	年目	年目	団地化率
田	現 状 (年)	水稻 麦 大豆						
	目 標 (年)	水稻 麦 大豆						
畑	現 状 (年)							
	目 標 (年)							

(注) 1 地域の水田又は畑での作付体系について、播種期(又は移植期)は、収穫期は×で示し「 × 」のように記述する。
2 団地化率については、1ha以上に団地化されている比率を記入する。

(エ)生産性の向上効果

		現 状 (年)	目 標	県平均対比
水 稻	費用合計	円 / 10 a	円 / 10 a	削減
	単 収	kg / 10 a	kg / 10 a	削減
	労働時間	時間 / 10 a	時間 / 10 a	削減
麦	費用合計	円 / 10 a	円 / 10 a	削減
	単 収	kg / 10 a	kg / 10 a	削減
	労働時間	時間 / 10 a	時間 / 10 a	削減
大 豆	費用合計	円 / 10 a	円 / 10 a	削減
	単 収	kg / 10 a	kg / 10 a	削減
	労働時間	時間 / 10 a	時間 / 10 a	削減
その他 ()	費用合計	円 / 10 a	円 / 10 a	削減
	単 収	kg / 10 a	kg / 10 a	削減
	労働時間	時間 / 10 a	時間 / 10 a	削減

- (注) 1 普及指導センター等に相談して、「現状」の欄は現行の慣行農法による平均的な費用合計等を記入し、「目標」の欄は当該事業を実施した場合の目標とする費用合計等を記入する。
2 作物は(ア)と合わせて記入する。

イ 耕種作物小規模土地基盤整備

(ア)土地基盤整備の現状及び計画

区 分	整備済面積	要整備面積	整備計画面積 (年)	備 考
ほ場整備 区画整理 けい畔除去 用排水施設整備 用水施設整備 農道整備	ha (m)	ha (m)	ha (m)	

- (注) 「整備済面積」の欄は、将来の合理的作業体系を考慮した場合、区画形状、用排水機能、農道等が整備済であって、合理的な作業体系の導入が可能なほ場の面積とすること。

(イ)改植・高接

a 対象作物の生産状況及び目標

(単位: ha、t、戸)

区 分	対象作物名	品種等名	栽培面積	生産量	栽培農家数	備 考
現 状 (平成 年度)						
目 標 (平成 年度)						

- (注) 1 「品種等名」欄は、うんしゅうみかんでは極早生・早生・普通の別を、りんごでは普通栽培・わい化栽培の別を区分して記入する。
2 対象作物が茶である場合、「生産量」の欄は生葉生産量を記入する。

b 改植・高接の実施計画

(単位：ha、%)

対象作物名	区 分	改植面積	高接面積	改植・高接計	備 考	
	既実施面積	12年度以前				
		13年度以降				
		計				
	実 施 計 画					
	合 計					

- (注) 1 対象作物が複数存在する場合は区分して記入する。
 2 対象作物が果樹である場合、「既実施面積」欄は、「りんごわい化栽培等緊急推進対策事業(平成6～12年度)」によるものと、13年度以降に実施した事業とを区別して記入する。
 3 対象作物が茶である場合、「既実施面積」欄は「計」欄のみ記入する(12年度以前と13年度以降とを区別する必要はない)。
 4 受益地区において、計画的に改植・高接を実施している場合には、これまでの実施経過(実施年度、事業名、実施面積及び位置関係)及び今後の計画等を取りまとめた資料(総合的園地再編整備計画等)を添付する。

c 品目、品種別実施計画

(単位：a)

改植・高接前		実施計画			
品目名(品種名)	面積	品目名(品種名)	改植	高接	計
(記入例) 極早生うんしゅうみかん(宮本)	200	普通うんしゅうみかん(大津4号)	30	20	50
		" (青島)	50	-	50
		不知火	100	-	100
りんご(ふじ)	100	わい化りんご(ふじ)	100	-	100
茶(やぶきた)	100	茶(ゆたかみどり)	100	-	100
計		計			

(注) b表及びc表において、欄の数値は一致する。

ウ 耕種作物共同利用施設整備

(ア) 共同育苗施設

a 水稲

区分	期間	1回転当たり 育苗箱数 A	回転数 B	育苗能力 C = A × B	対象面積	出荷箱数	硬化ハウス 必要数及び 設置場所	消毒廃液 の 処理方法
出芽苗 緑化苗 硬化苗	月 日 ~ 月 日 月 日 ~ 月 日 月 日 ~ 月 日	箱/回	回	箱	ha	箱		
備考								

(注) 1 「出荷箱数」の欄は出荷時の育苗段階ごとに記入すること。

2 稚苗、中苗の育苗様式別に作成すること。

b 水稲以外

作目及び 作物名	品種名	10a当たり 栽植本数	対象面積 (ha)		1回転当たり 供給本数 (A)		回転数 (B)		育苗能力 (C=A×B)		備考
			現状	目標	現状	目標	現状	目標	現状	目標	

(注) 備考欄には消毒廃液の処理方法等を記入すること。

(イ) 乾燥調製施設及び乾燥調製貯蔵施設

a 米、麦及び大豆

(a) 地域の米、麦、大豆の生産量及び共同乾燥率

区分	米		麦					大豆		
	生産量	共同乾燥率	小麦	二条大麦	六条大麦	裸麦	計	共同乾燥率	生産量	共同乾燥率
事業実施前年度	t	%	t	t	t	t	t	%	t	%
事業実施年度										
目標(年)										

(注) 1 当該施設の受益地区に限る。

2 「共同乾燥率」とは、(共同乾燥処理量) / (全生産量)とする。

- (注) 1 作物別に記入のこと。
 2 必要に応じ稼働2年目についても作成すること。
 3 出荷されるの用途(一般家庭食用、業務用、加工用等)がわかる場合には、備考欄に記入すること。

(d) もみがら処理加工施設運営計画

区分	もみがら 生産量	本施設の処 理加工方法	処理加工 の時期	加工製品 仕上がり量	用途	備考
稼働初年度	t					
目標年度 (年)						

(e) ばら出荷施設運営計画

区分	全流通量 (a)	ばら出荷量 (b)	左のうち 主食用醸 造用の別	ばら 出荷期間	販売先業者	備考(販売 先業者の所 在地)	ばら比率 (a/b)	備考欄
稼働 初年度	t (政) (自) 他計	t					%	
目標年度 (年)	(政) (自) 他計							

- (注) 1 米麦別に記入すること。
 2 (政)は政府に販売するもの、(自)は米にあっては自主流通米、麦にあっては政府以外に販売するもの、他は前記以外のもの
 とすること。
 3 ばら出荷の形態については、純ばら、フレコンばら等の別について記述のこと。
 4 出荷される玄米等の用途(一般家庭食用、業務用、加工用等)がわかる場合には、備考欄にその内容を記入すること。

(f) 大規模乾燥調製施設・大規模乾燥調製貯蔵施設を整備する場合及び既存施設の増設・増強

i 既存施設整備事業の種類

事業の種類	既存施設の規模能力			施設設置年度	施設設置場所	補助事業名
	荷受能力	乾燥能力	貯蔵能力			
	t/時	t/時	t	年度		

(注) 1 「事業の種類」の欄は、集排塵施設、もみがら処理加工施設、ばら出荷施設及び貯蔵乾燥ピンの増設並びに乾燥能力の増強(機能向上)の区分別に記入すること。

2 米麦別に記入すること。

既存施設の運営状況(利用予定施設を含む)

区分	年度	年度	年度	年度	備考
1 利用農家数(戸)					設計上の処理能力
2 利用面積(ha)					
3 10a当たり収量(kg)					
4 生産量(kg)					
5 荷受期間(月日~月日)					
6 実荷受日数量					
1日当たり平均荷受量(kg)					
1日当たり最高荷受量(kg)					
7 平均水分率(%)					
荷受最高水分率(%)					
荷受最低水分率(%)					
8 種類品種別荷受数量(稼働率)					
t (%)					
t (%)					
総荷受量 t (%)					
9 総仕上げ量					
10 総貯蔵量					

(注) 1 稼働状況は、過去3か年について記入すること。

2 米麦別に記入すること。

大規模乾燥調製施設・大規模乾燥調製貯蔵施設を整備する場合

(i) サブ施設からメイン施設への搬送方法

() メイン施設及びサブ施設それぞれの集荷範囲を示した図面を添付する。

(ウ) 処理加工施設

a 処理加工施設

作目及び作物名	栽培面積		生産量		利用農家数		処理加工施設の種類	施設数		処理量		1日当た最大処理量	
	現在	目標	現在	目標	現在	目標		現在	目標	現在	目標	現状	目標
	ha	ha	t	t	戸	戸		か所	か所	t	t	t/日	t/日

原料購入予定先	原料購入量		製品種類	製品販売予定先	製品販売量			備考
	現状	目標			現状	目標	予定年間売上高	
	t	t			t	t	百万円	

- (注) 1 「作物名」の欄は、必要に応じて品種別に記載する。
 2 「栽培面積」及び「生産量」の欄は、当該施設を利用する集団に係るものとする。
 3 「製品種類」の欄は、製麺、味噌加工等の加工品目の内容を記すとともに、必要に応じて、レトルト、無菌包装、冷凍、チルド、缶詰、乾燥等の保存等のための処理・包装等の形態も併せて記入するものとする。
 4 現状と目標を併記する欄については、現状には既存施設の利用状況、目標には既存施設と事業により導入する施設を併せたものについて記入する。

(エ) 集出荷貯蔵施設

a 集出荷貯蔵施設

作目及び作物名	栽培面積		生産量		利用農家数		集出荷施設の種類	施設数		処理量		1日当たり最大処理		出荷時期		総出荷量		出荷先別割合(%)	備考
	現在	目標	現在	目標	現在	目標		現在	目標	現在	目標	現状	目標	現状	目標	現状	目標		
	ha	ha	t	t	戸	戸		か所	か所	t		t/日	t/日	月旬 ~ 月旬	月旬 ~ 月旬	t	t		

- (注) 1 「作物名」の欄は、必要に応じて品種別に記載する。
 2 「栽培面積」及び「生産量」の欄は、当該流通施設を利用する集団に係るものとする。
 3 現状と目標を併記する欄については、現状には既存施設の利用状況、目標には既存施設と事業により導入する施設と併せたものについて記入する。
 4 備考欄には、施設の特徴(選別方式(重量選別、カメラ式、光センサー等)、予冷方式(真空式、差圧式、立体自動式等))を記入する。

b 米麦品質向上物流合理化施設

(a) 受益地域内の米麦の生産量及び出荷量

(単位：t)

市町村名	農協等名	麦											米	
		小麦		二条大麦			六条大麦・はだか麦			計			生産量	出荷量
現況		生産量	出荷量	生産量	主食用 出荷量	ビール麦 出荷量	飼料用麦 出荷量	生産量	主食用 出荷量	飼料用麦 出荷量	生産量	出荷量		
					()		()	()	()		()	()		()
	計		()		()	()	()		()	()		()		()
	翌年度		()		()	()	()		()	()		()		()
	目標(年)		()		()	()	()		()	()		()		()

(注) ()内は、ばら出荷量(フレコンばらを含む。)を内数で記入。

(b) 受益地域内米麦倉庫能力及び貯蔵実態(最近1か年)

農業倉庫			貯蔵実態										
整理 番号	貯蔵 能力	構造等	時期	農業倉庫						その他の保管実績			
				小麦	大・裸麦			計	米	合計	米又は 麦の 種類	保管場所 (経済連倉庫、 営業倉庫、 上屋等)	保管量
					主食用	ビール麦	飼料用麦						
	t		(例) 年 月末 月末 年 月末 月末 月末	t	t	t	t	t	t	t			t

(注) 「貯蔵実態」の欄は、最近1年の米麦の貯蔵実態の概略がわかるように、米麦の集荷時期は毎月、その他の時期は3か月間隔程度で記載する。

(c) 受益地内の既存共同乾燥施設の利用状況

農協等名	施設数	利用農家数(戸)		対象面積(ha)		処理量(t)	
		米	麦	米	麦	米	麦
	計						

(注) 当該年度新設予定分を含む。

(d) 施設の保管能力・構造

保管能力	構造
t	

(注) 構造については、「ラック式ばら保管」、「タンク式ばら保管」等の別について記述のこと。

(e) 原料集荷計画

麦種 (品種別) 又は米	施設名等	集荷期間	期間別集荷計画					利用 農家数	対象 面積	集荷方法		備考
			第1 半旬	第2 半旬	計			搬入所 要時間	運搬 方法	
	1	月日~月日	t	t	t	t	t	戸	ha	分		
	2											
	...											
	...											
	...											
	個別農家											
	計											

- (注) 1 米麦別に記入すること。
 2 「運搬方法」の欄には、ばらトラック、フレコン等の別を記入する。
 3 上表のほか、集荷計画のたて方、生産者との契約方法等を記述すること。

(f) 保管、出荷計画

計画年度	麦種 (品種別) 又は米	荷受期日 (実荷受日数) (a)	1日当たり 標準荷受量 (b)	総荷受量 (a) × (b)	売渡期間	ばら 保管量	保管予定 期間	出荷予定 期間	主な 出荷先	備考
初年度稼働		月日～月日			月日～ 月日		月日～ 月日	月日～ 月日		
	計									
目標年度 () 年										
	計									

- (注) 1 米表別に記入すること。
 2 必要に応じて稼働2年度目についても作成すること。
 3 既存部分と新設部分との関連についてシステムの概略図を添付すること。
 4 出荷される用途(一般家庭食用、業務用、加工用等)がわかる場合には、備考欄に記入すること。

c 穀類広域流通拠点施設

(a) 連携地域内の出荷関連施設整備状況

施設名	事業実施主体	補助事業名・導入年度	受益面積	規模・能力	仕様	利用率	広域流通拠点施設との連携計画	備考

- (注) 1 対象作物に関連する共同乾燥貯蔵施設、品質向上物流合理化施設、精米施設等の既存施設について記入する。
 2 利用率は計画時点の処理量に対する現況処理量で表す。
 3 広域流通拠点施設との連携計画については出荷量を記入する。

(b) 整備の内容

i 整備が必要な理由

(整備が必要な理由を説明すること。)
 説明に当たっては、事例、数値等を用いて具体的に記載すること。

共同利用施設整備計画

施設・機械名	仕様・型式	処理能力 (分析可能項目)	受益面積	備考(設置場所等)

- (注) 「施設・機械名」の欄には、建物を含め、作業ラインを構成する主な機械等を列記する。

(c) 連携地域内農業倉庫能力及び貯蔵実態（最近1か年）

(単位：t)

農業倉庫			貯 蔵 実 態												
整理 番号	貯 蔵 能 力	構 造 等	時 期	農 業 倉 庫						その他の保管実績					
				麦				米	大豆	合計	米又は 麦等の 種 類	保 管 場 所 (経 済 連 倉 庫、 管 業 倉 庫、 上 屋 等)	保管量		
				小 麦	大 ・ 裸 麦		計								
主食用	ビール麦	飼料用麦													
			(例)年 月 月 月 月 月 年												

(注) 貯蔵実態は、最近1年の概略がわかるように、集荷時期は毎月、その他の時期は3か月間隔程度で記載する。

(d) 連携地域内農業倉庫年間出荷計画

(単位：t)

農業倉庫			出 荷 計 画												
整理 番号	貯 蔵 能 力	構 造 等	事業実施前年度				事業実施初年度				目標年度()年				
			事業実施主体への出荷		その他への出荷		事業実施主体への出荷		その他への出荷		事業実施主体への出荷		その他への出荷		
			広域物流 合理化 施設	他施設	出荷先 (名称).....	広域物流 合理化 施設	他施設	出荷先 (名称).....	広域物流 合理化 施設	他施設	出荷先 (名称).....	広域物流 合理化 施設	他施設	出荷先 (名称).....	

(注) 倉庫ごとに事業対象作物の出荷計画について記入すること。

(e) 広域連携出荷計画

i 原料集荷計画

作 物 品 種	施設名等	集荷期間	期 間 別 集 荷 計 画					利 用 施設数	対 象 面 積	集 荷 方 法		備 考
			第 1 半 旬	第 2 半 旬	計			搬入所 要時間	運 搬 方 法	
	1	月日～月日	t	t	t	t	t		ha	分		
	2 ... 個別農家											
	計											

(注) 1 事業対象作物・品種別に記入すること。

2 運搬方法は、ばらトラック、フレコン等の別を記入すること。

3 上表のほか、集荷計画のたて方等を記述すること。

ばら保管、出荷計画

計画 年度	作物 品種	荷受期日 (実荷受日 数) (a)	1日当たり 標準荷受量 (b)	総荷受量 (a) × (b)	売渡期間	ばら 保管量	保管予定 期間	出荷予定 期間	主な 出荷先	運搬方法
初 年 度 稼 働		月日～月日			月日～ 月日		月日～ 月日	月日～ 月日		
	計									
目 標 年 度 () 年										
	計									

- (注) 1 事業対象作物・品種別に記入すること。
 2 「運搬方法」の欄は、ばらトラック、フレコン等の別を記入する。
 3 必要に応じて稼働2年度目についても作成すること。
 4 既存部分と新設部分との関連についてシステムの概略図を添付すること。
 5 出荷される用途（一般家庭食用、業務用、加工用等）がわかる場合には、備考欄に記入すること。

(f) 加工出荷計画（精米等加工品の出荷を行う場合のみ記入）
 地域内の既存加工施設の加工実績（過去3か年）及び新施設整備後の取り扱い

施設名	保有者名	年間加工（とう精）実績						操 業 率 実 績			新施設整備後の取り扱い		
		原料ベース			製品ベース			年 年 年 % % %			加工（とう精）量		操業率
		年	年	年	年	年	年				原料ベース	製品ベース	
		t	t	t	t	t	t				t	t	%

- (注) 1 施設ごとに記入のこと。
 2 操業率は精米出荷を行う場合のみ記入することとし、次の算定方法により算出すること。なお、既存施設の操業率については、備考欄に理由・算定式を記述した上、実態に見合った算出方法を用いても良い。

$$\left(\text{操業率}(\%) = \frac{\text{年間とう精数量、玄米ト}}{\text{精米馬力数} \times 60\text{kg} \times 8\text{時間} \times 1.0 \times 22\text{日} \times 12\text{カ月} \div 1000} \times 100 \right)$$

加工出荷計画

区 分	原 料			製 品				備 考
	品 種	加工(とう精)量 (t)	年間操業率 (%)	生 産 量 (製品数)	予定年間売上高 (百万円)	販 売 予 定 先		
						名 称	年間販売数量	
初年度稼働 月 月 ...))			
目標年度 ()年 月 月 ...))			

- (注) 1 月別、事業対象作物・品種別に記入のこと。
 2 操業率は精米を行う場合のみ記入することとし、次の算定方法により算出すること。
 (年間とう精数量、玄米t)

$$\left[\text{操業率}(\%) = \frac{(\text{精米馬力数} \times 60\text{kg} \times 8 \text{時間} \times 1.0 \times 22 \times \text{日} \times 12 \text{カ月} \div 1000)}{\text{年間とう精数量}} \times 100 \right]$$

 3 「販売予定先」の欄については、米の委託販売にあつては、自主流通法人を通じて販売される販売先及び販売数量を記入する。
 4 出荷される精米の用途(一般家庭食用、業務用、加工用等)がわかる場合には、備考欄に記入すること。

加工工程図

d 青果物流通拠点施設

品目名	供給予定 産地名	供給量		処理の種類	1日当たり 最大処理量		供給量		取引予定先	今回整備する 施設以外の関 連施設概要	備 考
		現状	目標		現状	目標	現状	目標			
		t	t		t	t	t/日	t/日			

(注) 処理の種類については、パッキング、カット、冷凍等の調整等が行われる場合、その態様を記入すること。

(オ)産地管理施設

作目及び 作物名	施 設 名	施設の機能	規模・能力等	利用目的	利用方法	運営方法	設置場所	備 考

- (注) 1 「利用方法」の欄には、対象作物、分析項目、調査点数、分析結果の活用方法等を記入すること。
 2 「設置場所」の欄は既存の施設(集出荷施設等)内に設置する場合は記入すること

(カ) 用土等供給調整施設

作目及び作物名	地区 作付面積	うち供給 対象面積	10a当たり 施用量	供給量 (t)
現状				
計画				

(キ) 農産物被害防止施設
対象作目及び作物名

区分	被害防止技術の内容	構造規格能力等	整備済面積	要整備面積	整備計画面積
防風施設 防霜施設 鳥獣害防止 施設			ha(m ²)	ha(m ²)	ha(m ²)

(ク) 農業廃棄物処理施設

a 農業廃棄物回収処理体制の現状と基本的推進方向

--

b 処理計画

廃棄物の種類	処理方法	処理量	処理品の利用方法			備考
			再生処理を行う場合			
			再生量	販売先		

(注) 1 「廃棄物の種類」とは、使用済ポリエチレンフィルム、使用済塩化ビニルフィルム、作物残さ等をいう。
 2 「処理方法」とは、再生、破砕、圧縮、堆肥化等をいう。
 3 「処理品の利用方法」とは、作物残さ処理品の利用方法、使用済プラスチックの再生処理や中間処理を行う場合はその後の処理方法、処理先等を記入する。

c 収集及び処理工程図

(注) 収集及び処理工程図は、フローチャート式とし、工程ごとに説明をつけること。

(ケ) 生産技術高度化施設

a 省エネルギーモデル温室

対象作目及び作物名	設置実面積	棟数	温室の形式	石油代替エネルギーの種類	石油暖房の使用割合	付帯装置の内容	生産販売計画	経営収支計画
			構造 覆被覆資材 その他			養液栽培装置 配水施設 カーテン装置 装置		

(注) 1 「石油代替エネルギーの種類」の欄は、太陽熱利用型や地熱水利用型等エネルギー源の型名のほか、利用可能熱量、エネルギー使用の仕組み等について記入する。
 2 「生産販売計画」の欄については、作付面積、収穫量、出荷量、販売先等について記入する。
 3 「経営収支計画」の欄については、粗収入及び生産費用について記入する。

b 低コスト耐候性ハウス

対象作目及び作物名	設置実面積	棟数	温室の形式	温室の特徴 (コスト低減の要因等)	付帯装置の内容	低コスト耐候性ハウスの㎡当り単価	地域の平均的鉄骨温室の㎡当り単価	運営方法	備考
			構造 被覆資材 その他	改良・補強の内容	養液栽培装置 配水施設 カーテン装置 装置	円/㎡	円/㎡		

(注) 1「温室の形式」の欄の構造は、耐候性についても記入する。
2「運営方法」の欄は、施設の具体的運営方法や土地及び施設の賃借条件等について記入する。

c 高度技術導入施設

対象作目及び作物名	設置実面積	装置名	規格・能力	装置を導入する施設の概要	販売先
		養液栽培装置 複合環境制御装置 地中暖房兼土壌消毒装置 装置		建設年月 構造 被覆資材 その他	

(注)「販売先」の欄は、菌類栽培施設を導入する場合に記入する。

d 高度環境制御栽培施設

対象作目及び作物名	設置実面積	栽培施設の形式	装置の種類・規格・能力	新技術の内容	生産販売計画	経営収支計画
		鉄骨スルト カーテン温室 ××××				

(注) 1「装置の種類・規格・能力」の欄については、空調、照明、環境制御等の装置ごとに記入する。
2「生産販売計画」の欄については、作付面積、収穫量、出荷量、販売先等について記入する。
3「経営収支計画」の欄については、粗収入及び生産費用について記入する。

e 技術実証施設

対象作目及び作物名	設置実面積	温室の形式	装置名	規格・能力	装置を導入する温室の概要	新技術の内容
		構造 被覆資材 その他	養液栽培装置 複合環境制御装置 地中暖房兼土壌消毒装置 装置		建設年月 構造 被覆資材 その他	

(注)「装置を導入する温室の概要」の欄は、既存の温室や補助対象外の温室内に装置を導入する場合に記入する。

f 栽培管理支援施設

対象作目及び作物名	施設名	施設の機能	利用目的	運営方法	設置場所	備考

(注)「設置場所」の欄は既存の施設(産地管理施設等)に設置する場合に記入すること。

(コ) 種子種苗生産関連施設整備

- a 種子種苗の生産及び出荷計画
 - (a) 共通項目
 - i 品種別作付面積割合等

対象作物 及び作物	現 在 (年)					目 標 (年)							備 考					
	作付面積	生産数量	10a当り生産量	出荷数量	栽培農家数	品種別作付面積割合				作付面積	生産数量	10a当り生産量		出荷数量	品種別作付面積割合			
						〇〇	××	その他	計						〇〇	××	その他	計
計	ha	t	kg	t	戸	%	%	%	%	ha	t	kg	t	%	%	%	%	
計																		

(注) 1 年次は、現在及び目標年次(種子種苗が生産者で栽培され、最初に収穫が行われる年の翌年とする。以下本様式において同じ。)について記入する。
2 年次の区分は、主たる収穫時期を含む年次とする。
3 主要農産物種子については、品種別の記載は不要である。

種苗の生産計画

(単位:リットル、kg、本)

年次	対象作物及び作物 品種							計	備 考
		×××	小 計			小 計			
目 標 (年 年 年)									

(注) 年次は、配布する最初の年から目標年次までとする。

(b) 選択項目

種子種苗生産関連施設の整備内容

対象作物及び作物名	施設名	施設の機能	規模・能力等	施設の運営方法	設置場所	備考

(注) 種子種苗処理調製施設のうち種子品質向上施設及び種子消毒施設、種子備蓄施設については、上記の表に代え、次に掲げる から の表に記入すること。

種子種苗処理調製施設のうち種子品質向上施設

対象作物及び作物名	品質改善項目	整備する機械・機器名	規格・能力・仕様	数量	備 考

種子種苗処理調製施設のうち種子消毒施設

対象作物及び作物名	消毒対象病害虫	1時間当たり処理能力(t)	年間処理量(t)	消毒廃液の処理方法	備考

種子備蓄施設

対象作目及び 作物名	備蓄種子の種類	備蓄量 (t)	備蓄品種数	備 蓄 条 件				備考
				温度	湿度 %	年数	水分 %	

工 畜産物共同利用施設整備

(ア) 畜産物処理加工施設

a 産地食肉センター及び食鳥処理施設の整備

(a) 事業の概要

事業実施主体名	施設の名称	施設の所在地	敷地面積
			m ²
用地取得方法等	工事着工及び竣工予定年月日		備 考

(注) 用地取得方法等の欄には使用収益権の内容及びその取得期間を記載すること。

(b) 事業実施主体等の概要

事業実施主体等の名称	所 在 地	資本構成内容	事業内容
沿 革	役員数及び氏名	その他参考事項	

(注) 事業実施主体(施設所有者)と作業実施者(と畜解体業者、部分肉加工業者、内臓処理業者等)が異なる場合には、作業実施者の概要をこれに準じて業者ごとに作成すること。

(c) 事業内容及び経費(全体事業計画)

(単位: m²(台)、円、千円)

既 施 設 の 概 況			設置しようとする施設の内容		
区 分	面積又は台数	構造(能力)	区 分	面積又は台数	構造(能力)
		(各施設ごとに詳しく)			(各施設ごとに詳しく)
単 価	事 業 費	資金調達計画			
		国庫補助金	都道府県費	その他	

- (注) 1 区分欄は、実施要領第8の7の(2)に定める各施設ごとに事業計画を明らかにすること。
 2 資金調達計画のその他の欄は、自己資金、出資、借入金等について具体的に記載すること。
 3 資金調達において起債を行う場合には、起債要求(計画)書を添付すること。

(d) 事業内容及び経費（年度別事業計画）

（単位：㎡（台）、円、千円）

初年度							
設置しようとする施設			単価	事業費	資金調達計画		
区分	面積又は台数	構造（能力）			国庫補助金	都道府県費	その他
2年度							
設置しようとする施設			単価	事業費	資金調達計画		
区分	面積又は台数	構造（能力）			国庫補助金	都道府県費	その他

- (注) 1 区分欄は、実施要領第7の5の(2)に定める各施設ごとに事業計画を明らかにすること。
 2 事業年度が3年以上にわたる場合には、これに準じて作成すること。

(e) 施設の能力（1日当たり）

区分	と畜解体 頭羽数	部分肉加工頭羽数等			冷蔵冷凍頭羽数等				
		処理頭羽数	部分肉 （正肉等）	スライス肉 （副品目等）	枝肉 （中抜と体）	部分肉 （食鳥肉）		内臓（副品目）	
						冷蔵	冷凍	冷蔵	冷凍
牛	頭	頭	Kg	Kg	頭				
豚	頭	頭	Kg	Kg	頭				
食鳥	羽	羽	Kg	Kg	羽				t
その他	頭	頭	Kg	Kg	頭				
合計	頭	-	Kg	Kg	-				
輸送頭羽数等		環境保全施設		たい肥舎	備考				
枝肉	部分肉量	污水处理	焼却炉						
頭	Kg	m ³	Kg	Kg					
頭	Kg								
羽	Kg								
頭	Kg								
-	Kg								

- (注) 1 搬入枝肉がある場合には、と畜解体頭数の欄に搬入頭数を外数として右隣にかっこ書きすること。
 2 増設の場合にはあっては、既存施設の能力を上段にかっこ書きすること。
 3 と畜解体頭数の欄の合計は、成牛1頭を豚4頭に換算した頭数を記入すること。
 4 ()内は、食鳥処理施設の整備を行う場合。

(f) 事業実施地域（都道府県）における食肉流通の概況及び見通し

(単位：頭)

年 度	地域内 人 口	肉畜区分	地域内	地域内	地域内移入量 C=F+G+H			地域外移出量 D=I+J+K			地域内 と畜頭 羽数 A+F-I	備 考
			生 産 頭 数 A	消 費 量 B=A+C-D	生 体 移 入 F	枝 肉 (と体) 移 入 G	部 分 肉 (正肉等) 移 入 H	生 体 移 出 I	枝 肉 (と体) 移 入 J	部 分 肉 (正肉等) 移 入 K		
前々年度 (年)		牛	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	
		豚	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	
		食鳥	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	
		その他 計	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	
初年度 (年)		牛	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	
		豚	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	
		食鳥	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	
		その他 計	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	
年度 (年)		牛	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	
		豚	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	
		食鳥	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	
		その他 計	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	

- (注) 1 事業実施主体が都道府県以外の者である場合は、都道府県と協議の上で作成すること。
 2 各年度の計の欄には、成牛1頭を豚4頭、食鳥1羽当たり豚0.025頭に換算した頭数を記入すること。
 3 部分肉は、枝肉頭数に換算すること。
 4 地域内消費量は、枝肉頭数を記入すること。
 5 事業開始の前々年度から事業終了後5年後までの実績又は見通しを年度別に記入すること。
 6 ()内は、食鳥処理施設の整備を行う場合。

(g) 事業実施地域の施設別取扱量の概況及び見通し

(単位：頭、%)

年 度	肉畜区分	地域内 と畜頭 羽数 A	当該施設取扱量				他のと畜場（食鳥処理施設）の取扱量（参考）			
			と畜（食鳥）解体		部分肉（正肉）処理		と畜（食鳥）解体		部分肉（正肉）処理	
			頭羽数	地域内 シェア B/A	頭羽数	部分肉仕向 割合 C/B	頭羽数	地域内 シェア D/A	頭羽数	部分肉仕向 割合 E /B
前々年度 (年)	牛									
	豚									
	食鳥									
	その他 計									
初年度 (年)	牛									
	豚									
	食鳥									
	その他 計									
年度 (年)	牛									
	豚									
	食鳥									
	その他 計									

- (注) 1 事業実施主体が都道府県以外の者である場合は、都道府県と協議の上で作成すること。
 2 計の欄には、成牛1頭を豚4頭、食鳥1羽当たり豚0.025頭に換算した頭数を記入すること。
 3 搬入枝肉の部分肉処理を行う場合には、部分肉処理頭数の欄に搬入枝肉の頭数を外数でかつ書きすること。
 4 事業開始の前々年度から事業終了後5年後までの実績又は見通しを年度別に記入すること。
 5 他のと畜場（食鳥処理施設）の取扱量は都道府県内にある当該施設以外のすべてのと畜場（食鳥処理施設）についてと畜場（食鳥処理施設）別に作成記入
 6 ()内は、食鳥処理施設の整備を行う場合。

(h) 当該施設の収支実績及び見通し

前 々 年 度 (年)	肉畜別 と畜 頭羽数	収 入														合計		
		施設使用料			作業手数料			食肉等販売					その他	その他				
		と畜場(食鳥 処理施設)	部分肉 (正肉) 加工	冷蔵庫	と畜 (食鳥) 解体	部分肉 (正肉) 加工	内臓(副品 目)処理	枝肉 (中抜 と体)	部分肉 (正肉等)	副生物(副品目)								
	牛																	
	豚																	
	食鳥																	
	その他 計																	
		支 出							備 考									
		人件費	原材料費	光熱水費	償却費	支払利息	その他	計	(施設使用料、作業手数料等の単価及び算出根拠を記入)									

初年度	肉畜別 年間 と畜 頭羽数	収 入														合計	
		施設使用料			作業手数料				食肉等販売								その他
		と畜場 (食鳥 処理施設)	部分肉 (正肉) 加工	冷蔵庫	と畜 (食鳥) 解体	部分肉 (正肉) 加工	内臓(副品 目)処理	枝肉 (中抜 と体)	部分肉 (正肉 等)	副生物(副品目)					その他		
								内臓	原皮	脂肪	骨	血液					
牛																	
豚																	
食鳥																	
その他																	
計																	
(年)	支 出							備 考									
	人件費	原材料費	光熱水費	償却費	支払利息	その他	計	(施設使用料、作業手数料等の単価及び算出根拠を記入)									

年度	肉畜別 年間 と畜 頭羽数	収 入														合計	
		施設使用料			作業手数料				食肉等販売								その他
		と畜場(食鳥 処理施設)	部分肉 (正肉) 加工	冷蔵庫	と畜 (食鳥) 解体	部分肉 (正肉) 加工	内臓(副品 目)処理	枝肉 (中抜 と体)	部分肉 (正肉 等)	副生物(副品目)					その他		
								内臓	原皮	脂肪	骨	血液					
牛																	
豚																	
食鳥																	
その他																	
計																	
(年)	支 出							備 考									
	人件費	原材料費	光熱水費	償却費	支払利息	その他	計	(施設使用料、作業手数料等の単価及び算出根拠を記入)									

- (注) 1 計の欄には、成牛1頭を豚4頭、食鳥1羽当たり豚0.025頭に換算した頭数を記入すること。
2 当該施設において搬入枝肉の部分肉処理を行う場合には、と畜頭数の欄に搬入枝肉頭数を外数でかっこ書きすること。
3 事業開始の前々年度から事業終了後5年後までの実績又は見通しを年度別に記入すること。
4 事業実施主体(施設所有者)と作業実施者(と畜解体業者、部分肉加工業者、内臓処理業者等)が異なる場合は、作業実施者の概要これに準じて業者ごとに作成すること。
5 ()内は、食鳥処理施設の整備を行う場合。

(i) 環境保全設備の稼働見通し。

年 度	汚水処理施設				焼 却 炉			
	1日当たり 処理量(m ³) A	稼働日数 B	年 間 処理量(m ³) A × B	年 間 維持費 (千円)	1日当たり 焼却量(Kg) C	稼働日数 D	年 間 焼却量(t) C × D	年 間 維持費 (千円)
初年度 (年)								
2年度 (年)								
3年度 (年)								
4年度 (年)								
5年度 (年)								

(注) 事業終了後5年後までの見通しを年度別に記入すること。

(j) 部門別の作業従事者等の見通し。

(単位：人、時間)

年 度	区 分	現 業 部 門								管理部門		その他部門	
		と畜(食鳥処理)解体		部分肉(正肉解体)処理		内臓(副品目処理)処理		そ の 他		常勤	パート	常勤	パート
		常勤	パート	常勤	パート	常勤	パート	常勤	パート				
前々年度 (年)	従事者数 労働時間												

初年度 (年)	従事者数 労働時間												
--------------	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年度 (年)	従事者数 労働時間												
-------------	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(注) 1 従業者数には、役員の数を含めること。

2 複数の部門を兼務している者は、主たる勤務部門の欄に記入すること。

3 労働時間の欄には、1日当たりの平均労働時間を記入すること。

4 事業開始の前々年度から事業終了後5年後までの実績又は見通しを年度別に記入すること。

5 事業実施主体(施設所有者)と作業実施者(と畜解体業者、部分肉加工業者、内臓処理業者等)が異なる場合は、作業実施者の概要をこれに準じて業者ごとに作成すること。

6 ()内は、食鳥処理施設の整備を行う場合。

(k) 食肉流通施設設置に伴う食肉取引の改善計画の概要

取引方法の現状

() 当該地域における肉畜の集出荷の現状

() 食肉取引の現状

取引方法の改善対策

() 当該地域における肉畜の集出荷の改善対策

() 食肉取引の改善対策

(l) 添付書類等(及びは必要に応じて添付する。)

都道府県内の施設設置場所と既存関連施設(他の食肉センター、と畜場、食肉卸売市場及び枝肉、部分肉処理施設(カットセンター)等の位置関係図(地図に記入すること。))

既存関連施設の利用実績(過去5ヶ年間)

都道府県の食肉流通施設の整備方針(食肉合理化計画等)

当該事業計画に係る広域営農団地整備計画書又は広域営農団地関連施設計画書

当該施設の設計図(平面図及び立体図)及び用地内における建物(施設別)等の配置図

当該施設の設置に伴う地域住民との同意書等関係書類

再編整備対象と畜場(廃止と畜場)の関係者(開設者、運営者及び副生物利用業者の代表者)の同意書

b 鶏卵処理施設の整備

(a) 事業の概要

都道府県名:

事業実施主体名	施設の名所	施設の所在地	敷地面積(m ²)	工事着工及び竣工予定年月日

(b) 事業実施主体の概要

事業実施主体名	所在地	資本構成内容(組員数)	沿革	役員数及び名称	その他参考事項

(c) 事業内容及び経費

(単位: m²、台、円、千円)

既施設概要 面積又は台数	構造(能力)	設置しようとする施設の内容		単価	事業費	資金調達計画		
		区分	面積又は台数			構造(能力)	国庫	県費
		合 計						

(注) 国庫補助金には消費税は含まない。

(d) 施設設計計画に伴う事業計画

(単位：トン)

区分 年度	使用原料 鶏卵量	年間処理量								小計	殻付き卵 うち ケルシテム化仕向	備考 (積算基礎 を記入)
		生液卵				凍結液卵						
		全卵	卵黄	卵白	計	全卵	卵黄	卵白	計			
初年度												
2年度												
3年度												
4年度												
5年度												

(e) その他

次の から 及び に関するものは施設整備前と整備後の2部を作成すること。

稼働日数等について

年間稼働 日数	原料卵(殻付き卵) の破卵及び汚卵 の量 及び割合	破卵及び汚 卵の廃棄処 理単価	殻付き卵		一次加工卵		雑排水量	浄化 処理 単価
			売上量	売上額	売上量	売上額		
	破卵 汚卵							

労働に関すること

区 分	人 数	労働時間(時間/日)	1人当たり 労働賃金(円/日)	備 考 (積算基礎を記入)
正規職員				
パート職員				
計又は平均				

売上原価(労賃込みただし家族労賃は除く)、一般管理費、営業外収益、営業外費用、家族労賃(非常勤職員の労賃等)

費用損失額(本施設整備に伴い既存施設の解体等を行う概算額)

集荷地域を表す資料(地図等)

添付資料等

見積書、機械等のパンフレット及び施設平面図(コピー可)、当該施設の設計図及び用地内における建物配置図

(イ) 家畜市場

a 事業の概要 (単位：㎡)

事業実施主体名	施設の名称	施設の所在地	敷地面積	用地取得方法等	工事着工及び竣工予定年月日	備考

- (注) 1 用地取得方法欄には、使用収益権の内容及びその取得期間を記載すること。
 2 備考欄には、環境対策、衛生対策、機能強化対策又は再編整備区分を記載し、再編整備の場合は、再編整備地域名を記載すること。

b 事業実施主体の概要

事業実施主体名	所在地	資本構成内容(組員数)	事業内容	沿革	役員数及び氏名	その他参考事項

(注) 事業実施主体と運営主体が異なる場合は、運営主体の概要をこれに準じて作成すること。

c 事業内容及び(全体事業計画)

既施設の概況			設置しようとする施設の内容			単価	事業費	資金調達計画		
区分	面積又は台数	構造(能力)	区分	面積又は台数	構造(能力)			国庫補助金	都道府県	その他
					(各施設ごと詳しく)					

(注) 区分欄は、実施要領第7の5の(2)に定める各施設ごとに事業計画を明らかにすること。

d 家畜市場に関する地域における家畜流通の概要及び計画 (単位:頭)

区分 年度	家畜別	地域内 生産頭数	地域内 移入頭数	地域外 移出頭数	既存の家畜市 場取扱頭数	当該家畜市 場取扱頭数	うち系統 取扱頭数	備 考
前年度 (年)	成子 成子 その他							
	牛 牛 豚 豚 計(牛換算)							
初年度 (年)	成子 成子 その他							
	牛 牛 豚 豚 計(牛換算)							
2年度 (年)	成子 成子 その他							
	牛 牛 豚 豚 計(牛換算)							
3年度 (年)	成子 成子 その他							
	牛 牛 豚 豚 計(牛換算)							
4年度 (年)	成子 成子 その他							
	牛 牛 豚 豚 計(牛換算)							
5年度 (年)	成子 成子 その他							
	牛 牛 豚 豚 計(牛換算)							

(注) 計画頭数については、その積算基礎となる資料を添付すること。

e 当該施設の収入実績及び計画

(単位：頭、円、千円)

区分 年度	家畜別	当該家畜市場取引頭数	手数料収入		その他	計	備考
				1頭当たり 手数料収入			
前年度 (年)	成牛						
	子牛						
	成豚						
	子豚						
	その他						
	計						
初年度 (年)	成牛						
	子牛						
	成豚						
	子豚						
	その他						
	計						
2年度 (年)	成牛						
	子牛						
	成豚						
	子豚						
	その他						
	計						
3年度 (年)	成牛						
	子牛						
	成豚						
	子豚						
	その他						
	計						
4年度 (年)	成牛						
	子牛						
	成豚						
	子豚						
	その他						
	計						
5年度 (年)	成牛						
	子牛						
	成豚						
	子豚						
	その他						
	計						

(注) 1 再編整備の場合、前年度実績は、統廃合する家畜市場の合計を記入すること。

2 手数料収入は、販売者及び購買者からの手数料収入の合計とし、1頭当たりの手数料は、当該合計値を取引頭数での除して求めること。

3 備考欄には、販売者及び購買者の手数料単価、その他の内訳頭積算を記入すること。

f 当該施設の支出実績及び計画

(単位：千円)

年度	区分	人件費	光熱水道費	償却費	支払利息	その他	計	備考
前年度 (年)								
初年度 (年)								
2年度 (年)								
3年度 (年)								
4年度 (年)								
5年度 (年)								

- (注) 1 再編整備の場合、前年度実績は、統廃合する家畜市場の合計を記入すること。
 2 人件費は、家畜市場開設者の市場担当職員及び臨時雇用者の賃金の合計を記入すること。
 3 備考欄には、人件費、その他等の内訳等積算根拠を記入すること。

g 市場開催日における人件費の実績及び計画

(単位：千円)

年度	区分	開設者人件費				雇用者人件費					
		年間開催日数	市場担当人員	1日当たりの 市場開催時期	時間当たり 人件費単価	人件費 = × × ×	雇用人数	1日当たりの 市場開場時期	時間当たり 賃金単価	雇用者人件費 = × × ×	人件費 合計 +
前年度 (年)											
初年度 (年)											
2年度 (年)											
3年度 (年)											
4年度 (年)											
5年度 (年)											

- (注) 再編整備の場合、前年度実績は、統廃合する家畜市場の合計を記入すること。

h 市場開催日における出荷者及び購買者の労働費削減の見通し

(単位：千円)

区分 年度	家畜別	当該家畜市場取引頭数	出荷者労働費			購買者労働費			労働費削減額計 +	備考
			1頭当たり削減時間	時間当たり賃金単価	労働費削減額 = × ×	1頭当たり削減時間	時間当たり賃金単価	労働費削減額 = × ×		
初年度 (年)	成牛									
	子牛									
	成豚									
	子豚									
	その他									
	計									
2年度 (年)	成牛									
	子牛									
	成豚									
	子豚									
	その他									
	計									
3年度 (年)	成牛									
	子牛									
	成豚									
	子豚									
	その他									
	計									
4年度 (年)	成牛									
	子牛									
	成豚									
	子豚									
	その他									
	計									
5年度 (年)	成牛									
	子牛									
	成豚									
	子豚									
	その他									
	計									

(注) 備考欄に、1頭当たり削減時間の内訳を出荷者及び購買者別に記載すること。

i たい肥化施設等の稼働見通し

区分 年度	たい肥化施設						
	年間排出 ふん尿量 (t)	処理単価 (円/t)	処理経費 = x (千円)	施設年間 維持費 (千円)	年間処理 費用差 - (千円)	防臭剤散布 単価 (円/t)	薬剤散布 経費 x (千円)
前年度 (年)							
初年度 (年)							
2年度 (年)							
3年度 (年)							
4年度 (年)							
5年度 (年)							

区分 年度	汚物焼却施設				
	年間焼却 処理量 (t)	処理単価 (円/t)	処理経費 = x (千円)	施設年間 維持費 (千円)	年間処理 費用差 - (千円)
前年度 (年)					
初年度 (年)					
2年度 (年)					
3年度 (年)					
4年度 (年)					
5年度 (年)					

区分 年度	浄化処理施設				
	年間排出量 (m ³)	処理単価 (円/m ³)	処理経費 = x (千円)	施設年間 維持費 (千円)	年間処理 費用差 - (千円)
前年度 (年)					
初年度 (年)					
2年度 (年)					
3年度 (年)					
4年度 (年)					
5年度 (年)					

- (注) 1 再編整備の場合、前年度実績は、統廃合する家畜市場の合計を記入すること。
 2 初年度以降の計画における処理単価は、当該地域における処理単価とすること。

j 家畜市場設置に伴う家畜取引の改善計画の概要

(a) 取引方法の現状

- 生産者団体による家畜共販現状
- 家畜取引の現状

(b) 家畜市場設置による家畜取引の改善対策

- 生産者団体による家畜共販現状
- 家畜取引の現状

k 添付書類

- (a) 家畜取引法第20条第2項各号に掲げる書類又は流通合理化要綱第4の1の家畜市場施設整備計画書
- (b) 当該事業計画に係る広域営農団地整備計画又は広域営農団地関連施設設計画書

オ 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備、畜産物共同利用施設整備のうち家畜飼料管理施設及び飼料作物関連施設

(ア) 飼料増産に向けた事業

a 事業参加農家(予定)の概要

(単位: 戸、頭、円、ha、kg、%、円/TDNkg、時間)

現 状	経営形態	戸数	家畜飼養頭数		一頭当たり 年間所得額	飼料作物 作付面積	10a当たり収量 及びTDN%	自給飼料 生産費	粗飼料 自給率	総労働時間及 び削減される 家族労働時間	備 考
			畜種	頭数							
現 状	酪農経営	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	肉用牛経営	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	稲作経営	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
目 標	酪農経営	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	肉用牛経営	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	稲作経営	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

(注) それぞれ()内には、事業参加(予定)者のうち認定農業者の戸数、家畜飼養頭数、飼料作物作付面積を内数で記載のこと。

b 飼料作物作付計画

(単位：a)

区 分	計 画					
	初 年 度 (事業実施年度)	2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度
	延 面 積	延 面 積	延 面 積	延 面 積	延 面 積	延 面 積
飼 料 作 物	水田	()	()	()	()	()
	うち転作飼料作物	()	()	()	()	()
	水田裏飼料作物	()	()	()	()	()
	畑	()	()	()	()	()
	うち飼料作物	()	()	()	()	()
	牧 草 地	()	()	()	()	()
	河 川 敷	()	()	()	()	()
そ の 他()	()	()	()	()	()	
農場副産物	()	()	()	()	()	()
うち稲わら	()	()	()	()	()	()
耕種作物	()	()	()	()	()	()
計	()	()	()	()	()	()
うち飼料供給地	()	()	()	()	()	()

- (注) 1 本表は、事業実施主体等に係る飼料作物作付計画を記入すること。なお、計画年度は、事業実施主体が定めた目標年度まで作成すること。
 2 その他の欄については、飼料供給地毎に記入すること。
 3 農場副産物は、事業実施主体が収集又は供給等を行う面積について記入すること。
 4 ~~それぞれ()内には、事業参加(予定)者のうち認定農業者の延べ面積を内数で記載のこと。~~

c 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備

(a) 飼料作物作付条件整備(放牧利用条件整備、水田飼料作物作付条件整備を含む。)

事 業 量			事 業 費				備 考
飼 料 畑 草 地 造 成	飼 料 畑・ 草 地 整 備	耕 作 道 等 整 備	飼 料 畑・ 草 地 造 成	飼 料 畑・ 草 地 整 備	耕 作 道 等 整 備		
a	a	m	千円	千円	千円	千円	

(b) TMRセンター実施体制(フローチャート)

(c) TMRセンターの飼料作物生産計画

対象農地の区分	トウモロコシ				ソリアン								備考
	現状	うち収 穫量	目標	うち収 穫量	現状	うち収 穫量	現状	うち収 穫量	現状	うち収 穫量	現状	うち収 穫量	
自己 有地													
借地													
合計													

(注) TMRセンターが自ら生産予定がないものについては、TMRセンターへの供給予定の飼料作物作付面積とする。

d 混合飼料(TMR)生産・供給計画

(a) 生産

生産状況			原材料名	原料調達手段 (方法)	調達量	備考
飼料名	配合内容	生産量				
		ト/日			ト/日	

(注) 1 飼料名には、給与家畜(乳用牛、肉用牛)の給与ステージ等を記入すること。
2 備考の欄に国産粗飼料の給与率を記入すること。

(b) 供給

利用農家戸数	利用量	給与頭数		取引条件等	備考
		畜種	頭数		
戸	ト		頭		

(注) 給与頭数は、給与家畜(乳用牛、肉用牛)の給与ステージ別に記入すること。

e 地域未利用資源調達計画

現状	確保先	確保量	単価	備考
		ト	円/ト	

(注) TMRの原料に供される地域の未利用資源の確保を計画している場合について記入すること。

f 有機性資源(堆肥)生産利用計画(家畜排せつ物処理施設の整備を行う場合のみ。)

(a) 生産

生産量	備考
ト/年	

(注) TMRセンターが自ら家畜の飼料を行っていない場合にあつては、混合飼料(TMR)を供給している、農家の生産量とする。

(b) 供給

利用農家戸数	供給量	供給面積	備考
戸	ト	ha	

(c) 生産供給契約書の写し

カ 飼料化施設

(ア) 地域資源加工利用施設の整備

a 事業の概要

事業実施主体名	施設の名称	施設の所在地	敷地面積
			m ²
用地取得方法等	工事着工及び竣工予定年月日	備考	

(注) 用地取得方法等の欄には使用収益権の内容及びその取得期間を記載すること。

b 事業実施主体等の概要

事業実施主体等の名称	所在地	資本構成内容 (組合員数)	事業内容
沿革	役員数及び氏名	その他参考事項	

(注) その他参考事項には、生産物出荷量等を記入すること。

c 事業内容及び経費(全体事業計画)

(単位: m²(台)、円、千円)

既施設の概況			設置しようとする施設の内容			
区分	面積又は台数	構造(能力)	区分	面積又は台数	構造(能力)	
		(各施設ごとに詳しく)			(各施設ごとに詳しく)	
単価	事業費	資金調達計画				
		国庫	公的資金	自己資金	その他	

d 資源の収集処理及び流通計画(年間)

(単位: トン)

資源の種類	地域内		地域外		収集量計	処理方式、 能力等	備考
	収集先名称 力所数等	収集量	収集先名称、 力所数等	収集量			
合計							

(注) 地域内とは、事業実施主体が例えば市町村の場合は当該市町村内をいう。

e 製品の生産利用・流通計画

(単位：トン、千円)

資源の種類	製品生産量	経営内			
		利用量	畜種	給与頭羽数	利用者
合計					
地域内		地域外			備考
出荷量	販売価格	利用者	出荷量	販売価格	
合計					

(注) 利用者の欄には、畜産農家名又は戸数、飼料工場名等を記入する。

f 事業実施主体の労働力関係

(単位：人、時間)

年度	区分	飼料原料 製造部門		家畜飼養 管理部門		その他部門		計		年間総労働 時間	地域の 労賃単価
		常勤	パート	常勤	パート	常勤	パート	常勤	パート		
事業実施前	従事者数	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
	労働時間	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
事業実施後	従事者数	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
	労働時間	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

(注) 1 複数の部門を兼務している者は、主たる部門に記入すること。
2 労働時間の欄には、1日当たりの平均労働時間を記入すること。

g 地域における食品廃棄物の処理費用

(単位：円/トン)

廃棄物の種類	処理料	自治体負担分	処理費(+)

(注) 地域とは当該施設を設置する市町村。廃棄物の種類の欄には、一般廃棄物、産業廃棄物を記入すること。

h 畜産関連経営体収支計画の積算基礎

(平成 年)

区分		金額	積算基礎	
収入	主	販売額		
		販売額		
		× × 販売額		
	副			
		小計		
		小計		
収入合計				
支出	購入飼料費			
	衛生費			
	資材費			
	水道光熱費			
	燃料費			
	出荷販売経費			
	雇用労賃			
	原価	建物・施設		
		機械・器具		
		小計		
	修繕費			
	地代			
	借入金利子			
	租税公課			
事業外費用				
支出合計				
所得				

(注) 事業実施前年度及び事業実施後5年間分について作成すること。

i 添付書類

- (a) 機械・施設の利用計画(原料収集、利用方法等の体系図)
- (b) 当該処理施設の設置に伴う地域住民との施設整備同意書等関係書類
- (c) 既存の当該資源処理業者が存在する場合は、その業務内容を明らかにする資料

キ 共済への加入状況(果樹を事業対象とする場合に記述すること。)

(ア) 果樹収穫共済の加入状況

区分	対象果樹名	果樹収穫共済の加入率(%)	
		現 状 (年度)	目 標 (年度)
受益地区			
(地域) 都道府県			

(注) 1 果樹収穫共済の加入率は、小数点第一位まで記入する(小数点第二位を四捨五入)。

- 2 受益地区の果樹収穫共済の加入率は以下の式により算出する。
地区の果樹収穫共済の加入率 = 受益農家のうち対象果樹収穫共済の加入農家数 / 受益農家のうち対象果樹栽培農家数 × 100
- 3 都道府県の数値と比較することが必ずしも適当でない場合、地域の数値を()書きで併記する。
- 4 果樹収穫共済の加入促進計画を策定している地区にあつては、目標年度の加入率を目標の欄に記入する。
- 5 都道府県の果樹収穫共済の加入率は、対象果樹のうち都道府県において引き受けがあるものについてのみ記入する。

ク 指定果実の計画的生産出荷に関する状況（事業の対象作物に指定果実が含まれる場合に記述すること。）

	指 定 果実名	指 定 果 実 の 栽 培 農 家 戸 数 A	うち、		需給調整対策 参加者の割合 B / A × 100	参加者のうち 達成者の割合 C / B × 100	備 考
			需給調整対策 参加農家戸数 B	うち、計画的生 産出荷達成者数 C			
前 年 度 (年 度)		戸	戸	戸	%	%	
事業実施年度 (年 度)							

- (注) 1 指定果実とは、果実等生産出荷安定対策実施要綱（平成13年4月11日付け12生産第2774号農林水産事務次官依命通知）第1に定める果実をいう。
- 2 受益地区内に指定果実が複数ある場合は、指定果実毎に区分して記入する。
 - 3 「指定果実の栽培農家戸数」欄は、事業の受益農家のうち、指定果実を栽培している農家戸数を記入する。
 - 4 「需給調整対策参加農家戸数」欄は、指定果実の生産出荷計画を作成し、その承認を受けた農家（組織として生産出荷計画を作成し、承認を受けた場合は、当該組織の構成員のうち受益する農家）戸数を記入する。
 - 5 計画的生産出荷達成者とは、果実等生産出荷安定対策実施要領（平成13年4月11日付け12生産第2775号農林水産省生産局長通知）第1の5の(3)のエの(イ)のaに定める「計画的生産出荷を達成している者」をいう。なお、計画的生産出荷を達成している生産出荷組織の構成員については、全員が達成しているものと見なす。
 - 6 計画策定時点で実績を記入することができない場合は、実績の見込値を記入し、見込みである旨を備考欄に記入する。

第5 その他

1 他事業との連携

事業区分 (国、県単、その他 具体的に)	事業名	事業実施主体	実施年度	事業費 (千円)	事業内容

(注) 果樹又は茶等に係る事業については、事業実施市町村において実施又は計画されている樹園地の再編・基盤整備に関する事業(畑地帯総合整備事業、中山間地域総合整備事業、元気な地域づくり交付金、樹園地の保有合理化に関する事業、その他これらに類する都道府県・市町村単独事業)等について記入し、事業内容の欄には、本事業の受益地区との関係についても記入する。

2 事業実施主体の概要及び活動状況

(事業実施主体が、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体の場合で施設又は、機械を導入する事業を実施する場合に作成する。)

(1) 事業実施主体の概要

事業実施主体名： _____

事業実施主体の設立年、月： _____

事業実施主体の構成戸数： _____ うち担い手の戸数 _____

組織の経理を担当する者の人数： _____

(2) 事業実施主体の活動状況

事業実施主体の今後の活動(事業実施年度までの活動も併せて記載する。)

(事業実施主体の今後の活動については、「規約」等を添付することにより、記載を省略できる。)

施設又は機械の利用料金の設定等についての考え方

(注) 「組織の経理を担当する者の人数」は、最低1名は選任するようにする。

事業実施年度		平成	年度
継続事業の場合	開始年度	平成	年度
	最終予定年度		
取組課題			
事業テーマ			

農業・食品産業競争力強化支援事業実施計画書
 (広域連携等産地競争力強化支援事業のうち知識集約型産業創造対策事業)

事業実施主体名
 所属機関・所属部署
 所属先住所
 申請者(代表者)

- (注) 1. 「課題」の欄については、公募要領に定める取組課題を記述すること。
 2. 「テーマ」の欄については、公募要領に定める事業テーマを記述すること。

第1 事業計画総括表

1 農業・食品産業競争力強化支援事業のうち知識集約型産業創造対策事業

事業実施主体名	取組課題	事業テーマ	完了年月日	事業の概要		事業費	負担区分		備考
				事業内容	具体的な実施課題		国費	自己資金	
	地産地消の推進	地産地消による効果の測定・分析について				円	円	円	

- (注) 1. 「事業内容」の欄については、当該年度に行う事業に関して、いつ、何を行うかを簡潔に記述すること。
 2. 「具体的な実施課題」の欄については、事業テーマに即した具体的な実践課題を簡潔に記述すること。
 3. その他、知識集約型産業創造対策事業公募要領に定める提出資料等を添付すること。

2 全体計画総括表（複数年度事業の場合）

事業実施主体名	事業開始及び完了年月日	事業計画内容		年次計画						備考	
		1年目（平成 年度）	2年目（平成 年度）	事業費（1年目）	負担区分		事業費（2年目）	負担区分			
					国費	自己資金		国費	自己資金		

第2 事業実施体制

1 事業実施主体の概要

事業実施主体の設立年、月	事業実施主体の構成人数	
		うち経理を担当する人数
年 月	人	人

- (注) 事業実施主体の組織図等事業実施主体の体制が分かる資料を添付すること。

2 事業実施主体の活動状況

- (注) 事業実施主体の今までの主な活動（特に取組事業や事業テーマに関する取組実績）や今後の活動について記入すること。

第3 事業の内容等

1 具体的な取組内容

--

(注) 事業実施の必要性及び活動内容等について、簡潔に記入すること。

2 事業テーマの設定理由

--

(注) 事業の実施目的及び期待される事業効果等を簡潔に記入すること。

3 具体的な成果目標

成果目標	
成果目標の具体的な内容	
事後評価の検証方法	

(注) 「具体的な成果目標」が複数ある場合は、「具体的な成果目標」の欄を適宜追加して記入すること。

第4 事業計画

実施時期	実施場所	事業内容	事業量(人数、回数、台数、面積等)	備考

(注) 1 事業実施内容に関する取組について記入すること。なお、事業内容に合わせ適宜項目及び表枠を修正し記入することができる。

第5 必要経費
1 経費の配分

区 分	補助事業に要する経費	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金	自己資金	
1 費	円	円	円	
2 費				
3 費				
計				

2 収支予算

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 自己資金					
計					

3 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
1 費	円	円	円	円	
2 費					
3 費					
計					

(注) 各費目の細目ごとに具体的に記入し、備考欄には経費積算の基礎等を記入すること。

第6 その他

- 1 経費の使用に関する規定(案)等の添付
- 2 事業の一部を委託する場合はその委託契約書(案)(又は写し)の添付

別記様式 2 号

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

事業実施主体名
代表者氏名 印

平成 年度農業・食品産業競争力強化支援事業の実施計画の（変更）承認申請について

農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8264 号農林水産事務次官依命通知）第 4 の 1（又は 2）に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

（注）関係書類として、別記様式 1 号の事業実施計画書を添付すること

別記様式3号 (農業・食品産業競争力強化支援事業の特認事項の協議について)

特 認 事 業 協 議 書

1 特認事業総括表

事業内容の特認関係	事業名	事業実施主体名	事業費			補助率	準ずる事業名
			千円	千円	千円		
			千円	千円	千円		
	計						
事業実施主体の特認関係	事業名	特認事業実施主体名	代表者氏名	所在地			
採択要件の特認関係	事業名	特認事業実施主体名	代表者氏名	所在地			

2 特認理由等

事業内容の特認事業関係

事業名	事業実施主体名	準ずる事業名
事業内容		
特認とする理由		

事業実施主体の特認事業関係

事業名	事業実施主体名	準ずる事業名
事業内容		
特認とする理由		

採択要件の特認事業関係

事業名	事業実施主体名
事業内容	
特認とする理由	

- (注) 1 必要に応じ地方農政局等が指示した書類を添付すること。
 2 事業実施主体の特認事業関係にあつては、事業実施主体の定款、規約等を添付すること。

別記様式 4 - 1 号

農業・食品産業競争力強化支援事業の事業実施状況報告(平成 年度)

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

事業実施主体名
代表者氏名 印

農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱(平成17年4月1日付け16生産第8264号
農林水産事務次官依命通知)第8の1の規定により別添のとおり報告する。

(別添)

実施年度	平成	年度
継続事業の場合の開始年度	平成	年度
目標		

農業・食品産業競争力強化支援事業実施状況報告書

事業実施主体名(計画主体名)

都道府県・市町村名

地 区 名

(注) 別記様式1号の実施計画書に準じて作成すること。

第1 事業実施総括表

農業・食品産業競争力強化支援事業の実施内容等

都道府県名 及び 市町村名	事業実施 主体名 及び 地区名	施設 の 所在地	取組名	目標	成果目標の具体的な内容又は取り組みの内容について	目標数値		達成状況 (平成 年度)		対象作物・畜種等名 (作物・畜種名)	受 益		事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	事業量 (単価、回数、基数、台数、面積等)	完了年月日	事業費	負担区分				補助率	備考
						計画策定時の値	目標値	現状値	達成率		戸数	面積、出荷量、処理量又は頭羽数					国費	都道府県費	市町村費	その他		
県市	農協地区			(例)生産性の向上	(例)生産コストの削減 (麦) % 以上 (大豆) % 以上	(平成年度)	(平成年度)			(例)土地利用型作物 (麦・大豆)	戸	ha,t			年月日	円	円			円	%	
				(例)生産性の向上	(例)水稲直播等の低コスト技術の普及	(平成年度)	(平成年度)			(例)土地利用型作物 (麦・大豆)					年月日							
					小計																	

(注) 1 別記様式1号に準じて記入すること。

2 「目標数値及び達成状況」の欄については、実施計画書で記入した目標数値を記入するとともに目標年度における達成数値を記入すること。

第2 事業実施対象地区及びその地区のうちの受益地の状況

対象地区名： (うち受益地：)

区分		主要農作物の作付面積 (作付面積上位順) (ha)		主要農作物の作付面積 (販売額上位順) (ha)		事業対象農作物の作付 面積 (ha)		事業対象作物と同じ作物 物区分内におけるその 他作物の作付面積 (ha)		事業対象となる家畜飼養 頭羽数等 (戸、頭、千羽)				備考
		(作物名)	(作物名)	(作物名)	(作物名)	(作物名)	(作物名)	(作物名)	(作物名)	(飼養形態)		(飼養形態)		
										戸数	頭羽数	戸数	頭羽数	
実施年 (平成 年度)	対象地区													
	うち受益地													
目標 (平成 年度)	対象地区													
	うち受益地													
2年目 (平成 年度)	対象地区													
	うち受益地													
3年目 (平成 年度)	対象地区													
	うち受益地													

- (注) 1 別記様式1号に準じて記入すること。
 2 その他、地域の事情等で特に記述すべき事項(激甚災害の発生等)があれば、添付等するものとする。

(その他、地域特殊事情)

- 3 目標年が4年以上の取組にあっては、適宜欄を追加して記入すること。

第3 事業の実施効果

1. 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価

--

(注) 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価を幅広く数値等も交えて、具体的に記述すること。

2. 農業・食品産業競争力強化支援事業の実施により発現した効果

成果目標の具体的な内容	指 標	実施前(年)	実施年(年)	2年目(年)	3年目(年)	目標値(年)
(例) 生産コスト削減効果	10a当たり費用合計	50,000円 / 10a	49,000円 / 10a	48,000円 / 10a	47,000円 / 10a	47,000円 / 10a

(注) 目標年が4年以上の取組にあっては、適宜欄を追加して記入すること。

3. 担い手の育成について(2で担い手の育成について記入している場合は記入不要)

取組項目	担い手の分類	事業実施時(年)	現 在(年)	目 標(年)	備考
担い手の育成	認定農業者		人	人	人
	市町村長が認める者		人	人	人
	生産組織 構成員のうち認定農業者 構成員のうち市町村長が認める者		組織 人	組織 人	組織 人

4. 担い手への集約化の状況（集約率の状況）

事業内容	集約化の基準	事業完了年度 (年)	2 年 目 (年)	3 年 目 (年)	目 標 (年)
(例) 集出荷貯蔵施設整備	利用量 (t) に占める担い手の割合	40%	40%	45%	50%

(注) 1. 要領別表1のうち、「土地利用型（種子生産）」を目的として実施する施設等、並びに「畜産生産基盤育成強化」を目的とした新生産システムの実践・普及に係る要領別表第1の事業内容の欄の4の(3)の家畜飼養管理施設、「飼料増産」を目的として実施する要領別表第1の事業内容の欄の2の(2)における傾斜地等活用放牧整備、「食肉等流通体制整備」を目的として実施する要領別表第1の事業内容の欄の4の(1)の畜産物処理加工施設及び(2)の家畜市場 については、必要としない。
2. 目標年が4年以上の取組にあっては、適宜欄を追加して記入すること。

5. 事業実施主体の自発的な取組の状況

当時の現状及び課題	課題を解決するために設定した目標	具体的な取組の内容 (課題への対応等)	取組の評価(成果)	取組年度 (取組時期)	具体的な数値等				備考
					当時の状況値 (平成 年度)	目標値 (平成 年度)	現状値 (平成 年度)	増減 (増減率等)	
(例) 生産者個人により秀品率に30%の差があり、市場からの改善要望	品質の向上・均一化に向けて秀品率の向上を図る。	技術に係る生産技術講習会の開催(ヶ所×回)	技術の普及により秀品率が向上した。	平成 年度 ~ 平成 年度	1級品率 %	%	%	%の向上	

(注) 農業・食品産業競争力強化支援事業のより効果的な実施を図るために事業実施主体が自発的に実施した取組を記入すること。

第4 事業の実施効果の詳細

1. 事業の効果（詳細）

(1) 事業実施状況等

条件整備	指標	事業完了年度 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	目標 (年)
基盤整備	作付面積 (ha)				
	作付率 (%)				
施設整備	利用量 (t、kg)				
	利用率 (%)				
	収支差 (千円)				
	収支率 (%)				
	累積赤字 (千円)				
機械整備	稼働面積 (ha)				
	稼働率 (%)				

- (注) 1 基盤整備とは、「耕種作物小規模土地基盤整備」及び「飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備」のことをいう。
 2 施設整備とは、「耕種作物共同利用施設整備」及び「畜産物共同利用施設整備」のことをいう。
 3 作付率、利用率、稼働率は、当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。
 4 収支率は、収入/支出×100とする。
 5 目標年が4年以上の取組にあっては、適宜欄を追加して記入すること。

(2) 事業の効果及び改善方策

	事業の効果	課題	改善方策（改善の必要がある場合）
事業完了年度 (平成 年度)			
2年目 (平成 年度)			
3年目 (平成 年度)			

事業の目的に即して生産組織の機能、土地生産性（収量、品質、生産量等）、労働生産性（労働時間等）、作付体系、土地利用、作業体系、流通の合理化、機械の有効利用、担い手の育成状況等について、その改善状況、事業の目標達成状況を総括的に記述すること。なお、事業の目標に対して立ち遅れている場合は、その理由及び改善計画について記述すること。

(注) 目標年が4年以上の取組にあっては、適宜欄を追加して記入すること。

(3) 費用対効果分析（投資効率）

「強い農業づくり総合対策及び農業・食品産業競争力強化支援事業における費用対効果分析の実施について」（平成17年4月1日付け16生産第8452号農林水産省総合食料局長、経営局長、生産局長通知）により算出し、それを添付するものとする。

第5 その他

1. 機械・施設の施行方法について

施行方法名	施行方法の該当項目
	()

(注) 1 施行方法名の欄は、「直営施行」、「請負施行」、「委託施行」、「系統施行」のいずれかを記入する。

2 直営施行又は請負施行で施行した場合は、施行計画における該当項目の欄に入札方法として「一般競争入札」、「指名競争入札」、「随意契約」のいずれかを記入し、随意契約の場合はその理由を()に記入する。

2. 不動産取得税及び固定資産税の課税標準の特例措置の活用実績

課税標準の特例措置の活用実績	不動産取得税	固定資産税
----------------	--------	-------

(注) 1 活用したものを「 」で囲むものとする。

2 不動産取得税の課税標準の特例措置とは地方税法附則第11条1項の特例措置であり、農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人等が政府の補助を受けて取得した農林漁業経営の近代化又は合理化のための農林漁業者の共同利用に供する保管、生産及び加工の用に供する施設が対象である。

3 固定資産税の課税標準の特例措置とは地方税法第349条の3第4項の特例措置であり、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人等が500万円以上の政府の補助を受けて取得した農林漁業者の共同利用に供する機械及び装置で1台又は1基の取得価額が330万円以上のものが対象である。

3. 各種制度資金の利用実績

1. 農業近代化資金	借入資金額	千円
2. 農林漁業金融公庫資金	借入資金額	千円
3. その他資金名(具体的な資金)	借入資金額	千円

(注) 国の補助及び都道府県、市町村の負担を除く事業実施主体の負担において、借入実績がある場合は資金別に記入する。

事業実施年度		平成	年度
継続事業の場合	開始年度	平成	年度
	最終予定年度		
取組課題			
事業テーマ			

農業・食品産業競争力強化支援事業実施状況報告書
 (広域連携等産地競争力強化支援事業のうち知識集約型産業創造対策事業)

事業実施主体名
 所属機関・所属部署
 所属先住所
 申請者(代表者)

- (注) 1. 「課題」の欄については、公募要領に定める取組課題を記述すること。
 2. 「テーマ」の欄については、公募要領に定める事業テーマを記述すること。

第1 事業計画総括表

1 農業・食品産業競争力強化支援事業のうち知識集約型産業創造対策事業

事業実施主体名	取組課題	事業テーマ	完了年月日	事業の概要	事業費	負担区分		備考
						国費	自己資金	
	地産地消の推進	地産地消による効果の測定・分析について			円	円	円	

(注) 別記様式1 - 2号に準じて記入すること。

2 全体計画総括表(複数年度事業の場合)

事業実施主体名	事業開始及び完了年月日	事業実施状況の内容		年次計画				備考		
		1年目(平成 年度)	2年目(平成 年度)	事業費(年目)	負担区分		事業費(2年目)		負担区分	
					国費	自己資金			国費	自己資金

(注) 1、別記様式1 - 2号に準じて記入すること。

2、「事業実施状況の内容」については、複数年度事業の初年度は事業実施状況を「1年目」の欄に記入し、「2年目」の欄は次年度の事業計画を記入すること。

第2 事業実施主体の概要

事業実施主体の設立年、月	事業実施主体の構成人数	
		うち経理を担当する人数
年 月	人	人

(注) 別記様式1 - 2号に準じて記入すること。

第3 事業の実施内容等

1 具体的な実施内容

(注) 取組の状況を踏まえ、取組実績を具体的に記述すること

2 農業・食品産業競争力強化支援事業のうち知識集約型産業創造対策事業の実施により発現した効果

設定した具体的な成果目標の内容	設定した事後評価の検証方法	設定した検証方法による取組の評価	取組時期

(注)。「設定した具体的な成果目標の内容」「設定した事後評価の検証方法」の欄については別記様式1 - 2号に準じて記入すること。

第4 事業状況の詳細

実施時期	実施場所	事業内容	事業量(人数、回数、台数、面積等)	備考

(注) 実施した取組について記入すること。なお、事業内容に合わせ適宜項目及び表枠を修正し記入することができる。

第5 必要経費
1 経費の配分

区 分	補助事業に要する経費	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金	自己資金	
1 費	円	円	円	
2 費				
3 費				
計				

2 収支決算

区 分	本年度決算額	本年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 自己資金					
計					

3 支出の部

区 分	本年度決算額	本年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
1 費	円	円	円	円	
2 費					
3 費					
計					

(注) 別記様式1 - 2号に準じて記入すること。

第8 その他

- 1 経費の使用に関する規定等の添付
- 2 事業の一部を委託する場合はその委託契約書(又は写し)の添付

別記様式 5 号

農業・食品産業競争力強化支援事業の評価報告（平成 年度）

番 号
年 月 日

農政局長 殿

事業実施主体名
代表者氏名 印

農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 826
4 号農林水産事務次官依命通知）第 9 の 1 の規定により別添のとおり報告する。

- （注）1 関係書類として、別添の事業評価シートを添付すること
2 必要に応じて事業実施状況報告書を添付すること

(別添)

農業・食品産業競争力強化支援事業に関する事業評価シート

都道府県名	市町村名	事業実施主体名	取組名	事業実施年度	成果目標の具体的な内容	成果目標関係			事業評価の検証方法	費用対効果分析関係		事業計画の妥当性	適正な事業執行	地方農政局長等の意見
						現状値	目標値	結果		計画値	結果			
県	×市	(例) 農協	野菜	17年度	野菜栽培の生産コストの削減	10,000円 /10a	9,000円 /10a	8,900円 /10a		1.65	1.53	1	2	

(注) 1 費用対効果分析は、事業採択時と同様の方法で実施すること。

2 実施要領第6の2の(1)のウにより、地方農政局長が災害等により事業計画で定めた方法では評価が困難と判断した場合は、その旨を地方農政局長等の意見の欄に記述すること。併せて、代替案で事業評価を実施した場合は、一段下の欄に事業評価の検証方法及び評価結果を記入すること。

3 中間的な評価の場合には目標値の欄に(中)の記述とともに中間評価の目標値を記載すること。

4 事業計画の妥当性の欄には計画が妥当な場合には1を、計画が不適切な場合には0を記入すること。

5 適切な事業執行の欄には、事業が適切に実施された場合には1、適正に実施され、更に競争入札を実施した場合には2を、それ以外の場合には0を記入すること。

地方農政局長殿

事業実施主体名
代表者氏名

印

農業・食品産業競争力強化支援事業（平成 年度）で取得
又は効用の増加した施設等の利用に関する改善計画について

平成 年度において農業・食品産業競争力強化支援事業で取得又は効用が増加した施設等
について、当初事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施すること
とするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 施設等の利用の実績及び改善計画
（改善計画は、3か年の計画とし、下記の様式により作成すること。なお、要領に定め
る事業実施状況報告書の写しを添付すること。）
- 4 改善方策
（要領に定める事業実施状況報告書の事業効果及び改善方策の欄を参照し、問題点の解
決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。）
- 5 改善計画を実施するための推進体制

整 備 事 業	指 標	事業実施後の状況					改善計画			
		目 標 (年)	計 画 策 定 時 (年)	1 年 目 (年)	2 年 目 (年)	3 年 目 (年)	改 善 計 画 策 定 (年)	1 年 目 (年)	2 年 目 (年)	改 善 目 標 (年)
基盤整備 (注1)	作付面積等 (ha)									
	作付率等 (%)									
施設整備 (注2)	利用量 (t, kg等)									
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累積赤字 (千円)									
機械整備	稼働面積 (ha等)									
	稼働率 (%)									

- (注) 1 基盤整備とは、「耕種作物小規模土地基盤整備」及び「飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備」のことをいう。
- 2 施設整備とは、「耕種作物共同利用施設整備」及び「畜産物共同利用施設整備」のことをいう。
- 3 作付率、利用率、稼働率は、当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。
- 4 収支率は、収入 / 支出 × 100とする。
- 5 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。
- 6 特認事業にあっては、条件整備、施設整備又は機械整備のいずれかに準じて記入すること。

事業実施主体要件適合確約書
(特定農業法人用)

法人名		構成農家戸数	戸
特定農用地利用規程	有効期限 年 月		

1. 特定農用地利用規程の有効期限経過後の方針
(注) 事業終了後5年間特定農業法人であるか、又は事業終了後5年間引き続き特定農業法人と同様の活動を行うのいずれかを記載すること。

2. 利用集積目標・達成プログラム

	現在 年	1年目	2年目	3年目	4年目	目標 年
利用集積面積(ha)						
集積率(%)						
達成率(%)						
特定農用地利用規程の区域内農用地面積						ha

3. 農畜産物の取扱高

	作物名	法人全体取扱高 (千円)	うち特定農用地利用規程 区域内の取扱高(千円)	割合(%)	
					達成率(%)
現在 年					
1年目					
2年目					
目標 年					

4. 雇用者数

	現在 年	1年目	2年目	目標 年
常時雇用者数 (人/年)				
達成率(%)				

上記のとおり、農業・食品産業競争力強化支援事業実施要領(平成17年4月1日付け16生産第8266号大臣官房国際部長、経営局長及び生産局長通知)別記1の第8の1の(2)に基づく事業実施主体要件に適合することを確約する。

平成 年 月 日

住 所
法 人 名
代表者氏名

印

事業実施主体要件適合確約書
(農業生産法人用)

法人名			
出資比率	公共的団体	%	
	地方公共団体	%	農協等 %
	その他	%	
	農家	%	企業 % その他 %

1. 離農希望者又は営農を中止する者からその所有する農用地等、共同利用機械・施設等の経営資産を継承して欲しい旨の申出があった場合に、当該法人がその経営資産を継承する。

2. 農畜産物の取扱高

	作物名	法人全体取扱高 (千円)	うち特定農用地利用規程 区域内の取扱高(千円)	割合(%)	
					達成率(%)
現在 年					
1 年 目					
2 年 目					
目標 年					

3. 雇用者数

	現在 年	1 年 目	2 年 目	目標 年
常時雇用者数 (人/年)				
達成率(%)				

上記のとおり、農業・食品産業競争力強化支援事業実施要領(平成17年4月1日付け16生産第8266号大臣官房国際部長、経営局長及び生産局長通知)別記1の第8の1の(2)に基づく事業実施主体要件に適合することを確約する。

平成 年 月 日

住 所

代表者氏名

印

平成 年度知識集約型産業創造対策事業収益状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

住 所
機 関 名
代表者氏名
印

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定の通知があった農業・食品産業競争力強化支援事業に関する平成 年度の収益の状況について、農業・食品産業競争力強化支援実施要領第 5 の 3 の (1) の規定に基づき、別添のとおり報告します。

(別添)

1 実施事業の名称

事項	取組課題	事業テーマ

(注) 事業実施計画時に提出した事項、取組課題及び事業テーマを記載すること。

- 2 補助事業に係る工業所有権の譲渡若しくは実施権の設定又は種苗法に基づく登録品種に係る許諾による収益
項目名 () 円
- 3 補助事業の成果の企業化による収益 円
- 4 企業化に係る総費用 円
- 5 補助事業に関して支出した技術開発費の総額 円
- 6 補助金の確定額
年 月 日付け 第 号確定 円
- 7 補助事業の成果が企業化事業に利用された割合 %

(算定根拠)

(注) 収益計算書等を添付すること。

農林水産省生産局長 殿

住 所
機 関 名
代 表 者 氏 名

印

農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産 8264 号農林水産省事務次官依命通知）第 9 の 1 の規定により別添のとおり報告する。

（別添）

第 1 実施事業の名称

事項	取組課題	事業テーマ

（注）事業実施計画時に提出した事項、取組課題及び事業テーマを記載すること。

第 2 実施期間

事業開始日	事業完了年月日
年 月 日	年 月 日

第 3 事業の成果

1 具体的な取組内容

--

2 成果目標の達成状況

成果目標の具体的な内容	
成果目標の達成状況	
事後評価の検証方法	
事業の実施による効果	
事業計画の妥当性	（理由）
適正な事業の執行	（理由）

（注）1 「成果目標の具体的な内容」及び「事後評価の検証方法」の欄については、事業実施計画書を転記すること。

なお、「成果目標の達成状況」及び「事業の実施による効果」の欄については、可能な限り定量的に記入すること。

2 「事業計画の妥当性」の欄については、事業計画が妥当な場合は 1 を、計画が不適切な場合は 0 を記入すること。また、その理由について記入すること。

3 「適切な事業執行」の欄については、事業が適切に実行された場合には 1 を、それ以外の場合には 0 を記入すること。また、その理由について記入すること。

3 事業の成果品等

（注）事業実施の成果品（報告書等）又は、事業の成果が確認できる資料等を添付すること。

(別記2)

広域連携アグリビジネスモデル支援事業

第1 事業の取組等

1 事業の取組

農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱(平成17年4月1日付け16生産第8264号農林水産事務次官依命通知。以下別記2において「要綱」という。)別表第2の事業種類の欄の生産者・実需者連携事業及び生産者連携事業については、以下に掲げる取組により構成されるものとする。

(1) 生産者・実需者連携事業

ア 複数の都道府県にわたる農業生産者等と関連事業者等(取引関係を有する農業生産者等が出荷した農畜産物等を取り扱う事業者等をいう。以下別記2において同じ。)が連携し、農業生産者等が関連事業者等の求める農畜産物を安定供給するために必要となる土地基盤、生産施設等を整備する取組(生産者・実需者連携事業の「生産施設等の整備タイプ」という。以下別記2において同じ。)とする。

イ 農業生産者等と関連事業者等が都道府県域を超えて連携し、農業生産者等が関連事業者等の求める農畜産物及びその加工品を安定供給するために必要となる加工施設、集荷施設等を整備する取組(生産者・実需者連携事業の「加工施設等の整備タイプ」という。以下別記2において同じ。)とする。

(2) 生産者連携事業

ア 複数の都道府県にわたる農業生産者等が共通した生産技術(同一の品種や同様の播種、水管理、施肥、農薬の取扱い、摘果方法等何らかの共通点を有していること。以下別記2において同じ。)により農畜産物を生産し、高付加価値化(ブランド化)した農畜産物及びその加工品の販売等を展開するため、土地基盤、生産施設、加工施設等を整備する取組(生産者連携事業の「生産・加工施設等の整備タイプ」という。以下別記2において同じ。)とする。

イ 複数の都道府県にわたる農業生産者等が連携し、高付加価値化した農畜産物及びその加工品の販売等を展開するため、加工施設、販売施設、食材供給施設等を整備する取組(生産者連携事業の「販売施設等の整備タイプ」という。以下別記2において同じ。)とする。

2 目標年度

要綱第3の1の生産局長等が別に定める成果目標の目標年度は、事業実施計画承認年度から3年度目とする。

第2 事業実施主体

要綱別表第2の生産者・実需者連携事業及び生産者連携事業の事業実施主体の欄の構成員に3戸以上の農家を含まない法人について、生産局長等が別に定める要件は、次のとおりとする。

なお、1から3に掲げる要件のうち、「目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。」と規定されている要件の目標年度は、事業実施計画承認年度か

ら3年度目とする。

1 農業生産法人

(1) 次に掲げる要件をすべて満たす農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下別記2において同じ。）以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する法人をいう。以下別記2において同じ。）

ア 3戸以上の農家から利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う目標又は3戸以上の農家から原料供給を受けて加工等を行う目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

なお、利用集積及び原料供給は5年以上の契約が締結されていること。

イ 当該法人の行う農業経営に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

ウ 当該法人の経営面積（作業受託面積を含む。以下別記2において同じ。）がおおむね20ha以上（中山間地域等（別表1の「中山間地域等」とする。以下別記2において同じ。）は、原則としておおむね10ha以上）となる目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

なお、北海道にあっては、当該法人の経営面積がおおむね80ha以上（耕種経営の場合は、おおむね45ha以上）となる目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

(2) 特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下別記2において「基盤強化法」という。）第23条第4項に規定する法人をいう。以下別記2において同じ。）にあっては、次のアからエの要件とする。

ア 施設等の整備後5年間引き続き特定農業法人であるか、又は施設等の整備後5年間引き続き基盤強化法第23条第4項の利用権の設定又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行うこと。

イ 特定農用地利用規程（基盤強化法第23条第7項に規定する農用地利用規程をいう。以下別記2において同じ。）の農用地の利用の集積目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

ウ 特定農用地利用規程の区域で生産する農畜産物の取扱高が農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

エ 当該法人の行う農業経営に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

2 次に掲げる要件をすべて満たす農業サービス事業者（農作業の受託を行う法人をいう。以下別記2において同じ。）

(1) 3戸以上の農家又は市町村との間において5年以上の農作業受託契約が締結されており、施設等の整備後5年間引き続き農作業を行うこと。

(2) 当該法人の行う農業関連業務に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

(3) 当該法人の経営面積がおおむね20ha以上（中山間地域等は、おおむね10ha以上）となる目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

なお、北海道にあっては、当該法人の経営面積がおおむね80ha以上（耕種経営の場合は、おおむね45ha以上）となる目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

（4）5年以内に農業生産法人になることに関する計画を有していること。

3 次に掲げる要件をすべて満たす特定法人（基盤強化法第4条第4項に規定する特定法人又は農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成17年法律第53号）の施行の際現に改正前の構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）別表第17号に掲げる特定法人貸付事業の実施により農地又は採草放牧地につき使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けていた同法第27条第3項に規定する特定法人をいう。）

（1）当該法人の行う農業経営に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

（2）当該法人の経営面積がおおむね20ha以上（中山間地域等は、原則としておおむね10ha以上）となる目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

なお、北海道にあっては、当該法人の経営面積がおおむね80ha以上（耕種経営の場合は、おおむね45ha以上）となる目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

第3 事業の実施手続

1 事業実施計画の作成、提出及び承認

要綱第4の1の事業実施計画の作成等について、生産局長等が別に定める手続は、次のとおりとする。

（1）事業実施主体は、広域連携アグリビジネスモデル支援事業実施計画（以下別記2において「事業実施計画」という。）を作成し、その所在する都府県の地方農政事務所（北海道にあっては「北海道農政事務所」、当該府県に地方農政事務所が存在しない場合は「地方農政局」、沖縄県にあっては「沖縄総合事務局」に読み替えるものとする。以下別記2において同じ。）を経由して地方農政局長（北海道にあっては農林水産省総合食料局長（生産者・実需者連携事業及び生産者連携事業にあっては農林水産省経営局長）、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下別記2において「地方農政局長等」という。）に提出し、その承認を受けるものとする。

（2）事業実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア アグリビジネスの展開方針

イ 現在の経営状況並びに今後の農畜産物及びその加工品の販売に係る基本方針

ウ 成果目標及びその達成のためのプログラム

エ 成果目標の達成に向けた取組方法

オ エを効果的に実行するために必要な機械及び施設等の整備計画（以下別記2において「施設整備計画」という。）

カ 事業費の低減方策

キ その他必要な事項

（3）要綱第4の1の事業実施計画の作成は、第10の1の広域連携アグリビジネスモ

デル支援事業実施計画書（別記2様式第1号）（以下別記2において「事業実施計画書」という。）により行うものとする。

- (4)(1)の事業実施計画の承認申請は、第10の2の広域連携アグリビジネスモデル支援事業実施計画書承認申請書（別記2様式第2号）（以下別記2において「計画承認申請書」という。）及び事業実施計画書を提出して行うものとする。
- (5)事業実施主体が第2の1から3に該当する場合にあっては、当該事業実施主体は、第10の3の事業実施主体要件適合確約書（別記2様式第3号）を（4）の計画承認申請書に添付するものとする。

2 事業の成果目標

要綱第3の1の生産局長等が別に定める成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は次のとおりとし、事業実施主体はそれを上回る成果目標を設定するものとする。

(1) 生産者・実需者連携事業

ア 生産施設等の整備タイプは、次の2つの基準とする。

(ア) 事業実施主体と関連事業者等の中で取引が行われる連携対象農畜産物（以下別記2において「連携作物」という。）の取扱数量が、次のa又はbのいずれかとなること。ただし、現在、連携作物の取引が行われていない場合にあっては、aによるものとする。

a 目標年度において、事業実施主体における連携作物の全取引数量に占める事業実施主体と出資関係にある関連事業者等又は目標年度以降3年間以上の取引契約を締結している関連事業者等との取引数量の割合がおおむね50%以上となること。

b 目標年度において、事業実施主体と出資関係にある関連事業者等又は目標年度以降3年間以上の取引契約を締結している関連事業者等との連携作物の取引数量が、現在に比べおおむね20%以上増加すること。

(イ) 目標年度において、事業実施主体の構成員のうち、基盤強化法第6条に基づき当該市町村が策定する基本構想（以下別記2において「基本構想」という。）における農業経営基盤の強化の促進に関する目標に定められた「当該市町村において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営についての目標とすべき所得水準」（以下別記2において「目標とすべき所得水準」という。）に年間所得が到達する者が1以上増加すること。

イ 加工施設等の整備タイプは、次の2つの基準とする。

(ア) 事業実施主体と関連事業者等との間で取引が行われる連携作物の取扱数量が次のa又はbのいずれかとなること。ただし、現在、連携作物の取引が行われていない場合にあっては、aによるものとする。

a 目標年度において、当該施設で取り扱う連携作物の全取引数量に占める事業実施主体と出資関係にある関連事業者等又は目標年度以降3年間以上の取引契約を締結している関連事業者等へ販売する連携作物の取引数量の割合がおおむね50%以上となること。

b 目標年度において、事業実施主体と出資関係にある関連事業者等又は目標年度以降3年間以上の取引契約を締結している関連事業者等へ販売する

連携作物の取引数量が、現在に比べおおむね20%以上増加すること。

(イ) 目標年度において、事業実施主体の構成員のうち、基本構想における農業経営基盤の強化の促進に関する目標に定められた目標とすべき所得水準に年間所得が到達する者が1以上増加すること。なお、構成員が農業協同組合又は農業協同組合連合会(以下別記2において「農業協同組合等」という。)の場合は、当該施設に連携作物を出荷する組合員のうち、基本構想における農業経営基盤の強化の促進に関する目標に定められた目標とすべき所得水準に年間所得が到達する者が1以上増加すること。

(2) 加工・流通拠点整備事業

目標年度において、事業実施主体と出資関係にある農業生産者等又は目標年度以降3年間以上の取引契約を締結している農業生産者等からの取引数量が、整備する施設で取り扱う農畜産物全体のおおむね50%以上となること。

(3) 生産者連携事業

ア 生産・加工施設等の整備タイプは、次の2つの基準とする。

(ア) 共通した生産技術により生産し、高付加価値化(ブランド化)した農畜産物を連携して販売した量(以下別記2において「連携販売量」という。)が、次のa又はbのいずれかとなること。ただし、現在、連携販売が行われていない場合にあっては、aによるものとする。

a 目標年度において、事業実施主体における連携販売の対象となる作物の全取引数量に占める連携販売量の割合がおおむね50%以上となること。

b 目標年度における連携販売量が、現在の連携販売量に比べおおむね20%以上増加すること。

(イ) 目標年度において、事業実施主体の構成員のうち、基本構想における農業経営基盤の強化の促進に関する目標に定められた目標とすべき所得水準に年間所得が到達する者が1以上増加すること。なお、事業実施主体が農業協同組合等の場合は、当該施設を利用する組合員のうち、基本構想における農業経営基盤の強化の促進に関する目標に定められた目標とすべき所得水準に年間所得が到達する者が1以上増加すること。

イ 販売施設等の整備タイプは、次の2つの基準とする。

(ア) 事業実施主体において、事業実施主体と出資関係にある農業生産者等又は目標年度以降3年間以上の取引契約を締結している農業生産者等との間で取引が行われる農畜産物の取扱量(以下別記2において「連携取扱量」という。)が、次のa又はbのいずれかとなること。ただし、現在、連携した農畜産物の取扱いが行われていない場合にあっては、aによるものとする。

a 目標年度において、当該施設で取り扱う農畜産物の総量のうち、連携取扱量の割合がおおむね50%以上となること。

b 目標年度における連携取扱量が、現在の連携取扱量に比べおおむね20%以上増加すること。

(イ) 目標年度において、事業実施主体の構成員のうち、基本構想における農業経営基盤の強化の促進に関する目標に定められた目標とすべき所得水準に年

間所得が到達する者が1以上増加すること。なお、構成員が農業協同組合等の場合は、当該施設に農畜産物を出荷する組合員のうち、基本構想における農業経営基盤の強化の促進に関する目標に定められた目標とすべき所得水準に年間所得が到達する者が1以上増加すること。

3 事業実施計画の承認

要綱別表第2の採択要件の欄の生産局長等が別に定める事業の実施基準は、次のとおりとし、地方農政局長等は採択要件の欄のすべての要件を満たす場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。

(1) 共通の事業実施基準

- ア 成果目標の達成が確実と見込まれること。
- イ 整備を予定している機械及び施設等が、成果目標達成に直結するものであること。
- ウ 利用計画に基づく機械及び施設の適正な利用が確実であると認められ、かつ、機械及び施設の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれること。
- エ 機械及び施設の能力及び規模が、受益者数、受益地域の範囲等からみて適正であり、かつ、過大なものではないこと。
- オ 「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業における費用対効果分析の実施について」(平成17年4月1日付け16生産第8452号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知)に定めるところにより妥当投資額を算出し、投資効率が1.0以上となっていること。
- カ 整備を予定している施設のうち、処理・加工、販売、食材供給等の機能を有する施設については、当該施設で取り扱う農畜産物の仕入・販売等に関する計画が明らかになっていること。
- キ 機械及び施設別の投資費用及び規模が、要綱第3の3の生産局長等が別に定める機械及び施設等の上限額(別表2の「施設別の上限建設費等」とする。以下別記2において同じ。)の範囲内であって、必要最小限のものと認められること。
- ク 機械及び施設の管理及び運営に当たり、収支計画が明らかになっており、収支の均衡がとれていると認められること。
- ケ 事業実施主体において事業実施主体負担分の適正な資金調達と償還計画及び維持管理計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれること。
- コ 要綱別表第2の事業種類の欄の生産者・実需者連携事業及び生産者連携事業にあっては、主たる受益地が、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に基づく農業振興地域の農用地区域であること。
- サ 事業を通じて導入する機械及び施設並びに営農上の新技術について、現地での効果の発現等が十分に確認されていること。
- シ 新規に導入する作物、新規に製造する加工品等について、種苗、原材料、技術、販路等を確保する見通しが立っていること。
- ス 過去において、当該事業実施主体が他の補助事業により機械及び施設を整備している場合にあっては、その機械及び施設の利用状況が計画に照らし、適正であ

ること。

セ 要綱別表第2の事業種類の欄の生産者・実需者連携事業及び生産者連携事業において、米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょを対象とした機械及び施設等の整備を予定している場合にあっては、次に掲げる全ての要件を満たした集落毎のマップやリストを作成すること等により、品目横断的経営安定対策（以下「経営安定対策」という。）の導入に向けた担い手の確保に取り組んでいる地域に所在する事業実施主体において実施するものとする。

なお、平成18年度においては、速やかに経営安定対策の導入に向けた担い手の確保に取り組むことが確実に見込まれる地域に所在する事業実施主体においても実施できるものとする。

ただし、事業実施主体が米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの生産を行わず、他地域の生産者との連携により原材料の供給を受けるなどして事業を行う場合を除くものとする。

（ア）経営安定対策の対象者を確保するため、働きかけの対象者や組織を明らかにすること。

（イ）（ア）の働きかけの対象者や組織が、経営安定対策の対象者要件を満たしているか否かを明らかにすること。

ソ 事業実施主体、事業実施主体の所在する市町村又は主たる受益地の市町村が、「地産地消の実践的な計画の策定について」（平成17年6月15日付け17生産第1432号農林水産省生産局長通知）に基づき、地域における地産地消の実践的な計画（以下「地産地消推進計画」という。）を策定していること又は事業実施期間中に策定することが確実に見込まれること。

なお、都道府県域等の広域的な範囲を受益地としている場合にあっては、都道府県が地産地消推進計画を策定していること又は事業実施期間中に策定することが確実に見込まれることとすることができる。

タ 要綱別表第2の事業種類の欄の生産者連携事業において、事業実施主体が農業協同組合等である場合にあっては、次に掲げる女性の参画に関する事項を設定していること又は事業実施期間中に設定することが確実に見込まれること。

（ア）事業実施主体が農業協同組合である場合は、当該組織における女性の選出枠の設定その他女性の参画に関する目標

（イ）事業実施主体が農業協同組合連合会である場合は、都道府県内の農業協同組合における女性の選出枠の設定その他女性の参画に関する数値目標

チ 要綱別表第2の事業種類の欄の生産者・実需者連携事業及び生産者連携事業において、乳用牛及び肉用牛を対象とした畜産振興に係る機械及び施設等（畜産環境、畜産物の処理・加工・流通関連施設に係るものを除く。）を実施する事業実施主体は、「畜産関連事業における飼料自給率向上計画の策定について（平成18年3月31日付け17生畜第2867号生産局長通知）」に基づく飼料自給率向上計画を策定していること又は事業実施期間中に策定することが確実に見込まれること。

(2) 事業種類別の実施基準

ア 生産者・実需者連携事業

(ア) 生産施設等の整備タイプ

- a 事業実施主体は、関連事業者等から出資を受けていること。
- b 事業実施主体と出資関係にある関連事業者等は、複数の都道府県に所在する農業生産者等と取引関係を有していること。
- c 施設整備を行う箇所が1箇所又は複数箇所であっても同一都道府県内である場合は、事業実施主体の所在する都道府県と関連事業者等の所在する都道府県は異なっていること。

(イ) 加工施設等の整備タイプ

- a 事業実施主体は、関連事業者等から出資を受けていること。
- b 事業実施主体の構成員が全て同一の都道府県内に所在する場合には、補助の対象施設を構成員の所在地以外の都道府県で整備すること。

イ 加工・流通拠点整備事業

(ア) 事業実施主体は、複数の都道府県にわたる農業生産者等と出資又は目標年度以降3年間以上の取引契約を締結する関係にあること。

なお、この場合、農事組合法人以外の農業生産法人においては、事業実施主体から出資を受けていること、また、それ以外の農業生産者、農事組合法人及び農業協同組合等においては、目標年度以降3年間以上の取引契約を締結していることとする。

(イ) 事業実施主体から農業生産法人に対して行われる出資は、事業実施主体である事業協同組合等の組合員からの出資でもよい。

ウ 生産者連携事業

(ア) 生産・加工施設等の整備タイプ

- a 共通した生産技術により生産し、高付加価値化(ブランド化)した農畜産物の販売を連携して行うこと。
- b 施設整備を行う箇所が1箇所又は複数箇所であっても同一都道府県内である場合は、事業実施主体の所在する都道府県と共通した生産技術を有する農業生産者の所在する都道府県は異なっていること。

(イ) 販売施設等の整備タイプ

- a 事業実施主体は、複数の都道府県にわたる農業生産者等と出資又は目標年度以降3年間以上の取引契約を締結する関係にあること。
- b 補助事業で整備する施設で取り扱う農畜産物のおおむね50%以上は、当該施設を整備する都道府県以外で生産される農畜産物であること。

(3) 事業内容の実施基準

ア 補助事業費は、当該施設等を整備する都道府県において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、地域の実情等に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の規模及び構造等はそれぞれの目的に合致しているものとする。

なお、事業費の低減を図るため適切と認められる場合は、直営施行を積極的に

認めることとし、その場合において、当該直営施行に係る人力施工費の全額又はそのうち資材費のみを補助の対象とすることができるものとする。

イ 自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本事業に切り替えて補助の対象とすることは、認めないものとする。

ウ 既存施設又は資材の有効利用等の観点からみて、地域の実情に即し必要があると認められる場合は、新品新材の利用による新築事業のほか、増築、改築、併設若しくは合体の事業、古品古材の利用による事業を補助の対象とすることができるものとする。

なお、古品古材の利用については、荒廃家屋や廃校等の利用のほか、乾燥調製施設等の機械設備の機能向上のための整備事業についても、既存施設の有効利用の観点から補助の対象とする。

エ 補助の対象とする施設は、原則として、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

オ 個人機械及び施設並びに目的外使用のおそれの多い機械及び施設は、補助の対象としないものとする。

カ 既存の機械・施設の代替として、同種、同規模、同効用のものを再度整備すること（いわゆる更新）及び補助の対象とする施設のうち附帯施設のみの整備は、補助の対象としないものとする。

キ 施設等の設置に当たっては、事業費の低減を図ることに十分留意しつつ、地域の実情や施設の構造等を勘案の上、間伐材を含む木材の利用促進に配慮するとともに、立地場所の選定や当該施設等のデザイン、塗装及び事業名の表示等について、周辺景観との調和に配慮するものとする。

ク 土地基盤整備事業の受益面積は、1事業地区についておおむね団体営級（土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第50条第1項から第8項までに定める要件に満たない事業をいう。）以下とする。

ケ 高生産性農業用機械施設を整備する場合にあっては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知。以下別記2において「整理合理化通知」という。）によるものとする。

コ 補助の対象となる施設等の附帯施設としての温室管理施設、育苗箱、パレット、コンテナ、運搬台車であって低額なもの並びにフォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。）は補助の対象としない。

サ 要綱別表第2の事業種類の欄の生産者・実需者連携事業及び生産者連携事業において、補助事業により導入した施設について、次の要件を満たす場合にあっては、事業実施主体と当該施設を利用する者（以下別記2において「利用者」という。）との間でいわゆるリース契約を締結することができるものとする。

（ア）事業実施主体は、農業協同組合又は農業法人（農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、その他農畜産物の生産、加工、販売等を営む法人とする。以下別記2において同じ。）であること。

- (イ) 利用者は、事業実施主体毎に次のとおりとする。
- a 事業実施主体が農業協同組合の場合にあっては、新規就農者、認定農業者又は認定農業者となることが見込まれる者（以下別記2において「認定農業者等」という。）であること。
 - b 事業実施主体が農業法人の場合にあっては、次のいずれかに該当する者であること。
 - (a) 当該農業法人が農業研修等のために受け入れた者であって新たに営農を開始しようとする新規就農者
 - (b) 当該農業法人との間に農業経営に係る物資の供給又は役務の提供を内容とする取引関係を有する農業法人
 - (c) 当該農業法人からの出資や資金の融通を受ける農業法人
- (ウ) 受益戸数は、3戸以上であること。
- (エ) リース契約の対象となる施設は、高生産性農業用機械施設（農業機械、温室、畜舎に限る。）、高品質堆肥製造施設、農畜産物集出荷貯蔵施設、農畜産物処理加工施設、育苗施設、乾燥調製貯蔵施設（麦及び大豆等に汎用性のある処理量1,000t未満のものに限る。）、経営高度化支援施設及び複合経営促進施設であること。
- なお、利用者が複合経営の確立等のため新規作目を導入する場合又は新規就農者が初期投資の負担軽減を図る場合等については、新品に比べ同程度の能力等を有する中古農業機械（残存耐用年数が2年以上のものに限る。）も補助の対象とすることができるものとし、この場合の中古農業機械は整理合理化通知に示された基準を適用しないものとする。
- (オ) リース料は、「事業実施主体負担（事業費 - 補助金） / 当該施設の耐用年数 + 年間管理費」以下であること。
- (カ) 事業実施主体が、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及び施設のメンテナンスを責任をもって実施するものであること。
- (キ) 利用者は、機械及び施設の利用を責任をもって行い、災害等により当該施設に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告するものであること。
- 報告を受けた事業実施主体は、速やかに地方農政事務所を經由して地方農政局長等にその旨を報告し、指示を受けること。
- (ク) 事業実施主体と利用者との間において、リースの目的、期間、利用料、利用料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記された施設リース契約を締結するものであること。
- なお、事業実施主体は、リース契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないように留意するものとし、リース契約の締結に当たっては、あらかじめ、地方農政局長等に協議するものとする。
- シ 要綱別表第2の事業内容の欄に定める特認事業は、関連事業者等との連携に伴い農産物の安定的な供給体制を確立するために必要な複合経営促進施設の整備、その他農畜産物の安定供給体制確立を目的として特に必要があるものと地方農政局長等が認めた事業とする。

なお、複合経営促進施設とは、次の要件に該当する施設をいうものとする。

(ア) 防除機能、土づくり機能、資材保管機能等の機能を持つ共同施設と併せてその受益地区の区域内に設置される栽培機能の他に育苗機能等を併せ持つ生産施設であること。

なお、本施設は共同施設との連携により、本施設の他用途利用の体制が確立されるものとし、農業協同組合が事業実施主体となりリースを行う場合には、共同施設の利用について本施設の利用者の意向を踏まえるものとする。

(イ) 事業実施主体又は利用者において、基本構想に定められる農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率かつ安定的な農業経営の指標（基本構想が未策定の市町村においてはこれに準ずる指標）が達成できることが見込まれるものであること。

4 事業実施計画の公表

地方農政局長等は、第3の1の(1)により事業実施計画が提出されたときは、地方農政局（北海道にあっては農林水産省総合食料局（生産者・実需者連携事業及び生産者連携事業にあっては農林水産省経営局）、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。）及び地方農政事務所の庁舎において5日間（土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末・年始の閉庁日を除く。）縦覧に供するとともに、インターネットのホームページへの掲載等により、広く関係者等に公表するものとする。

5 事業の着工

事業の着工（機械の発注を含む。）は、原則として、補助金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急、かつ、やむを得ない事情により、交付決定前に着工することができるものとする。

6 事業実施計画の変更

(1) 要領第1の1の(2)の事業実施計画の重要な変更は、1から4までに準じて行うものとする。

(2) 要領第1の1の(2)の力の補助事業費の3割を超える変更において、適正に事業費の算定が行われている場合であって、入札結果により生じた差額等機械及び施設等の規模及び構造等の変更を伴わない事業費の3割を超える減である場合は、事業実施計画の重要な変更にて代えて、事業実施主体はこの事業費の異同について、第10の4の広域連携アグリビジネスモデル支援事業費異同理由書（別記2様式第4号）を地方農政事務所を經由して地方農政局長等に提出するものとする。

第4 事業実施状況の報告等

1 事業実施状況の報告

要綱第8の1の生産局長等が別に定める事業の実施状況の報告は、事業実施主体が、事業実施計画承認年度から目標年度までの間、毎年度、当該年度における成果目標の達成状況について、第10の5の広域連携アグリビジネスモデル支援事業達成状況報告書（別記2様式第5号）により、翌年度の7月末日までに地方農政事務所を經由して地方農政局長等に報告するものとする。

2 目標年度の事業実施状況の報告は、要綱第9の1の報告をもって、代えるものとする。

3 事業実施状況に対する指導

地方農政局長等は、1の規定による事業実施状況報告の内容について検討し、次に該当する場合、改善計画を作成させるなど必要な指導を行うものとする。

(1) 成果目標の達成プログラムの全部又は一部の達成率が70%未満の場合

(2) 施設等の利用計画に対する利用状況が70%未満の場合

第5 事業の評価

1 自己評価

要綱第9の1の別に定める事業実施主体が自ら行う評価(以下別記2において「自己評価」という。)は、第10の6の広域連携アグリビジネスモデル支援事業評価報告書(別記2様式第6号)により行い、その結果を目標年度の翌年度の9月末日までに地方農政事務所を經由して地方農政局長等に報告するものとする。

2 点検評価

要綱第9の2のなお書きに定める地方農政局長等から生産局長等への点検評価結果の報告は、目標年度の翌年度の10月末日までに行うものとする。

3 成果目標が達成されていない場合の措置

(1) 地方農政局長等は、要綱第9の2の点検評価を行った結果、成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、当該事業実施主体に対し改善計画を提出させるとともに、要綱第9の1及び2の定めにかかわらず、評価の手続を継続するものとする。

(2) 地方農政局長等は、目標年度の翌々年度の点検評価の結果、成果目標の全部又は一部が達成されず、かつ、改善の目途が立たないと判断されるときは、事業を取り止めるなど、適切な措置を講じるものとする。

(3)(1)において、地方農政局長等が、当該成果目標が達成されなかった理由が、自然災害、土地収容等事業実施主体の責に帰すべきものでないと認めた場合には、当該規定に基づく措置をとることを要しない。

4 施設等の利用状況等が低調な場合の措置

(1) 地方農政局長等は、要綱第9の2の点検評価を行った結果、施設等の利用計画に対する利用状況が70%未満の場合にあっては、事業実施主体に対してその原因を十分分析させ、具体的かつ実現可能な改善計画を作成するよう指導し、改善計画の達成が見込まれるまでの間、その状況を報告させるものとする。

(2) 地方農政局長等は、(1)により改善計画の達成状況を把握した結果、改善計画に沿った利用を行うことが期待しがたいと判断される場合には、事業実施主体に対して施設等の利用計画の変更等を検討させるものとする。

なお、この場合において、改善の目途が立たないと判断される場合には、「農業・食品産業競争力強化支援事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて」(平成17年4月1日付け16生産第8267号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知。以下別記2において「事務取扱通知」という。)第6の4に基づき、

適切な措置を講じるものとする。

5 評価結果の公表

点検評価を行った地方農政局長等は、第3の4に準じて評価結果を公表するものとする。

第6 管理運営

機械・施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が本事業により整備した機械及び施設等の管理運営を直接行い難しい場合には、要綱別表第2の事業種類毎の事業実施主体の欄に定められた事業実施主体の範囲内であって、地方農政局長等が適当と認める者に管理運営させることができるものとする。

第7 農業用機械のうち生産局長等が別に定める機械

要綱別表第2の補助率の欄の生産局長等が別に定める機械は、水稻直播機、細断型及び稲発酵粗飼料用ロールペーラー並びに家畜ふん尿処理利用に係る機械とする。

第8 環境と調和のとれた農業生産活動の促進

事業実施主体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)に基づき、原則として、事業実施状況報告の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する農業生産者から、点検シートの提出を受け、点検を実施した旨を確認するものとする。

ただし、施設等を利用する農業生産者が不特定多数である等、点検シートの提出を受ける農業生産者の特定が困難な場合は、この限りではない。

第9 耕作放棄地対策の推進

地方農政局長等は、事業実施計画の承認に当たり、原則として、「農業経営基盤強化促進法に基づく都道府県基本方針及び市町村基本構想の見直し等について」(平成17年9月1日付け17経営第3348号農林水産省経営局長通知)に定めるところにより、当該市町村の基本構想において、遊休農地の農業上の利用の増進に関する事項及び特定法人貸付事業に関する事項を定める等の見直しが行われている市町村若しくは事業実施期間中に行われることが確実と見込まれる市町村に所在する事業実施主体又はこれらの市町村を主たる受益地とする事業実施主体の事業実施計画を優先するよう配慮するものとする。

第10 補助事業費の取扱い

本事業に係る補助対象事業の事務及び事業費の取扱いについては、事務取扱通知によるものとする。

第11 計画書等の様式について

本事業の実施に当たっては、次の様式によるものとする。

なお、地方農政局長等は、必要に応じこれらの様式以外のものについて要求できるものとする。

- 1 広域連携アグリビジネスモデル支援事業実施計画書（別記2様式第1号）
- 2 広域連携アグリビジネスモデル支援事業実施計画承認申請書（別記2様式第2号）
- 3 事業実施主体要件適合確約書（別記2様式第3号）
- 4 広域連携アグリビジネスモデル支援事業費異同理由書（別記2様式第4号）
- 5 広域連携アグリビジネスモデル支援事業達成状況報告書（別記2様式第5号）
- 6 広域連携アグリビジネスモデル支援事業評価報告書（別記2様式第6号）

別表 1

中山間地域等

	事 項
1	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 7 2 号）第 2 条第 4 項の規定に基づき公示された特定農山村地域
2	山村振興法（昭和 4 0 年法律第 6 4 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村地域
3	過疎地域自立促進特別措置法（平成 1 2 年法律第 1 5 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第 3 3 条第 1 項又は第 2 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）
4	半島振興法（昭和 6 0 年法律第 6 3 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
5	離島振興法（昭和 2 8 年法律第 7 2 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
6	沖縄振興特別措置法（平成 1 4 年法律第 1 4 号）第 3 条第 1 号に規定する沖縄
7	奄美群島振興開発特別措置法（昭和 2 9 年法律第 1 8 9 号）第 1 条に規定する奄美群島
8	小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 4 4 年法律第 7 9 号）第 2 条第 1 項に規定する小笠原諸島
9	「農林統計に用いる地域区分の改訂について」において中間農業地域及び山間農業地域に分類されている地域

別表2

施設別の上限建設費等

施設等名	内 容	上限建設費	その他の基準
1 農業用水施設	定置配管施設	受益面積10a当たり86万円	上限規模は50ha
2 高生産性農業用機械施設	温室	建築面積㎡当たり3.5万円(内部設備がある場合) 建築面積㎡当たり1.7万円(内部設備がない場合)	上限規模は15,000㎡
	畜舎	建築面積㎡当たり5万円	上限規模は2,000㎡
3 乾燥調製貯蔵施設	ライスセンター	処理量トン当たり45万円	上限規模は2,000t
	カントリーエレベーター	処理量トン当たり 2,000t級31.5万円 3,000t級24.5万円	上限規模は3,000t
4 農畜産物集出荷貯蔵施設	りんご 選果機 建物	処理量トン当たり38万円 処理量トン当たり13.5万円 延べ床面積㎡当たり11.5万円	
	なし	処理量トン当たり27万円	
	柑橘 選果機	処理量トン当たり17万円 処理量トン当たり 5000t以上9万円 5000t未満13.5万円	
	建物 野菜(トマト、キュウリ)	延べ床面積㎡当たり7万円 処理量トン当たり27万円	
5 農畜産物処理加工施設	茶	処理量トン当たり160万円	
6 高品質堆肥製造施設		処理量トン当たり7.6万円	上限規模は4,000t
7 未利用資源活用施設	籾殻粉碎施設(プラント)	1台当たり2,250万円	
8 育苗施設		育苗対象面積ha当たり 100ha以上90万円 100ha未満160万円	上限規模は500ha
9 新技術活用種苗等供給施設		延べ床面積㎡当たり24.5万円(建物) 延べ床面積㎡当たり3.5万円(温室)	上限規模は延べ床面積1,500㎡ 上限規模は延べ床面積3,000㎡
10 新規就農者研修施設	農業機械及び施設、研修及び滞在施設等の整備	他のメニューで設定したものに準ずる。	上限規模は他のメニューで定める規模に準ずる。
11 地域農業管理施設		延べ床面積㎡当たり24.5万円	上限規模は延べ床面積1,500㎡
12 産地形成促進施設		延べ床面積㎡当たり24.5万円	上限規模は延べ床面積1,000㎡
13 地域食材供給施設		延べ床面積㎡当たり29万円	上限規模は延べ床面積1,000㎡

別記2様式第1号(A4版)

事業実施計画承認年度	平成	年度
目 標 年 度	平成	年度
事 業 種 類		
タイプ		

農業・食品産業競争力強化支援事業実施計画書
(広域連携アグリビジネスモデル支援事業)

平成 年 月

事業実施主体名

- (注) 1 「事業種類」の欄には、要綱別表第2の事業種類の欄の該当する事業名を記入すること。
2 「タイプ」の欄には、要領別記2の第1の1の(1)又は(2)に定めるタイプ名を記入すること。

1 事業実施主体

(1) 事業実施主体の名称、代表者名、所在地等

事業実施主体の名称		代表者氏名	
主たる事務所の所在地	〒	電話番号 FAX番号	

(注) 事業実施主体名には、上段にふりがなを付けること。

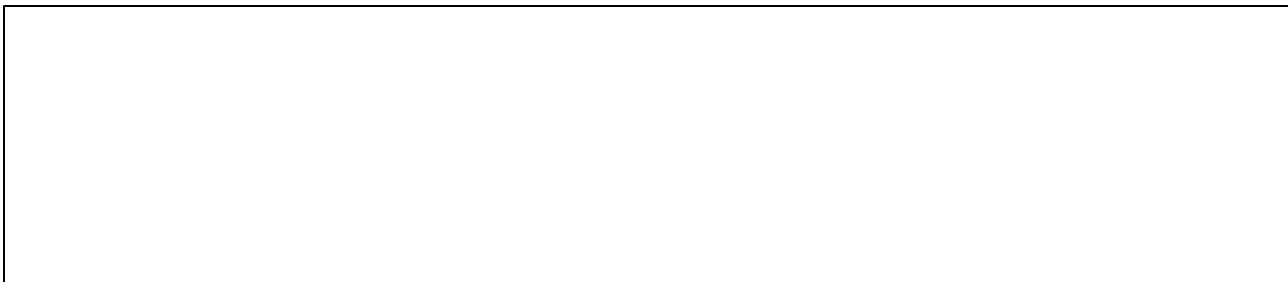
(2) 事業実施主体の概要

種 類			事業内容					
設立年月日	年 月 日							
出 資 金(A)	千円							
構成員(出資者等)数	名							
農業経営改善計画の認定状況		認定市町村名	認定年月日		年 月 日	目標年	年	
構成員(出資者等)氏名	年齢	農業経営改善計画の認定状況	事業実施主体における役職名	関連事業者等の該当の有無	出資金(B)	構成員としての要件	過去3カ年の事業実施主体の当期利益	
	歳				千円			出資等比率(B)/(A) %
							平成 年度 千円	
							平成 年度 千円	
							平成 年度 千円	
計						100%	平成 年度 千円	
家族従事者		人(内訳:男 人、女 人)						
雇 用	常 雇	人(内訳:男 人、女 人)		臨時雇	人(内訳:男 人、女 人)			

- (注) 1 「種類」の欄については、次のとおりとする。
- 1 「農業生産法人」にあつては、「農業生産法人」と記入し、()書きで「農事組合法人」、「合名会社」、「合資会社」、「合同会社」又は「株式会社」のいずれかを記入すること。
 - 2 「特定農業団体」、「特定農業法人」、「農業サービス事業体」、「特定法人」及び「農業協同組合」にあつては、その旨を記入すること。
 - 3 「その他農畜産物の生産、加工、販売等を営む法人」にあつては、「農業法人」と記入し、()書きで「合名会社」、「合資会社」、「合同会社」又は「株式会社」のいずれかを記入すること。
 - 4 「事業協同組合等」にあつては、根拠法に基づく正式名称を記入すること。
 - 5 「事業協同組合等以外の地方農政局長等が特に適当と認めるもの」にあつては、「特認団体」と記入すること。
 - 6 「その他農畜産物の生産、加工、販売等を営む任意団体」又は「農作業の受託及び共同化等を行う任意団体」にあつては、「任意団体」と記入すること。
 - 7 構成員に3戸以上の農家を含まない事業実施主体にあつては、「特認法人」と記入し、()書きで上記のうち該当するものを記入すること。
 - 8 「事業内容」の欄には、定款又は規約等定める事業内容のすべてを記入すること。
 - 9 「構成員(出資者等)氏名」の欄には、そのすべてを記入すること。
 - 10 なお、構成員が法人の場合は、法人名及び代表者名を記入するとともに、該当する事項を記入するものとする。(事業実施主体が事業協同組合等の場合の組合員を含む。)
 - 11 「事業実施主体における役職名」の欄については、農事組合法人は「理事」、株式会社は「取締役」、合名会社、合資会社又は合同会社は「代表」等と記入すること。
 - 12 「関連事業者等の該当の有無」の欄には、出資をした上で事業実施主体と取引関係を有する者について「関連事業者等に該当」と記入し、()書きで取引する農畜産物等の代表品目を記入すること。
 - 13 「構成員としての要件」の欄については、農地法第2条第7項第2号に掲げる要件のいずれかを記入すること。この場合、常時従事者は「常」、農地等の使用収益権を移転、設定しているときは「移転」、「設定」等とする。

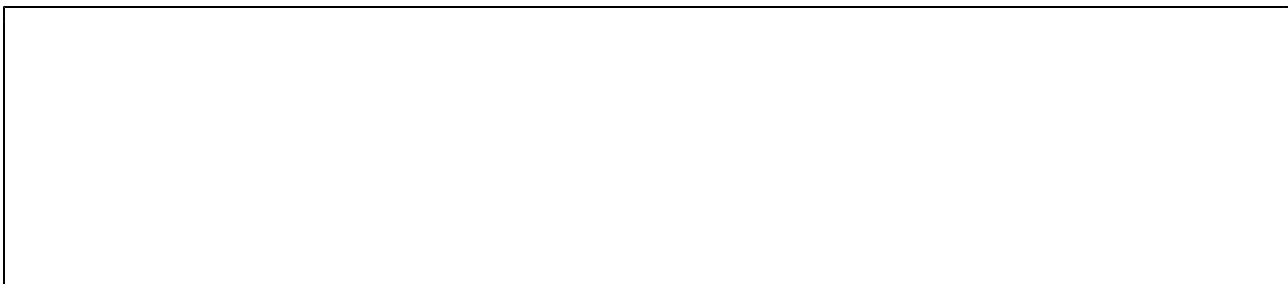
2 アグリビジネスの展開方針

(1) 本事業における連携の方針



(注) 他に事業の種類に応じ、連携フロー図を記入する。

(2) 本事業を契機にした新たなマーケット開拓方針



3 現在の経営状況並びに今後の農畜産物及びその加工品の販売に係る基本方針

(1) 農業生産

作物・部門名	現 在		目標年度	
	作付面積等	生 産 量	作付面積等	生 産 量
[現状及び具体的展開方向]				

(2) 加工等 (2次産業分野)

事業の種類	内 容	製造量・販売額等	
		現 在	目標年度
[現状及び具体的展開方向]			

(3) 流通・サービス (3次産業分野)

事業の種類	内 容	取扱高、販売額、売上高、施設利用者数等	
		現 在	目標年度
[現状及び具体的展開方向]			

4 成果目標及び達成プログラム

生産者・実需者連携事業の生産施設等の整備タイプの場合

(1) 関連事業者等との連携

連携作物の取扱数量の目標		連携の内容	現 在 A	1年度目 (事業実施年度)		2年度目		目標年度 B	
連携作物名	関連事業者等名			連携分増加量	連携分増加量	連携分増加量	連携分増加量		
小 計	うち連携分/全取引数量		/	/		/		/	
小 計	うち連携分/全取引数量		/	/		/		/	
合 計			/	/		/		/	
連携シェア(加重平均)			%	%		%		%	
増加率				%		%		%	
達 成 率				%		%		%	

- (注) 1 「連携作物の取扱数量の目標」の欄については、
「関連事業者等名」の欄には、上段に事業実施主体と連携する関連事業者等名を記入し、下段に事業実施主体における連携作物の全取引数量と関連事業者等との連携取引数量を記入すること。
同一作物で複数の関連事業者等に供給する場合は関連事業者等名を全て記入すること。また、複数の作物を供給する場合は、連携作物毎に小計を付し合計とすること。
- 2 「連携の内容」の欄には、要領別記2の第3の2の事業の成果目標の基準の(1)のアの(ア)に定められた関連事業者等との連携の内容(出資又は目標年度以降3年間以上の取引契約)について記入すること。

4 成果目標及び達成プログラム

生産者・実需者連携事業の加工施設等の整備タイプの場合

(1) 関連事業者等との連携

連携作物の取扱数量の目標		連携の内容	現 在 A	1 年度目 (事業実施年度)		2 年度目		目標年度 B	
連携作物名	関連事業者等名			連携分増加量	連携分増加量	連携分増加量	連携分増加量		
小 計	うち連携分/全取引数量		/	/		/		/	
小 計	うち連携分/全取引数量		/	/		/		/	
合 計			/	/		/		/	
連携シェア(加重平均)			%	%		%		%	
増加率				%		%		%	
達 成 率				%		%		%	

- (注) 1 「連携作物の取扱数量の目標」の欄については、
「関連事業者等名」の欄には、事業実施主体と連携する関連事業者等名を記入し、下段に当該施設で取り扱う連携作物の全取引数量と関連事業者等との連携取引数量を記入すること。
同一作物で複数の関連事業者等に供給する場合は関連事業者等名を全て記入すること。また、複数の作物を供給する場合は、連携作物毎に小計を付し合計とすること。
- 2 「連携の内容」の欄には、要領別記2の第3の2の事業の成果目標の基準の(1)のイの(ア)に定められた関連事業者等との連携の内容(出資又は目標年度以降3年間以上の取引契約)について記入すること。

4 成果目標及び達成プログラム

加工・流通拠点整備事業の場合

(1) 農業生産者等との連携

連携作物の取引数量の目標		連携の内容	現 在 A	1年度目 (事業実施年度)		2年度目		目標年度 B	
連携作物名	農業生産者等名			連携分増加量	連携分増加量	連携分増加量	連携分増加量		
小 計	うち連携分/全取扱量		/	/		/		/	
小 計	うち連携分/全取扱量		/	/		/		/	
合 計			/	/		/		/	
連携シェア(加重平均)			%	%		%		%	
増加率				%		%		%	
達 成 率				%		%		%	

- (注) 1 「連携作物の取引数量の目標」の欄については、
「農業生産者等名」の欄には、上段に事業実施主体と連携する農業生産者等名を記入し、下段に整備する施設の全取扱量と農業生産者等からの取引数量を記入すること。
同一作物で複数の農業生産者等と取引契約を締結している場合、農業生産者等名を全て記入すること。また、複数の作物に係る取引契約を締結している場合は、連携作物毎に小計を付し合計とすること。
- 2 「連携の内容」の欄には、要領別記2の第3の2の事業の成果目標の基準の(2)に定められた農業生産者等との連携の内容(出資又は目標年度以降3年間以上の取引契約)について記入すること。

4 成果目標及び達成プログラム

生産者連携事業の生産・加工施設等の整備タイプの場合

(1) 農業生産者等との連携

連携作物の連携販売量の目標		連携の内容	現在 A	1年度目 (事業実施年度)		2年度目		目標年度 B	
連携作物名	農業生産者等名			連携分増加量	連携分増加量	連携分増加量	連携分増加量		
小計	うち連携分/全取引数量		/	/		/		/	
小計	うち連携分/全取引数量		/	/		/		/	
合計			/	/		/		/	
連携シェア(加重平均)			%	%		%		%	
増加率				%		%		%	
達成率				%		%		%	

- (注) 1 「連携作物の連携販売量の目標」の欄については、
「農業生産者等名」の欄には、上段に事業実施主体と連携する農業生産者等名を記入し、下段に事業実施主体における連携販売の対象となる作物の全取引数量と連携販売量を記入すること。
同一作物で複数の農業生産者等と取引契約を締結している場合、農業生産者等名を全て記入すること。また、複数の作物に係る取引契約を締結している場合は、連携作物毎に小計を付し合計とすること。
- 2 「連携の内容」の欄には、要領別記2の第3の2の事業の成果目標の基準の(3)のアに定められた農業生産者等との連携の内容(生産技術の共通点)について記入すること。

4 成果目標及び達成プログラム

生産者連携事業の販売施設等の整備タイプの場合

(1) 農業生産者等との連携

連携作物の連携取扱量の目標		連携の内容	現在 A	1年度目 (事業実施年度)		2年度目		目標年度 B	
連携作物名	農業生産者等名			連携分増加量	連携分増加量	連携分増加量	連携分増加量		
小計	うち連携分/全取扱総量		/	/		/		/	
小計	うち連携分/全取扱総量		/	/		/		/	
合計			/	/		/		/	
連携シェア(加重平均)			%	%		%		%	
増加率				%		%		%	
達成率				%		%		%	

- (注) 1 「連携作物の連携取扱量の目標」の欄については、
「農業生産者等名」の欄には、上段に事業実施主体と連携する農業生産者等名を記入し、下段に当該施設で取り扱う農畜産物の総量と連携取扱量を記入すること。
同一作物で複数の農業生産者等と取引契約を締結している場合、農業生産者等名を全て記入すること。また、複数の作物に係る取引契約を締結している場合は、連携作物毎に小計を付し合計とすること。
- 2 「連携の内容」の欄には、要領別記2の第3の2の事業の成果目標の基準の(3)のイに定められた農業生産者等との連携の内容(出資又は目標年度以降3年間以上の取引契約)について記入すること。

(2) 基本構想における目標とすべき所得水準到達者の育成

事業実施主体名	構成員数 A	基本構想における目標とすべき所得水準			目標とすべき所得水準到達者数					
		関係市町村名	営農類型	構成員数 B	所得水準	現 在	1年度目 (事業実施 年度)	2年度目	目標年度	
	人			人	千円	人	人	人	人	
				人	千円	人	人	人	人	
				人	千円	人	人	人	人	
		計		人		人	人	人	人	
				人	千円	人	人	人	人	人
				人	千円	人	人	人	人	人
			計		人		人	人	人	人
			人	千円	人	人	人	人	人	
			人	千円	人	人	人	人	人	

- (注) 1 「事業実施主体名」の欄の「構成員数 A」の欄には、事業実施主体の構成員数（農業協同組合等が事業実施主体の場合にあっては当該施設に連携作物を出荷する組合員の総数とする。以下同じ。）を記載すること。
- 2 「基本構想における目標とすべき所得水準」の欄の「関係市町村名」の欄には、「事業実施主体名」の欄の「構成員数 A」の欄の構成員数に応じて、構成員の所在地市町村のすべてを記入する。なお、「構成員数 B」の欄には当該市町村の構成員数を営農類型ごとに記入し、また、市町村ごとに合計を記入すること。
- 3 「基本構想における目標とすべき所得水準」の欄の「所得水準」の欄には、当該市町村の基本構想において営農類型毎等に定めている場合にあっては、「営農類型」の欄に連携作物を含む営農類型のすべてを記入し、当該営農類型で定める所得水準を記入すること。

5 成果目標の達成に向けた取組方法（成果目標と施設整備等の関連を含む。）

生産者・実需者連携事業の場合

成果目標項目	具体的な取組方法
(1) 関連事業者等との連携	
(2) 市町村基本構想における所得水準到達者の育成	

5 成果目標の達成に向けた取組方法（成果目標と施設整備等の関連を含む。）

加工・流通拠点整備事業の場合

成果目標項目	具体的な取組方法
農業生産者等との連携	

5 成果目標の達成に向けた取組方法（成果目標と施設整備等の関連を含む。）

生産者連携事業の場合

成果目標項目	具体的な取組方法
(1) 農業生産者等との連携	
(2) 市町村基本構想における所得水準到達者の育成	

6 整備計画

(1) 事業

助成対象 事業	事業実施主体 (管理主体)	事業内容	事業量	事業費 (千円)	負担区分(千円)					借入金の調達先(千円)	
					国庫補助金	都道府県費	市町村費	自己資金	うち 借入金	公庫資金又は 近代化資金	公庫資金又は 近代化資金以外 の資金
土地基盤 整備事業											
施設整備 事業											
特認事業											
広域連携ア グリビジネ スモデル支 援施設等整 備附帯事業											
合計											

(注) 連携する関連事業者等又は農業生産者等から資金の融通を受ける場合には、負担区分の「自己資金」の欄の下端に()書きで融通額を記入すること。

(2) 事業費低減の方策

施設等名	内容 (作物名)	単位当たり建設費 (上限建設費)	その他の基準 (上限規模等)	事業費低減の具体的方策

7 添付資料

要綱別表第2の事業実施主体の欄の生産局長等が別に定める要件（要領別記2の第2関係）及び採択要件の欄の生産局長等が別に定める事業の実施基準（要領別記2の第3関係）の適合を確認できる資料等として、以下のものを添付すること。

（1）構成員に3戸以上の農家を含まない事業実施主体の確認資料（要領別記2の第2関係）

登記事項証明書

「事業実施主体適合確約書」（要領別記2様式第3号）の基礎となる資料

その他参考となる資料

（2）事業の実施基準の確認資料（要領別記2の第3関係）

[共通資料]

事業実施主体の定款・規約及び構成員の状況が分かる資料

事業実施主体の沿革が分かる資料

事業実施主体における直近の収支決算書、貸借対照表、事業報告書等の経営状況が分かる資料

事業実施主体の農業経営の現況と目標が分かる資料（参考様式1）

事業実施主体又は構成員所在地の市町村基本構想

施設等規模決定基礎資料

施設等管理運営規定等

施設等の収支計画書

建設費算定根拠

資金調達及び償還計画書

施設等の整備予定位置図、配置図、平面図等の図面

なお、計画図等の作成に当たっては、「広域連携アグリビジネスモデル支援事業計画図作成要領」（別添1）を参考とすること。

生産者・実需者連携事業及び生産者連携事業において、米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょを対象とした機械及び施設等の整備を予定している場合、品目横断的経営安定対策の導入に向けた担い手の確保に取り組んでいる地域に所在し、働きかけの対象者や組織が明らかにされていることが確認できる集落毎のマップやリスト等の資料（ただし、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの生産を行わず、他地域の生産者との連携により原材料の供給を受けるなどして事業を行う場合を除く。）

事業実施主体、事業実施主体が所在する市町村、主たる受益地の市町村又は事業実施主体が策定した「地産地消推進計画」

生産者・実需者連携事業及び生産者連携事業において、事業実施主体が、農業協同組合等である場合は、次に掲げる資料

（ア）事業実施主体が農業協同組合である場合は、当該組織における女性の選出枠の設定その他女性の参画に関する目標が分かる資料

（イ）事業実施主体が農業協同組合連合会である場合は、都道府県内の農業協同組合における女性の選出枠の設定その他女性の参画に関する数値目標が分かる資料

要綱別表第2の事業種類の欄の生産者・実需者連携事業及び生産者連携事業において、乳用牛及び肉用牛を対象として、畜産振興に係る機械及び施設等（畜産環境、畜産物の処理・加工・流通関連施設に係るものを除く。）を実施する場合、事業実施主体が策定した飼料自給率向上計画

その他参考となる資料

[事業種類別追加資料]

生産者・実需者連携事業

関連事業者等と目標年度以降3年間以上の取引契約を締結している場合、取引契約を証明する資料

加工・流通拠点整備事業

ア 事業実施主体又は事業実施主体である事業協同組合等の組合員が出資している場合、出資先の農事組合法人以外の農業生産法人の定款

イ 目標年度以降3年間以上の取引契約を締結している場合、取引契約を証明する資料

生産者連携事業の生産・加工施設等の整備タイプ

共通した生産技術（同一の品種や同様の播種、水管理、施肥、農薬の取扱い、摘果方法等）、高付加価値化（ブランド化）の取組が分かる資料

生産者連携事業の販売施設等の整備タイプ

農業生産者等と目標年度以降3年間以上の取引契約を締結している場合、取引契約を証明する資料

（3）施設整備計画書（参考様式2）

記入にあたっては、「広域連携アグリビジネスモデル支援事業記入単位一覧表」（別添2）を参考とすること。

（4）構成員調書（参考様式3）

[参考様式 1]

事業実施主体の農業経営の現況と目標

1 経営する土地等

区 分		現 在	目標年度
経営面積合計(ha) ((A)+(B)+(C)+(D))			
内	(A)田(ha) (a+b+c)		
	内 a.所有面積(ha)		
	b.利用権設定面積(ha)		
	訳 c.農作業受託面積(ha)		
	(B)普通畑(ha) (a+b+c)		
	内 a.所有面積(ha)		
	b.利用権設定面積(ha)		
	訳 c.農作業受託面積(ha)		
	(C)樹園地(ha) (a+b+c)		
	内 a.所有面積(ha)		
	訳 b.利用権設定面積(ha)		
	c.農作業受託面積(ha)		
訳	(D)その他(ha) (a+b+c)		
	内 a.所有面積(ha)		
	b.利用権設定面積(ha)		
	訳 c.農作業受託面積(ha)		

2 家 畜

区 分	乳 牛		豚		鶏		その他 ()
	成 牛	育成牛	種 豚	肥育豚	採卵鶏	ブロイ-	
現 在	()頭	()頭					
目標年度	()頭	()頭					

(注) 飼養総頭羽数を記入すること。

3 資本装備の状況（農業用施設・機械、加工施設等）

区 分	農舎	畜舎	トラクター	温室（ハウス）	加工施設	集出荷施設	その他（ ）
現 在	棟 m ²	棟 m ²	台	棟 m ²	棟 m ²	棟 m ²	
目標年度	棟 m ²	棟 m ²	台	棟 m ²	棟 m ²	棟 m ²	

- （注）1 所有する施設及び機械等は、すべて記入すること。
 ただし、機械については、主要なものを「その他（ ）」の欄を適宜追加して記入すること。
 2 農舎、畜舎、温室、ハウス頭の施設の欄は棟数及び面積、機械は所有台数を記入すること。

4 生産と販売

作 目 名	現 在				目 標 年 度			
	生産規模	生産量 (販売量)	単価	販売額	生産規模	生産量 (販売量)	単価	販売額
	a、頭	kg	円	千円	a、頭	kg	円	千円
計								

- （注）1 耕種、畜産等の部門別、作物別に記入すること。
 2 現況欄には最近1カ年間の生産及び販売について記入すること。
 3 目標欄には目標年度における生産及び販売計画について記入すること。

[参考様式 2]

施設整備計画書

1 施設の設置場所（位置）

2 施設の利用計画

(1) 施設の利用計画

事業実施主体 (管理主体)	構造 ・ 規格	規模 ・ 台数	管理運営		利用（稼働）期間 及び利用者（年間）	施設運営に係る 収入／年間（千円）	施設運営に係る 支出／年間（千円）	利 用 計 画		
			職員	人				農家数 (戸)	耕地面積 (ha)	農業所得 (千円)
			パート	人		(内訳)	(内訳)			

施 設 に 係 る 計 画				
受益面積	対象作物	稼働計画（処理量） ／ 年間	期待される効果	適正かつ十分な利用が見込まれる理由

- (注) 1 施設ごとに作成する。
 2 「施設運営に係る収入／年間」及び「施設運営に係る支出／年間」については、大まかな内訳を記入する。
 3 利用計画のうち、「農業所得」については、1戸当たりの農業所得を記入する。
 4 「施設に係る計画」については、対象作物ごとに記入する。
 5 「期待される効果」には、効果の内容に応じて、目標及び現状の数値を記入すること。
 6 上表は、施設の利用形態により変更することができる。

(2) 特認事業の利用計画

施設名	事業実施主体	管理主体	受益者		施設の内容（規模、能力等）	事業効果	適正かつ十分な利用が見込まれる理由
			受益戸数	うち認定 農業者等			
					複合経営促進施設については、 複合要件及びフローを追加		

3 費用対効果分析

項 目	効 果 等	備 考
受益面積 (h a) 受益戸数 (戸)		
総事業費 : A (千円)		
1 効果の内訳 (年効果額) : B (千円) (1) 直接効果 生産向上効果 経費節減効果 経営基盤保全効果 農外所得増加効果 (2) 間接効果 地域所得増加効果 洪水防止効果 水源かん養効果 土壌侵食防止効果 土砂崩壊防止効果 有機性廃棄物処理効果		
2 直接効果比率 : 直接効果額 / 年効果額 (%)		
3 廃用損失額 : C (千円)		
4 還元率 : D		
5 総合耐用年数		
6 妥当投資額 : $E = B / D - C$ (千円)		
7 投資効率 : $F = E / A$		

(注) 費用対効果算定基礎を添付すること。

[参考様式 3]

構成員調書

番号	氏 名	経営改善計画の認定状況			市町村基本構想における所得水準の達成計画				備 考
		認定の有無	市町村名	認定年月日	既達成者	1年度目	2年度目	目標年度	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
合計									

(注) 1 本資料は、構成員のすべてを記載すること。

2 「経営改善計画の認定状況」については、
 既に認定農業者である場合には、「認定の有無」の欄に を付し、「市町村名」の欄に認定市町村名及び「認定年月日」の欄に認定年月日を記入すること。
 認定農業者以外の農家において、目標年度までに認定農業者になることが見込まれる者については「認定の有無」の欄に「予定」と記入し、「市町村名」の欄に認定予定市町村名及び「認定年月日」の欄に認定予定年を記入すること。

及び 以外の農家については「認定の有無」の欄に「x」を付し、その他の欄は空欄とすること。

3 「市町村基本構想における所得水準の達成計画」については、
 事業実施計画承認年度において既に達成している農家については「既達成者」の欄に「達成済」と記入し()書きで達成年を記入すること。
 以外の農家であって、目標年度までに達成する予定の者については、当該年度の欄に「予定」と記入すること。

別記2様式第2号

平成 年 月 日

地方農政局長等 殿

申請者

住 所

氏 名

代表者

印

広域連携アグリビジネスモデル支援事業実施計画承認申請書

農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8264号農林水産事務次官依命通知）第4の1に基づき承認を受けたいので、広域連携アグリビジネスモデル支援事業実施計画書を添えて申請します。

別記2様式第3号 - 1

事業実施主体要件適合確約書
(農事組合法人以外の農業生産法人用)

法人名		構成農家戸数	戸
農業経営改善計画認定状況	1. 法人が認定農業者 2. 構成員に認定農業者を含む		
1の場合	認定市町村名:		認定年月日:平成 年 月 日
2の場合	認定農業者数		人

1. 3戸以上の農家からの農用地の利用集積又は3戸以上の農家から原料供給を受けて加工等を行う目標及び達成プログラム

(1) 農用地の利用集積

契約締結年月日:

締結した契約の内容:

契約の期間:

		現在	1年度目	2年度目	目標年度
利用集積面積(ha)(+ +)	農家数(a+b)				
	内				
訳	所有面積(ha)				
	利用権設定面積(ha)				
	農家数(a)				
	農作業受託面積(ha)				
	農家数(b)				

(2) 農家からの原料供給を受けて行う加工等

契約締結年月日:

締結した契約の内容:

契約の期間:

		現在	1年度目	2年度目	目標年度
原料名:					
	農家数(戸)				

(注) 複数の原料を供給する場合にあっては、適宜、欄を追加して記載すること。

2. 農業経営に常時従事する者を3人以上雇用する目標及び達成プログラム

		現在	1年度目	2年度目	目標年度
常時従事者雇用者数					
	(人/年)				

3. 経営面積に係る目標及び達成プログラム

		現 在	1年度目	2年度目	目標年度
経営面積(ha)(+ + +)					
内 訳	田(ha)				
	普通畑(ha)				
	樹園地(ha)				
	その他(ha)				

上記のとおり、農業・食品産業競争力強化支援事業実施要領（平成17年4月1日付け16生産第8266号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知）別記2の第2の1の(1)に基づく事業実施主体要件に適合することを確約します。

平成 年 月 日

住 所
法 人 名
代表者氏名

印

別記2様式第3号 - 2 (A4版)

事業実施主体要件適合確約書
(特定農業法人用)

法人名		構成農家戸数	戸
特定農用地利用規程	有効期間 年 月		

1. 特定農用地利用規程の有効期間経過後の方針

(注) 事業終了後5年間特定農業法人であるか、又は事業終了後5年間引き続き特定農業法人と同様の活動を行うかの方針を記載すること。

2. 利用集積目標及び達成プログラム

	現在	1年度目	2年度目	目標年度
利用集積面積(ha) a				
集積率(%) a/b				
	特定農用地利用規程の区域内農用地面積 b		ha	

3. 農畜産物の取扱高

	作物名	法人全体取扱高 (千円)	うち特定農用地利用規程区 域内の取扱高 (千円)	割合 (%)
現在				
1年度目				
2年度目				
目標年度				

4. 雇用者数

	現在	1年度目	2年度目	目標年度
常時雇用者数(人/年)				

上記のとおり、農業・食品産業競争力強化支援事業実施要領(平成17年4月1日付け16生産第8266号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知)別記2の第2の1の(2)に基づく事業実施主体要件に適合することを確約します。

平成 年 月 日

住 所
法 人 名
代表者氏名

印

別記2様式第3号 - 3

事業実施主体要件適合確約書
(農業サービス事業体用)

法人名		構成農家戸数	戸
構成員に認定農業者が含まれている場合	認定農業者数		人

1. 5年以上の農作業受託契約の締結状況

(1) 3戸以上の農家からの農作業受託契約の場合

契約締結年月日:

締結した契約の内容:

契約の期間:

	現 在	1年度目	2年度目	目標年度
農作業受託契約件数(件)				
関係農家数(戸)				
受託面積(ha)				

(2) 市町村との農作業受託契約の場合

契約締結関係市町村名:

契約締結年月日:

締結した契約の内容

契約の期間

	現 在	1年度目	2年度目	目標年度
関係農家数(戸)				
受託面積(ha)				

2. 農業関連業務に常時従事する者を3人以上雇用する目標及び達成プログラム

	現 在	1年度目	2年度目	目標年度
常時従事者雇用者数 (人/年)				

3. 経営面積に係る目標及び達成プログラム

	現 在	1年度目	2年度目	目標年度
経営面積(ha)(+ + +)				
内 訳	田(ha)			
	普通畑(ha)			
	樹園地(ha)			
	その他(ha)			

4 . 5 年以内に農業生産法人になることに関する計画

(注) 具体的な方針等を記載すること。

上記のとおり、農業・食品産業競争力強化支援事業実施要領（平成17年4月1日付け16生産第8266号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知）別記2の第2の2に基づく事業実施主体要件に適合することを確約します。

平成 年 月 日

住 所
法 人 名
代表者氏名

印

別記2様式第3号 - 4

事業実施主体要件適合確約書
(特定法人用)

法人名		構成農家戸数	戸
特定法人認定年月日			
構成員に認定農業者が含まれている場合	認定農業者数	人	

1. 農業関連業務に常時従事する者を3人以上雇用する目標及び達成プログラム

	現 在	1年度目	2年度目	目標年度
常時従事者雇用者数 (人/年)				

2. 経営面積に係る目標及び達成プログラム

		現 在	1年度目	2年度目	目標年度
経営面積(ha)(+ + +)	内				
	田(ha)				
	普通畑(ha)				
	樹園地(ha)				
	その他(ha)				

上記のとおり、農業・食品産業競争力強化支援事業実施要領(平成17年4月1日付け16生産第8266号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知)別記2の第2の3に基づく事業実施主体要件に適合することを確約します。

平成 年 月 日

住 所
法 人 名
代表者氏名

印

別記2様式第4号

平成 年 月 日

地方農政局長等 殿

申請者

住 所

氏 名

代表者

印

広域連携アグリビジネスモデル支援事業費異同理由書

平成 年 月 日付け第 号をもって承認された広域連携アグリビジネスモデル支援事業実施計画について、下記のとおり、農業・食品産業競争力強化支援事業実施要領（平成17年4月1日付け16生産第8266号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知）別記2の第3の6の(2)に該当する事業実施計画の変更があったので、同項に基づき提出します。

記

1. 異同内容

2. 異同理由

（注）変更事業実施計画書を添付すること。

別記2様式第5号(A4版)

広域連携アグリビジネスモデル支援事業達成状況報告書(第 年度目)

事業実施計画承認年度		施設等整備 の内容	事業内容	実施年度	事業量
目標年度					
事業種類名					
タイプ名					

事業実施主体の名称		代表者氏名		構成員数	人
主たる事務所の所在地	〒		電話番号 FAX番号		

- (注) 1 「施設等整備の内容」欄は、施設等名及び規模を記入すること。
 2 事業実施主体名には上段にふりがなを付けること。

1 成果目標達成の概要

2 成果目標の達成状況

生産者・実需者連携事業の場合

(1) 関連事業者等との連携

連携作物取扱数量の目標		現 在 A	目標達成プログラム (上段:計画 中段:実績 下段:達成率)					達 成 状 況
			1年度目 (事業実施年度)	連携分増加量	2年度目	連携分増加量	目標年度 B	
小 計	うち連携分/全取引数量	/	/		/		/	
			-----	-----	-----	-----	-----	
			/		/		/	
小 計	うち連携分/全取引数量	/	/		/		/	
			-----	-----	-----	-----	-----	
			/		/		/	
合 計		/	/		/		/	
			-----	-----	-----	-----	-----	
			/		/		/	
連携シェア(加重平均)		%	%		%		%	
			-----	-----	-----	-----	-----	
			%		%		%	
増加率		/	%		%		%	
			-----	-----	-----	-----	-----	
			%		%		%	
達 成 率		/	%		%		%	
			-----	-----	-----	-----	-----	
			%		%		%	

2 成果目標の達成状況

加工・流通拠点整備事業の場合

(1) 農業生産者等との連携

連携作物取扱量の目標		現在 A	目標達成プログラム (上段:計画 中段:実績 下段:達成率)						達成 状況
			1年度目 (事業実施年度)	連携分増加量	2年度目	連携分増加量	目標年度 B	連携分増加量	
小計	うち連携分/全取扱量	/	/		/		/		
			-----	-----	-----	-----	-----		
			/		/		/		
小計	うち連携分/全取扱量	/	/		/		/		
			-----	-----	-----	-----	-----		
			/		/		/		
合計		/	/		/		/		
			-----	-----	-----	-----	-----		
			/		/		/		
連携シェア(加重平均)		%	%		%		%		
			-----	-----	-----	-----	-----		
			%		%		%		
増加率		/	%		%		%		
			-----	-----	-----	-----	-----		
			%		%		%		
達成率		/	%		%		%		
			-----	-----	-----	-----	-----		
			%		%		%		

2 成果目標の達成状況

生産者連携事業の生産・加工施設等の整備タイプの場合

(1) 農業生産者等との連携

連携作物の連携販売量の目標		現 在 A	目標達成プログラム (上段:計画 中段:実績 下段:達成率)						達 成 状 況
			1年度目 (事業実施年度)	連携分増加量	2年度目	連携分増加量	目標年度 B	連携分増加量	
小 計	うち連携分/全取引数量	/	/		/		/		
			-----	-----	-----	-----	-----		
			/		/		/		
小 計	うち連携分/全取引数量	/	/		/		/		
			-----	-----	-----	-----	-----		
			/		/		/		
合 計		/	/		/		/		
			-----	-----	-----	-----	-----		
			/		/		/		
連携シェア(加重平均)		%	%		%		%		
			-----	-----	-----	-----	-----		
			%		%		%		
増加率		/	%		%		%		
			-----	-----	-----	-----	-----		
			%		%		%		
達 成 率		/	%		%		%		
			-----	-----	-----	-----	-----		
			%		%		%		

2 成果目標の達成状況

生産者連携事業の販売施設等の整備タイプの場合

(1) 農業生産者等との連携

連携作物の連携取扱量の目標		現 在 A	目標達成プログラム (上段:計画 中段:実績 下段:達成率)						達 成 状 況
			1 年度目 (事業実施年度)	連携分増加量	2 年度目	連携分増加量	目標年度 B	連携分増加量	
小 計	うち連携分/全取扱総量	/	/		/		/		
			-----	-----	-----	-----	-----		
			/		/		/		
小 計	うち連携分/全取扱総量	/	/		/		/		
			-----	-----	-----	-----	-----		
			/		/		/		
合 計		/	/		/		/		
			-----	-----	-----	-----	-----		
			/		/		/		
連携シェア(加重平均)		%	%		%		%		
			-----	-----	-----	-----	-----		
			%		%		%		
増加率		/	%		%		%		
			-----	-----	-----	-----	-----		
			%		%		%		
達 成 率		/	%		%		%		
			-----	-----	-----	-----	-----		
			%		%		%		

(2) 基本構想における目標とすべき所得水準到達者の育成

事業実施主体名	目標とすべき基本構想の所得水準				目標達成プログラム (上段:計画 中段:実績 下段:達成率)				達成 状況		
					目標とすべき所得水準到達者数						
					現在年度	1年度目 (事業実施 年度)	2年度目	目標年度			
構成員数 A	関係市町村名	営農類型	構成員数 B	所得水準							
人				人	千円	人	人	人	人		
						人	人	人	人		
						人	人	人	人		
				人	千円	人	人	人	人		
						人	人	人	人		
						人	人	人	人		
				人	千円	人	人	人	人		
						人	人	人	人		
						人	人	人	人		
		計		/	人	/	人	人	人		人
							人	人	人		人
							人	人	人		人
		/		/	人	/	人	人	人		人
							人	人	人		人
							人	人	人		人

(注) 1 成果目標の達成率は、(実績 - 計画時) / (年度計画 - 計画時) × 100により求めるものとする。(小数第2位は切り捨て、小数第1位まで記入する)
 なお、(実績 - 計画時) = 0、(年度計画 - 計画時) = 0となる場合の達成率の記入方法については、以下によるものとする。

計画時	年度計画	実績	(実績 - 計画時) / (年度計画 - 計画時) × 100	記入方法
0	0	0	(0 - 0) / (0 - 0) × 100 = 0 / 0 × 100	100%
0	0		(- 0) / (0 - 0) × 100 = / 0 × 100	皆
			(-) / (-) × 100 = 0 / 0 × 100	100%
			(-) / (-) × 100 = (-) / 0 × 100 <	皆

注意： 及び は、0以外の数値をいう。

2 「達成状況」欄は、当該年度の達成率が70%以上の場合は「 」を、70%未満の場合は「×」を記入すること。

3 「(2)基本構想における目標とすべき所得水準到達者の育成」については、別紙「構成員別達成状況調書」を添付すること。

3 施設の利用計画に対する利用状況

		(1) (単位)	利用率 (%)	達成状況
利用計画		(a)		
実績	平成 年度	(b)	(b)/(a)	
	平成 年度	(c)	(c)/(a)	
	平成 年度	(d)	(d)/(a)	

(注) 1 当該事業により整備した機械及び施設のすべてについて記入する。

2 「達成状況」欄は、当該年度の達成率が70%以上の場合は「○」を、70%未満の場合は「×」を記入すること。

4 改善措置等

(1) 成果目標

(注) 成果目標の達成状況の「達成状況」の欄に「×」が記入された場合に作成することとし、未達成となった理由、達成に向けた措置等を記入すること。

(2) 施設等の利用状況

(注) 施設の利用計画に対する利用状況の「達成状況」の欄に「×」が記入された場合に作成することとし、利用率が低調な理由、その要因の分析と改善にむけた措置等を記入すること。

[別紙]

構成員別達成状況調書

番号	氏名	経営改善計画の認定状況			市町村基本構想における所得水準の達成状況				備考
		認定の有無	市町村名	認定年月日	既達成者	1年度目	2年度目	目標年度	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
合計									

(注) 1 本表は、別記2様式第1号(事業実施計画書)参考様式3の「構成員調書」と整合を取り、記入すること。

2 「経営改善計画の認定状況」については、

既に認定農業者である場合には、「認定の有無」の欄に「○」を付し、「市町村名」の欄に認定市町村名及び「認定年月日」の欄に認定年月日を記入すること。

認定農業者以外の農家において、当該年度に認定農業者になった者については「認定の有無」の欄に「○」と記入し、「市町村名」の欄に認定市町村名及び「認定年月日」の欄に認定年月日を記入すること。

認定農業者以外の農家において、目標年度までに認定農業者になることが見込まれる者については「認定の有無」の欄に「△」と記入し、「市町村名」の欄に認定予定市町村名及び「認定年月日」の欄に認定予定年を記入すること。

それ以外の農家については「認定の有無」の欄に「×」を付し、その他の欄は空欄とすること。

3 「市町村基本構想における所得水準の達成状況」については、

事業実施計画承認年度において既に達成している農家については「既達成者」の欄に「○」を付すこと。

それ以外の農家であって、1年度目以降目標年度までに達成した者は、達成した当該年度の欄に「○」を付すこと。

別記2様式第6号(A4版)

広域連携アグリビジネスモデル支援事業評価報告書

事業実施計画承認年度		施設等整備 の内容	事業内容	実施年度	事業量
目標年度					
事業種類名					
タイプ名					

事業実施主体の名称		代表者氏名		構成員数	人
主たる事務所の所在地	〒		電話番号 FAX番号		

- (注) 1 「施設等整備の内容」欄は、施設等名及び規模を記入すること。
 2 事業実施主体名には上段にふりがなを付けること。

1 成果目標達成の概要

2 成果目標の達成状況

生産者・実需者連携事業の場合

(1) 関連事業者等との連携

連携作物取扱数量の目標		現在 A	目標達成プログラム (上段:計画 中段:実績 下段:達成率)						達成 状況 (評価)
			1年度目 (事業実施年度)	連携分増加量	2年度目	連携分増加量	目標年度 B	連携分増加量	
小計	うち連携分/全取引数量	/	/		/		/		
			-----	-----	-----	-----	-----		
			/		/		/		
小計	うち連携分/全取引数量	/	/		/		/		
			-----	-----	-----	-----	-----		
			/		/		/		
合計		/	/		/		/		
			-----	-----	-----	-----	-----		
			/		/		/		
連携シェア(加重平均)		%	%		%		%		
			-----	-----	-----	-----	-----		
			%		%		%		
増加率		/	%		%		%		
			-----	-----	-----	-----	-----		
			%		%		%		
達成率		/	%		%		%		
			-----	-----	-----	-----	-----		
			%		%		%		

2 成果目標の達成状況

加工・流通拠点整備事業の場合

(1) 農業生産者等との連携

連携作物取扱量の目標		現在 A	目標達成プログラム (上段:計画 中段:実績 下段:達成率)					達成 状況 (評価)
			1年度目 (事業実施年度)	連携分増加量	2年度目	連携分増加量	目標年度 B	
小計	うち連携分/全取扱量	/	/		/		/	
			-----	-----	-----	-----	-----	
			/		/		/	
小計	うち連携分/全取扱量	/	/		/		/	
			-----	-----	-----	-----	-----	
			/		/		/	
合計		/	/		/		/	
			-----	-----	-----	-----	-----	
			/		/		/	
連携シェア(加重平均)		%	%		%		%	
			-----	-----	-----	-----	-----	
			%		%		%	
増加率		/	%		%		%	
			-----	-----	-----	-----	-----	
			%		%		%	
達成率		/	%		%		%	
			-----	-----	-----	-----	-----	
			%		%		%	

2 成果目標の達成状況

生産者連携事業の生産・加工施設等の整備タイプの場合

(1) 農業生産者等との連携

連携作物の連携販売量の目標		現在 A	目標達成プログラム (上段:計画 中段:実績 下段:達成率)					達成 状況 (評価)
			1年度目 (事業実施年度)	連携分増加量	2年度目	連携分増加量	目標年度 B	
小計	うち連携分/全取引数量	/	/		/		/	
			-----		-----		-----	
			/		/		/	
小計	うち連携分/全取引数量	/	/		/		/	
			-----		-----		-----	
			/		/		/	
合計		/	/		/		/	
			-----		-----		-----	
			/		/		/	
連携シェア(加重平均)		%	%		%		%	
			-----		-----		-----	
			%		%		%	
増加率		/	%		%		%	
			-----		-----		-----	
			%		%		%	
達成率		/	%		%		%	
			-----		-----		-----	
			%		%		%	

2 成果目標の達成状況

生産者連携事業の販売施設等の整備タイプの場合

(1) 農業生産者等との連携

連携作物の連携取扱量の目標		現在 A	目標達成プログラム (上段:計画 中段:実績 下段:達成率)						達成 状況 (評価)
			1年度目 (事業実施年度)	連携分増加量	2年度目	連携分増加量	目標年度 B	連携分増加量	
小計	うち連携分/全取扱総量	/	/		/		/		
			-----	-----	-----	-----	-----		
			/		/		/		
小計	うち連携分/全取扱総量	/	/		/		/		
			-----	-----	-----	-----	-----		
			/		/		/		
合計		/	/		/		/		
			-----	-----	-----	-----	-----		
			/		/		/		
連携シェア(加重平均)		%	%		%		%		
			-----	-----	-----	-----	-----		
			%		%		%		
増加率		/	%		%		%		
			-----	-----	-----	-----	-----		
			%		%		%		
達成率		/	%		%		%		
			-----	-----	-----	-----	-----		
			%		%		%		

(2) 基本構想における目標とすべき所得水準到達者の育成

事業実施主体名	目標とすべき基本構想の所得水準				目標達成プログラム (上段:計画 中段:実績 下段:達成率)				達成 状況 (評価)		
					目標とすべき所得水準到達者数						
					現在年度	1年度目 (事業実施 年度)	2年度目	目標年度			
構成員数 A	関係市町村名	営農類型	構成員数 B	所得水準							
人				人	千円	人	人	人	人		
						人	人	人	人		
						人	人	人	人		
				人	千円	人	人	人	人		
						人	人	人	人		
						人	人	人	人		
				人	千円	人	人	人	人		
						人	人	人	人		
						人	人	人	人		
		計		/	人	/	人	人	人		人
							人	人	人		人
							人	人	人		人
		/		/	人	/	人	人	人		人
							人	人	人		人
							人	人	人		人

(注) 1 成果目標の達成率は、(実績 - 計画時) / (年度計画 - 計画時) × 100 により求めるものとする。(小数第2位は切り捨て、小数第1位まで記入する)
 なお、(実績 - 計画時) = 0、(年度計画 - 計画時) = 0 となる場合の達成率の記入方法については、以下によるものとする。

計画時	年度計画	実績	(実績 - 計画時) / (年度計画 - 計画時) × 100	記入方法
0	0	0	(0 - 0) / (0 - 0) × 100 = 0 / 0 × 100	100%
0	0		(- 0) / (0 - 0) × 100 = / 0 × 100	皆
			(-) / (-) × 100 = 0 / 0 × 100	100%
			(-) / (-) × 100 = (-) / 0 × 100 <	皆

注意： 及び は、0以外の数値をいう。

- 「達成状況(評価)」欄は、当該年度の達成率が70%以上の場合は「 」を、70%未満の場合は「×」を記入すること。
- 「(2)基本構想における目標とすべき所得水準到達者の育成」については、別紙「構成員別達成状況調書」を添付すること。

3 施設の利用計画に対する利用状況

		(1) (単位)	利用率 (%)	達成状況
利用計画		(a)		
実績	平成 年度	(b)	(b)/(a)	
	平成 年度	(c)	(c)/(a)	
	平成 年度	(d)	(d)/(a)	

(注) 1 当該事業により整備した機械及び施設のすべてについて記入する。

2 「達成状況」欄は、当該年度の達成率が70%以上の場合は「○」を、70%未満の場合は「×」を記入すること。

4 改善措置等

(1) 成果目標

(注) 成果目標の達成状況の「達成状況(評価)」の欄に「×」が記入された場合に作成することとし、未達成となった理由、達成に向けた措置等を記入すること。

(2) 施設等の利用状況

(注) 施設の利用計画に対する利用状況の「達成状況」の欄に「×」が記入された場合に作成することとし、利用率が低調な理由、その要因の分析と改善に向けた措置等を記入すること。

[別紙]

構成員別達成状況調書

番号	氏名	経営改善計画の認定状況			市町村基本構想における所得水準の達成状況				備考
		認定の有無	市町村名	認定年月日	既達成者	1年度目	2年度目	目標年度	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
合計									

- (注) 1 本表は、別記2様式第1号(事業実施計画書)参考様式3の「構成員調書」と整合を取り、記入すること。
- 2 「経営改善計画の認定状況」については、
 既に認定農業者である場合には、「認定の有無」の欄に「○」を付し、「市町村名」の欄に認定市町村名及び「認定年月日」の欄に認定年月日を記入すること。
 認定農業者以外の農家において、当該年度に認定農業者になった者については「認定の有無」の欄に「○」と記入し、「市町村名」の欄に認定市町村名及び「認定年月日」の欄に認定年月日を記入すること。
 認定農業者以外の農家において、目標年度までに認定農業者になることが見込まれる者については「認定の有無」の欄に「予定」と記入し、「市町村名」の欄に認定予定市町村名及び「認定年月日」の欄に認定予定年を記入すること。
 から以外の農家については「認定の有無」の欄に「×」を付し、その他の欄は空欄とすること。
- 3 「市町村基本構想における所得水準の達成状況」については、
 事業実施計画承認年度において既に達成している農家については「既達成者」の欄に「○」を付すこと。
 以外の農家であって、1年度目以降目標年度までに達成した者は、達成した当該年度の欄に「○」を付すこと。

(別添1)

広域連携アグリビジネスモデル支援事業計画図作成要領

1 計画地区位置図

事 項	記 載 要 領	
	色 別	図 示 方 法
1 市町村境	黒	2 mm程度の実線で枠を取り、外側をぼかす。
2 農業振興地域	緑	2 mm程度の実線で枠を取り、外側を緑でぼかす。
3 農用地利用改善 団体の区域	紫	2 mm程度の破線で径10mmの枠を取り、内側に番号を記入する。
4 都市計画区域	赤	2 mm程度の破線で枠を取る。
(1) 市街化区域	赤	2 mm程度の実線で枠を取り、内側を赤で着色する。
(2) 用途区域	桃	2 mm程度の実線で枠を取り、内側を桃で着色する。
5 実施計画地区	橙	2 mm程度の実線で枠を取り、内側を橙で着色する。
6 主要な公共施設		
国道	茶	2 mm程度の実線
県道	＼	1.5mm程度の実線
一級河川	水色	白図でかなりの河川幅がある場合にのみ着色する。
役場	黒	径10mmの枠を取り、内側に「役」と記入する。
農協	＼	径10mmの枠を取り、内側に「農」と記入する。
学校(小・中・高)	＼	径10mmの枠を取り、内側に「小」、「中」、「高」と記入する。
7 その他		適宜記入する(注意書きすること)。

2 全体計画図

(1) 土地基盤整備関係

事 項	記 載 要 領	
	色別	図 示 方 法
1 事業計画 (1) 畦畔整備 (2) 農地保全整備 (3) 建物用地整備	緑 紫 橙	受益範囲を薄くぼかし塗りする。 受益範囲を薄くぼかし塗りする。 径10mm程度の枠を取り、内側に番号を記入し区域を
2 関連事業 (1) 区画整理 (2) 農用地造成等	赤 茶	公共事業で既に実施した区域は、2mmの実線で区域を囲み内側をぼかす。また、事業実施計画地区は2mmの点線で区域を囲み内側をぼかす。
(3) 農道	赤	公共事業で既に完了した路線は、2mm程度の実線、また、事業実施計画路線は点線で記入する。

(2) 整備事業関係

事 項	記 載 要 領	
	色別	図 示 方 法
1 事業計画 (1) 施設整備事業	青	施設の異なる個々の事業ごとの設置場所に径10mmの枠を取り、内側に番号を記入しぼかし塗りする。
(2) 特認施設	赤	〃
2 関連事業	黄	〃
3 既存の主な農業施設 (例)		
(1) ライスセンター	黒	10mm方形の内側をぼかし塗りする。
(2) 集荷所	茶	10mm方形の内側を薄くぼかし塗りし、内側に施設名の頭文字を記入する。
(3) 選果所	〃	〃

(別添 2)

広域連携アグリビジネスモデル支援事業記入単位一覧表

1 土地基盤整備事業

具体的事業内容	事業量の記入単位	利用計画等の記入単位
(1) 畦畔整備 (2) 農地保全整備 (3) 建物用地整備	畦畔整備の箇所数及び受益面積による。(箇所、ha) 農地保全整備の受益面積による。(ha) 施設等建物の用地整備面積による。(m ²)	

2 整備事業

具体的事業内容	事業量の記入単位	利用計画等の記入単位
(1) 高生産性農業用機械施設	施設の棟数、延べ床面積、馬力、台数等整備内容に即して記入する。(棟、m ² 、ps、台等)	適宜記入
(2) 乾燥調製貯蔵施設	施設の棟数、延べ床面積による。(棟、m ²)	乾燥調製した作物種類別製品数量又は貯蔵能力(t)
(3) 育苗施設	施設の棟数、延べ床面積による。(棟、m ²)	適宜記入
(4) 農畜産物集出荷貯蔵施設	施設の棟数、延べ床面積による。(棟、m ²)	作目別の集出荷量、貯蔵数量(t)
(5) 農畜産物処理加工施設	施設の棟数、延べ床面積による。(棟、m ²)	作物別の処理加工品目別数量(t)
(6) 高品質堆肥製造施設	施設の箇所数、処理量による。(箇所、t)	処理量(t)
(7) 農業用水施設	農業用水施設の受益面積、施設箇所数、延長による。(ha、箇所、m)	灌水した回数、受益実面積、供給水量(ha、箇所、t)
(8) 地域農業管理施設	施設の棟数、延べ床面積による。(棟、m ²)	利用日数、利用延べ人数(日、人)
(9) 新技術活用種苗等供給施設	施設の棟数、延べ床面積による。(棟、m ²)	適宜記入
(10) 産地形成促進施設	適宜記入する。	適宜記入
(11) 地域食材供給施設	適宜記入する。	適宜記入
(12) 未利用資源活用施設	施設の棟数、延べ床面積による。(棟、m ²)	未利用資源別の処理再生量利用日数、利用延べ人数(日、人)
(13) 経営高度化支援施設	適宜記入する。	適宜記入

(注) 特認事業は上記に準じて記入する。